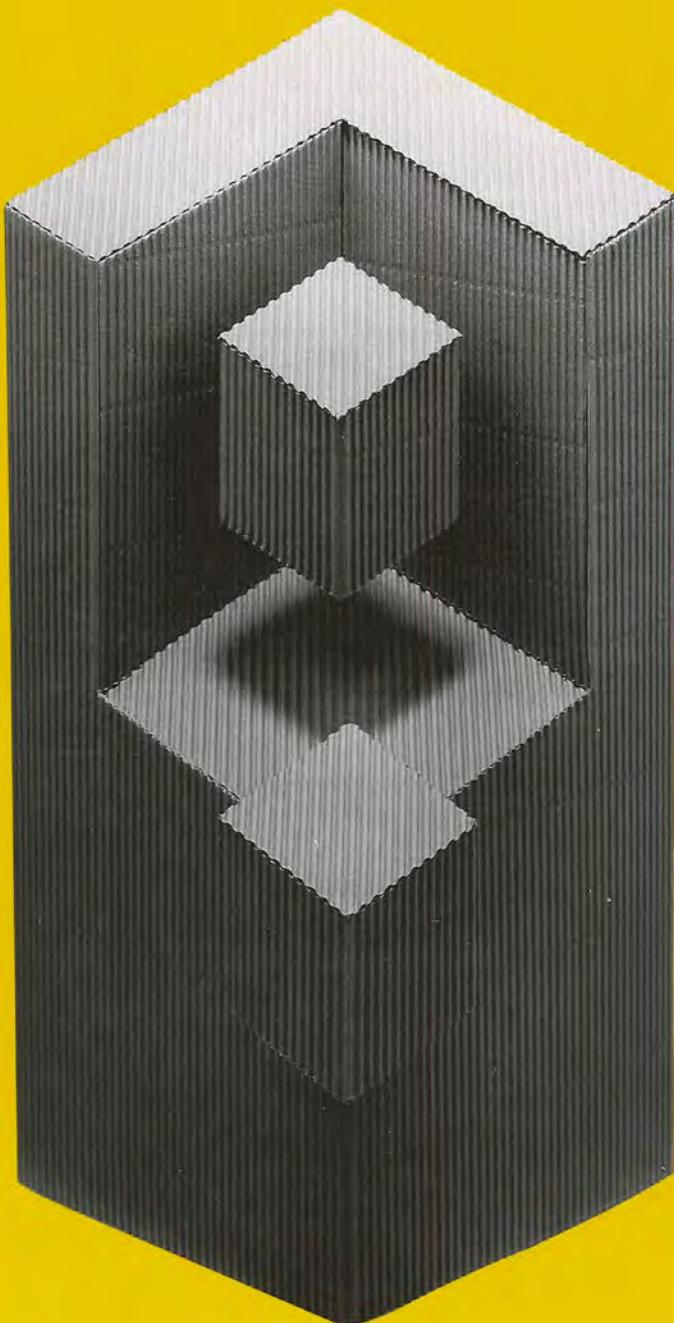


働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の総合雑誌

経済科学通信

特集 ギャンブル・キャピタリズムの凋落

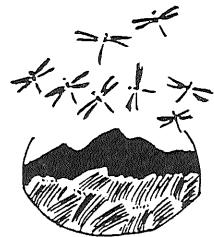


基礎経済科学研究所

- 研究者群像(第四回) * 江口英一先生に聞く
- 経済投機化と現在の金融不安 小西一雄
- 地価急騰と土地税制 瀬川久志
- 財テクブームと労働者の家計 佐藤卓利
- 途上国債務戦略をめぐる対抗関係とIMFの役割 奥田宏司

経済科学通信

第57号 (1988年10月)



研究者群像●江口英一先生に聞く	2
特集●ギャンブル・キャピタリズムの凋落	
特集によせて	編集局 7
経済投機化と現在の金融不安	小西 一雄 8
地価高騰と土地税制	瀬川 久志 15
財テクブームと勤労者の家計	佐藤 卓利 21
途上国債務戦略をめぐる対抗関係と IMF の役割	奥田 宏司 30
現代の焦点●税制改革と「構造調整」政策	梅原 英治 37
歴史の探究●ニューディール	佐々木雅幸 45
古典を読む●ジョン・スチュアート・ミル『自由論』	大西 広 47
文学と経済学●ディケンズの『リトル・ドリット』	森岡 孝二 50
学界動向●「世界都市」から見る都市経済の再生	井内 尚樹 56
研究所訪問●国民教育研究所——伊ヶ崎暁生先生へのインタビュー	60
書評●鶴田廣巳・藤岡純一編『税制改革への視点』	今村 元 63
J. オコンナー著『経済危機とアメリカ社会』	横尾 邦夫 64
置塙信雄・伊藤誠著『経済理論と現代資本主義』	三輪 憲次 65
松石勝彦著『資本論の方法』	梅垣 邦胤 66
西川潤著『世界経済入門』	鈴木 秋洋 67
モニター書評●基礎研編『講座・構造転換』第3巻	柿沼 昌芳 69
基礎研編『講座・構造転換』第4巻	井沢 嘉之 70
基礎研編『講座・構造転換』第4巻	本宮 正則 71
基礎研編『講座・構造転換』第4巻	山岸 明 72
投稿●石沢「法則」を支えるもの	中村 静治 73
基礎研だより●基礎研公開市民セミナーのご案内	85
1988年春季合宿研究交流集会の報告	樫原 正澄 86
文献紹介●置塙信雄・鶴田満彦・米田康彦著『経済学』	29
非核の政府を求める京都の会編『ハート・オブ・ピース』	29
富沢賢治ほか著『協同組合の拓く社会』	49
読者の声●	36
編集後記●	編集局 87

江口英一先生に聞く



このインタビューは、さる5月21日、社会政策学会会場（国学院大学石川校舎）にて行ないました。インタビュアーは成瀬龍夫氏（所員、滋賀大学）と光岡博美氏（所員、駒沢大学）にお願いしました。

——本日はお忙しいなかをありがとうございます。この「研究者群像」という企画は、経済学研究や労働者学習の第一線でご活躍の先生方にご登場いただき、これまでの研究と人生の歩み、今後の研究課題などをお伺いしようというものです。江口先生はとくに貧困にかかわる社会調査で多くの成果をあげられておられますので、今日はそのあたりを中心にお話しをお伺いできればと思っております。

はじめに、先生が社会調査に携われるまでのことをお伺いします。まず、社会科学との出会いといいますか、江口先生の学生時代のことからお願い致します。

中国人労働者の現実を見て 経済学の勉強を志す

江口 私は旧制の第八高等学校（名古屋）を終えて、昭和13（1938）年に東京大学文学部国文科に入学しました。そして1年後に経済学部に移ったのです。

旧制八高時代の先輩には、学生運動で学校をクビになった都留重人さんや、ほんとうに地味な研究者だった鈴木圭介さんなどがいて、当時は学生運動の拠点だったようですが、私の在学時代には学生運動は消滅していました。また、東大経済学部では、矢内原（忠雄）、山田（盛太郎）、大内（兵衛）、有沢（廣巳）先生のような方々は教壇を追われていました。それでも、

大河内（一男）、大塚（久雄）先生などのような若い良心的な先生のもとに、隅谷（三喜男）さんなどの学生が集って、社会科学研究会も続けられていたようです。けれども、私自身は勉強好きなまじめな学生というわけでもなく、むしろプロレタリア文学とか島木健作の『生活の探求』とか、また、当時はやりの『生活綴方』のような、文学や庶民の生活などに关心をもっておりました。

私の両親は当時のいわゆる満州（中国東北部）で生活しておりまして、私は夏休みにそこに帰省しました。そこで中国人労働者が苦力としてひどい姿で働いたり、また彼らが水ばっかりの水ギョーザのようなものを屋台で食事をしている情景を見かけたり、そんなことが私を文学部から経済学部に変わらせるきっかけとなりました。けれども学校の教室での経済学は、なまけものの私にはちっとも面白くなく、勉強しませんでした。

そうしているうちに、昭和16（1941）年、太平洋戦争の始まった年ですが、その年の12月に“短縮卒業”ということになり、形式的には満州電々株式会社に籍を置きました。ただし、それは形式でして、17（1942）年の2月に一兵卒として入営し、満州にいき、その後、東京の経理学校の勤務に変わって、そこで敗戦を迎えることになったのです。

大河内ゼミを経て社会調査にのめりこむ

——戦後はどうされたのですか。

江口 復員後は、東大経済学部の、戦争で散らかっていた研究図書の整理をする職を与えられ、大河内ゼミに参加する（客員）機会を与えられ、勉強を始めることになりました。ちょうど大河内ゼミには塩田（庄兵衛）、氏原（正治郎）さん、少し下に高橋（洸）さんなどがいて、大河内ゼミの全盛時代の一つの頂点だったわけです。そうするうちに、昭和23（1948）年に専修大学の経済学部に職を得、同時に労働省の統計調査部の嘱託や、東大社研の非常勤研究員もやりました。

当時の産業・労働・生活調査としては、大河内先生主導による京浜工業地帯のかなり大規模な調査などが行われていましたが、私が最初に中心となってやったのは、飯田橋職安に集まった労働者の生活調査がそれです。社会調査としては、それなりの社会調査がたくさんなされているのですが、戦前のアカデミズムが直接手をおろして社会調査を行なうということは、それほどなかったと思います。矢内原先生が総長のとき、東大社研がつくられ、その道がひらけました。社研が主体となったこの調査は、どん底にあった戦後日本の底辺の一つの典型を代表する人々の生活と労働、そして社会の仕組みの実態を明らかにしようとしたのですが、戦争中にはむしろ中位以上の生活状態にあった職人や中小企業主などが分解し落層して失対日雇い労働市場を構成していたのです。そして、この調査以降、労働科学研究所の藤本（武）先生や坂寄（俊雄）さん、井上（和衛）さんなどを知り、親しく共同してあるいは競争して調査を行う間柄になりました。また、当時、中央労働学園におられた篠山（京）先生などとともにご一緒し、いうなれば「社会調査派」の一員に加えていただき、調査にのめりこむことになりました。

「自立者調査」で政府の失対打切り 政策の現実を暴露

——その後、先生は多くの貧困・生活調査を手

がけられていますが、調査活動をされてどのような想い出や苦労話がおありですか。

江口 それ以降の私の社会調査の一つの中心は全日自労という労働組合と連携しながら、その運動に併行して実施されたものが、たくさんあります。

たとえば、昭和38（1963）年は失業対策打切り法案が国会に上程された時期です。この時期にはいわゆる「自立者調査」をやりました。労働省は40万円プラス α の金を出し、これで失対労働者を「自立」=追い出し、失業対策を打ち切ろうというわけですね。しかし、私たちの調査では、そういう人々が「自立」したかというと、必ずしもそうではありませんでした。

花屋さんなどになったという記入もありましたが、他方では、借金の支払い、医療費の支払いにあてるためにという事例も多かったです。これに対し、労働省は「自立」させたと称し、わずかの手切れ金を出して、失対から追い出したわけです。この人々の真実の姿を、われわれが調査の力で白日のもとにさらけ出したのです。これは当時の朝日新聞や週刊誌などにも取り上げられ、国会でも問題となったところです。

日本における「貧困の再発見」の困難さ

江口 それから昭和47年、その頃私はもう日本女子大学から中央大学にきておりましたが、このときは「都民の生活水準調査」の調査を中野区の全世帯を対象に実施しました。この調査研究の基礎データは所得税のための申告票でした。生活水準の測定は、生活保護基準とその倍率を物指しとしました。後に知ったのですが、イギリスでもタウンゼントなどがこの方法で調査をやり、有名なイギリス戦後の「貧困の再発見」の一連の調査と研究になっていったのです。

その調査の結果ですが、一言でいうと、高度経済成長を経たこの時代で、区民のうち生活保護水準以下の人々が中野区では26%に達するということを発表した。そうしたらケンケンゴーゴーたる批難に合いました。データがまずいというのです。私は、批評者は自分の調査の数で答えるべきだといったのですが。そこで再び自営業者を除くサラリーマンだけで追試したけれ

ど、やはり15～16%を占めるという結果になりました。この調査では、現在、淑徳大学の川上昌子教授の大きな援助を得ました。

要するに、日本の土壤では「貧困の再発見」を公平な目で重視し、社会的な実践にうつしていくことが、遺憾ながらできませんでした。それは私の力のなさですが、しかし、なぜ私がこんなことをいうかというと、先述の「自立調査」もそうですが、社会調査は政策批判を含み、理論だけでなく、実践というものと、どこかでつながっているということがいいたいからです。

山谷で生き生きとしていた学生たち

江口 それから山谷の調査です。この調査では、その人たちがいるところとして「住宅調査」を中心にやりましたが、山谷の労働者が利用しているその地域の飲み屋や、しるこ屋——これが案外多いのですが——にも出かけていきました。

ちょうどそのころ、私は日本社会事業大学でも教えていたのですが、社事大の学生が卒業論文に「山谷」を取り上げるので指導を依頼してきたことがあります。それで私は、そういうテーマでやるのは無理だといいました。しかし、どうしてもやるのなら、まず山谷で働き実際に生活することが必要でしょう、それができないならこのテーマでは止めた方がよい、といいました。ところが、夏休みでしたか、私は山谷で彼らと、バッタリ出くわしたのです。教室よりも山谷で働いている彼らの方がむしろ生き生きとしていました。調査と研究のためです。これも一つの想い出です。

ただ、このように実態調査をし続けて、自分はいったいどこへいくのかな、と思い続けてたのも事実です。1965年前後でしたが、バタ屋（くず屋）さんの調査をしていたときのことです。たまたま上野の無料宿泊所をたずねたときです。下町のある病院の院長さんが浮浪者たちに無料で弁当を配っているのに出くわしました。そのことは週刊誌にも出ていたので知っていました。私もどんなものか、ならんでそれを受け取ってみようと思い、列に加わりました。もともと野次馬根性が強いですからね。あたりは上野の国電の線路沿いの高台で、秋風が吹いてい

ました。何となくウラブレた気持ちでした。

多くの“事実”の中から 「生きた具体的な事実」を取り出す

——先生はそのように多くの社会調査を手掛けられてこられましたが、社会調査の意義について、どのようにお考えでしょうか。

江口 もっとも社会調査といっても、もともと定説があるわけではありませんが、私の社会調査のスタイルということでお話ししてみようと思います。

私は社会調査を行なううえで、理論はもちろん必要だと考えています。先人の打ち立てた理論なしに調査などありえません。けれども、調査を実施する場合には、複数の仮説をもつてることが必要です。“発見”された事実によって仮説が修正され、さらに新しい事実が把握されていくことになるからです。理論だけが現実から遊離して、精緻になっても、それは無意味ではないかと思います。ウェップも言っておりますが、要するに、せっかちにある答えを求めて疑問を提出してはダメだということでしょうかね。正しい事実を求めて、どこまでもいくという、そしてやれるものならやってみろというような居直ったような気持ちを、私はいつももっていましたね。あまりよい態度ではありませんがね。

“事実”はたくさん存在する。それらは相互に矛盾している、あるいは矛盾する側面によって成り立っているわけですが、そのなかでどういう事実が正しいのか、それを勇気をもって取り出す必要があるということです。そうしたものとしての事実は、平板な抽象的な死んだ具体ではなく、生きた具体的なものとなる。その事実が含意する実践的な意味を含むものであると考えます。それは真実のものを白日のもとにさらけ出すとか、暴露するということを含んでいいわけで、それは事実というものがいわば物のようなものとなり、生きて、物質的な力を加えると言うことでしょう。

もちろん、私は調査イコール実践であると考えているものでもありません。社会調査はそれなりの方法による社会研究の一つであり、把握

された事実と事実の間の関係を明らかにし、さらに事実存在の理由、原因にまで進んでいかざるを得ません。因果法則なり、存在の法則の追求ですね。その知識の累積、つまり理論の推進ですね。しかし、その根本の法則ということになると、社会調査にその能力があるのか分かりません。多分、それは社会調査の任務ではないでしょうね。

“はじめに答えありき”の最近の「調査」

——先生が調査される場合の方法というのはどのようなものなのでしょうか。先生の行なわれた調査研究をみると、「社会階層」という概念が目につきますが、……。

江口 私の社会調査の方法としての理論的枠組みについては、そんなたいしたものがあるわけではありません。ともあれ、現実に調査をやれば明らかなことですが、実際の貧困・生活調査にとっては抽象的貧困や生活は、存在しないわけとして、社会階層とか移動・転落という概念を入れざるを得ないと思います。

また、日本の社会調査については、先ほども言いましたように、戦前にはアカデミズムのなかでの調査はありませんが、アカデミーと何らかの関連をもちらがらやられたとは思います。京都の細民調査や京都市社会課の漆葉（うるしば）さんが主導された一連の社会調査などは、たいしたものだと思います。昭和はじめから戦争中までの、あのむつかしい時代であったから、なおさらです。

その意味では、戦後の、とくに最近の調査の方がむしろダメなんじゃないかという気持ちも、正直なところ、もっているのです。まるで石鹼でも売るような、片ペンたる意見調査などをまとめて政策を作る。あんなものが調査だといえましょうかね。はじめに事実ではなく、答えありき、ですからね。

『日本の低所得層』で 日本学士院賞・野呂栄太郎賞を受賞

——著書の『日本の低所得層』が日本学士院賞、野呂栄太郎賞を受賞しましたが、これについて

の感想はいかがでしたか。

江口 内心じくじたるもので、私などの仕事には値しないと思うのですが……。けれども、貧困・生活調査研究の分野で、これらの賞が与えられたことはたいへん喜ばしいことだと思います。また、このときには全日自労の人たちがお祝いをしてくれました。それも楽しい想い出となっています。ところが、野呂賞をいただいた私は、実は野呂栄太郎の著作をあまり読んでいないというようなわけでした……（笑い）。

貧困問題を軽視する風潮への危惧

——最後に、最近の経済学の状況、社会調査の今後のあり方、若い研究者への注文などについて自由にお話し下さい。

江口 大上段にふりかぶった話はできませんが、現状では貧困問題の軽視・無視が進んでいるように思います。とくに高度成長以後はそうです。今年は世界人権宣言40周年にあたるのですが、ブルジョア社会のなかでの形式的平等や自由の枠組みでは不十分です。やはり貧困や生活苦に由来する人間の孤独や苦しみに痛みを感じ、共感する能力をもたない限り、学問などやる資格はないのではないでしょうか。

これから研究課題・方向についてですが、たとえば住宅問題などが大切だと考えております。とくに住宅はおろか、家族・住所もない人々、つまりホームレスな人々が世界的に拡がっています。アパートから立退きを強要され、身の置き所もない孤独な老人たちが東京などにはいっぱいいるわけです。これらの問題は確かに特殊な事柄に見えますが、実は広い問題を含んでいると思います。

また、最近の若い人たち、学生などを見ておりますと、貧困問題に無関心のようにも思えます。特効薬は見つかりませんが、彼ら自身が具体的な問題にぶつかるような実践が必要でしょう。

つい先日、全生連（生活と健康を守る会連合会、東京新宿）の会議に出ましたが、最近の生活相談では「私はどうしたらいいのか」という相談が多いのだそうです。どういうことかといふと、「ある場所に行きたいがどの道を行けば

よいのかわからない」というんじゃなくて、「どこに行けばよいかわからない」という相談なんですね。学生たちもそういう状況に置かれているんじゃないでしょうか。現代社会は人々が孤独になったり、すぐに孤立しやすい世の中じゃないかと思います。

調査によって多くのことを教えられる

江口 それから、私がこれまで調査をやってこられたのはこういうことではないでしょうか。つまり、調査によって私自身が教えられることがたくさんありました。

たとえば、かつて堀江正規さんを中心とした『日本の貧困地帯』（新日本出版社、1967年初版）で、「山谷」のことを執筆しました（「日本の窮乏層」の章）。その際、山労協という山

谷労働者の労働組合の準備組織がいわゆる70年安保のちょっと前にあります、そこの人たちが読書会をし、私の書いたところを批評したのです。私はこれら（山谷）の人々は切実に保護と救済を要する人々であると書いたのですが、彼らにいわせれば、「われわれは救済や保護を求めてはいない。自分たちが無権利状態に放置されていることが問題なのだ」と反論され、一本取られたことがあります。彼らは私のように頭のなかだけで考えている人間は、ぜったい信用しないところもあります、そうした人々から教えられ共感できることも多かったです。

調査で発見された事実は、理論と実践の両方にはね返っていくと思うのです。そういう思いがあって、これまで仕事をしてきたんだと考えております。

——本日は大変ありがとうございました。

江口英一先生の略歴および主要著作

略歴

- 1918年 名古屋市にて出生
1938年 東京大学文学部に入学
1939年 東京大学経済学部に移る
1941年 東京大学経済学部卒業
1948年 専修大学商経学部助教授
1956年 北海道大学教育学部助教授
1959年 日本女子大学文学部社会福祉学科教授
1968年 中央大学経済学部教授（現在に至る）
この間、東京大学社会科学研究所非常勤研究員、労働省統計調査部嘱託、その他兼任。

主要著作

公的扶助制度比較研究（笠山・田中との共著）	光生館	1968年
現代の「低所得層」（上・中・下）	未来社	1979年
「山谷」——失業の現代的意味（西岡・加藤氏と共に編）	未来社	1979年
社会福祉と貧困（編著）	法律文化社	1981年
生活分析から福祉へ	光生館	1987年
その他、多数。		

特集「ギャンブル・キャピタリズム」によせて

3年連続の対外純資産世界一。対外資産残高は1兆ドルをこえ、企業・個人・公共のもつ金融資産はGNPの3.4倍もある。内需拡大で企業は空前の高収益。その背景には、土地や株など資産運用による所得増加がある。つまり、財テク・ブームの生み出した「好景気」である。

イギリスの経済学者S.ストレンジは、マネーゲーム全盛の現代資本主義を「カジノ資本主義」と名づけた。まさに、現代は、資産運用、投機、賭けの上にそびえたつ砂上楼閣、「ギャンブル・キャピタリズム」である。

しかし、この中で、持てるものと持たざるものとの格差が拡っている。国際的には、アメリカの財政・国際収支赤字、日本の国際収支黒字と財政赤字、発展途上国の累積債務といった不均衡の連鎖。国内的には、国民のあいだの資産格差、所得格差、地域格差が確実に大きくなりつつある。国家財政の面では、GNPの約半分、160兆円にのぼる政府長期債務残高、歳出の4分の1に達する16兆円の国債費といった状況がある。その中で、「国際協調」のための防衛費や海外援助費は増大し、社会保障費や教育費、中小企業費や農林水産費は抑制・縮小させられていく。格差は拡大するばかりである。

そして、消費税導入を含む「税制改革」。逆進性が不可避のこの消費税は、実現すれば国民のあいだの格差をさらに拡大することになるであろう。今回の「税制改革」には、キャピタル・ゲイン原則課税が含まれている。しかし、その内容たるや、売却額の1%課税というきわめて緩やかな「みなし方式」である。証券関連業界では、「年間30回、12万株以上」という従来の枠がなくなるので日々歳という受けとめ方さえしている。1億円以上の儲けは20%の分離課税に、との「改良案」も出されているが、それとて相手はその筋の専門家。年間の儲けが1億円以下にみせかけるなど、いつも簡単なことである。大企業へのさまざまな優遇税制にはほとんど手がつけられなかった。「不公平是正」をう

たった税制改革は、このギャンブル・キャピタリズムを延命させ、国民のあいだの格差をさらに拡げるものとなるにちがいない。

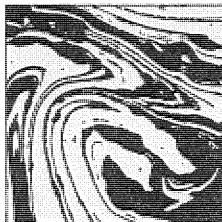
本特集は、このようなギャンブル・キャピタリズムともいるべき現代資本主義の分析に焦点をあてている。小西論文は、総論的に今日の投機的経済と金融不安の実態について論じている。瀬川論文は、土地税制の視点からギャンブル・キャピタリズムの実相を暴き、佐藤論文は「財テクブーム」にゆれる国民生活の姿を勤労者家計の分析をとおして明らかにする。奥田論文は、IMF（国際通貨基金）の主導する国際的債務戦略の破綻について論じたものである。

人々の目には、まだ現代資本主義の生命力は強いと映っているかもしれない。しかし、砂上の楼閣たる現代のギャンブル・キャピタリズムには、多くの、そして深刻な凋落への兆しが見え隠れしているのである。

（重森）



東京証券取引所の株式売買立会場
（『エコノミスト』1988年2月22日号より）



●特集 —— ギャンブル・キャピタリズムの凋落

経済投機化と現在の金融不安

小西一雄

I. 財テク・ブームについての二つの診断

「企業収益の回復に弾みがついてきた」といわれる今年3月期決算の周辺について、『日本経済新聞』の記者座談会は次のような話を紹介している。

「自動車は高級車の国内販売が絶好調。何でこんなに売れるのか各社とも首をかしげている。地価上昇や株高でもうけた中小企業経営者の節税対策も原因のひとつで、『ベンツを買うと稼いでいるのがバレるが、国産車なら税務署も調べにこない』といううがった解説も流れている」。『節税対策といえば、ヤマハ発動機には最近、『二億円のクルーザーならどんなものでもいい』という注文が舞い込んだ。税金に取られるのなら、経費として使ってしまえということのようだ。真相はともかく、『ストック効果』の大きさを象徴する話だね¹⁾」。

こうした財テクの「資産効果」といわれるものは、上記のような一部資産家の個別的なレベルにとどまるものではない。円高不況が深刻であった1986年度決算においても、東京証券取引所上場企業976社（銀行、証券、保険を除く）のうち、金融収支黒字企業は実に全体の48.0%²⁾にあたる過去最高の468社であった。円高不況での本業の不振を金融収益がカバーしたのである。昨年10月の世界的株価暴落以降も、こうした金融収益依存型資本蓄積は基本的に継続し、さらに日米の景気回復の「力強さ」が喧伝されている。こうしてみると、財テク・ブームに象徴される金融活動の活発化は、景気停滞下で企業収益を支え、いまや停滞を脱して、本格的な実体経済の回復への道が開かれたかのようである。株価暴落は過渡的な「調整」過程にすぎな

かったかのようである。

だがこうした見方の対極に、現在の資本主義の状態についてのまったく異なる診断がある。たとえば、イギリスの非マルクス経済学者S.ストレンジ女史の近著『カジノ資本主義』（小林襄治訳、岩波書店、1988年1月）がそうである。³⁾「カジノ資本主義」とは金融活動が著しく投機化し、賭と変わらないようなものとなり、地道な生産活動が価値を失っていくような、マネー・ゲーム全盛の現在の資本主義の姿である。『朝日新聞』の「ウイークエンド経済」欄に掲載された「大手商社為替担当」による次のような指摘は、こうした事情を端的に物語っている。——「為替相場が安定することは、輸出入の実需筋にとってうれしいことであるが、為替市場の動き中から利益を常に上げることを要求されている内外の為替ディーラーにとっては、耐えられないことだろう」。彼らは常に相場変動の「キッカケはあるはずと、頭の中をこねまわし、推論をつくり上げようとしているのが現状であろう⁴⁾」。

ストレンジはいう。今日の高度な世界的な金融の世界はカジノ（賭博場）と変わらないようなものになってしまった。そこでは賭に等しいゲーム（金融取引）が「胴元」の立場にある大銀行を中心に展開されており、この賭の成り行きに否応なくすべての人々の生活が振り回されている。これが放置されるならば、経済が慢性的な停滞を脱却できなくなるだけでなく、資本主義の社会的・政治的・道徳的価値が根底から搖さぶられることになろう。

カジノという絶妙なネーミングを別とすれば、こうした指摘は著者に固有のものではない。しかし、道徳的価値観にまでいたる危機認識の奥行はきわめて印象的である。本誌編集部の「ギャンブル・キャピタリズムの凋落」という特集の

設定もまた、こうした認識の表明であろう。そこですむ、ストレンジの所論の簡単な紹介からはじめよう。

II. ストレンジの「カジノ資本主義」論

ストレンジの所論の全体の紹介は置くとして、その特徴的な論点をみると、まず注目されるのは、流行の規制緩和論（ディレギュレーション）の批判である。

今日、アメリカでも日本でも政府の主要なイデオロギーのひとつは、民営化推進に代表されるような、市場メカニズム万能論とも呼ぶべき規制緩和論である。国家の経済諸分野への介入や規制をやめることによって、市場メカニズムがよりよく発揮され、経済の効率性が高まるというものである。これにたいしてストレンジはいう。金融を中心に経済の不確実性が高まり投機が横行しているような時期に市場メカニズムに問題を委ねることは、経済のカジノ的性格を助長し、混乱のうちの賭に経済を委ねることになる。いま必要とされているのは適切な規制の復活あるいは導入である。「金融革命」の進展も、それは金融の効率化というよりも、金融のカジノ化のあらわれである。先行き見通しの不確実性の増大が将来のリスクを高め、先物取引やオプション取引などのリスク回避のための新たな市場を生み出し、これらの手段が投機を助長することによってさらに不確実性を高めていくという悪循環がある。不確実性の増大する世界では、長期的な観点にたった投資などは影を潜め、短期的な思惑からする投機や賭が横行する。

では、不確実性とは何で、その原因はなにか。1973年以降、経済の鍵をなすようないくつかの「価格」——為替相場、金利、インフレ率、石油価格が著しく不確実で動搖的になった。これらを結びつけているのは、なによりも国際通貨・金融の不安定性であり、これはまた、途上国の債務累積問題、世界経済の低成長、銀行システムの不安定、国際政治情勢の脆弱さなどの原因に、多かれ少なかれなっている。国際通貨・金融の不安定性はどうして生じたか。それはアメリカが、国内的利害の短期的視野にとらわれて、

国際通貨国の特権を濫用した政策（特に国際収支赤字の継続）をとり続けてきたからである。アメリカこそは、一国の政策が、たとえそれが国内的なものであった場合でさえも、世界の政治・経済に規定的な影響を及ぼすことができる唯一の国なのである。

こうした認識から、ストレンジは、いまひとつの論点を示す。現在の混乱から脱するには国際協力が決定的な重要性をもっている、という「常識」の批判である。アメリカが行動を起こさなければ何事も始まらないし、アメリカが政策を改めることなしにはすべての解決は非現実的である。これが著者の主張してやまないことである。

「もっとも重要なことは、アメリカが自国の国内経済管理に安定性と予見性を取り戻すことである。世界の金融システムは、アメリカの国内経済政策の不安定性の増大に比例して、不安定になり、かつ予見できなくなった。…（略）…誰もアメリカに世界のために自己犠牲を求めているのではなく、たんに自国を秩序あるものにするように求めているのである」。



東京証券取引所の株式売買立会場(前掲より)

以上のようにストレンジの見地はきわめて明快であるが、本書を通読すればおそらく誰もが、著者が世界経済混乱の原因を過度に貨幣・金融的側面に解消し、かつアメリカの政策選択の自由度を極端に強調していることに気づくだろう。実際この点が著者の強みでありまた弱みでもある。その弱みはその处方箋において端的に露呈されてくる。アメリカによる国際通貨国の特権の濫用を批判しながら、アメリカに世界中央銀行的役割を要求するというのがそれである。

とはいってもストレンジの「カジノ資本主義」論は、現代資本主義の寄生性・腐朽性の批判とアメリカの責任の解明という点で、切り口の鋭いものであり、刺激的論点に富んでいる。

本書末尾の次の二節は、非マルクス経済学者の言として、きわめて激越である。「たぶんアメリカは、しばらくの間は、軍事的、政治的、経済的に支配的な立場からする特権的な免疫を、現在のように享受できるだろう。アメリカは自分の思い通りに進み、他国に苦痛に満ちた調整を引き受けさせるために、軍事的保護者として、あるいは干渉主義のお節介屋として、また主要な貿易国としてその交渉力を発揮できるだろう。だが結局は、そのようにして同盟を繁栄させたり、維持したりすることはできない」。いまのままで行けば、世紀末には、「生き残った金融ギャンブラーだけが祝杯をあげているであろう。残りの者には、アメリカの世紀の哀しみに沈んで悲惨な終わりがやってくる」。

III. 国家債務の累積と「ネズミ講」的収益メカニズム

ところで、70年代後半以降、特に80年代に入って生じたのは、単に経済活動が金融活動を中心に著しく投機化したことだけではなかった。それはまた、実体経済の停滞下での金融活況という非対称的な構図をもっていた。ストレンジの問題意識から抜け落ちているのはこの構図の解明（経済停滞下での金融収益増大のメカニズムの解明）という課題である。

世上、この金融活況の背景としては「カネあまり」が指摘されるにとどまっている。しかし、実体経済の停滞下で「カネあまり」が生じると

いうことは、それ自体としては不思議な現象でもなく、新しい現象でもない。だがそれは、通常、有利な投資先を見出せない過剰貨幣資本の滞留の表現であって、金融活動それ自体の停滞の表現でもある。「カネあまり」自体が異常な規模に脹らみ、それが活発な金融活況、金融活動の「独り歩き」を生み出す構造はけっして自明のことではない。昨年、筆者が久留間健、山口義行両氏らとの共同研究で分析をこころみた問題のひとつも、この金融活動「独り歩き」の構造であった。⁸⁾

金融収益の源泉は究極のところ、企業の利潤、個人の所得、あるいはこれらからの控除である租税のいずれかであるはずである。実体経済の停滞はこの金融収益の源泉が順調に拡大していくことを示している。とすれば、膨大な金融資産の蓄積、したがってまた膨大な債務の累積を可能とする道は、債務のさらなる累積、債務返済のための債務の積み上げという事態として考える他はない。これはマクロ的にみれば、投資家が次々に金融資産へ投下する資金それ自体が債務支払いの源泉となり、返済された資金が再び当該金融資産に投下されるという悪循環の過程に他ならない。だが投資家の受け取る金融収益の源泉が投資家自身の追加的資金供給であるという馬鹿げた事態は、特定の関係においてのみ可能である。結論を先取りしていえば、なによりも各種レベルの国家債務の累積である。

具体的にみよう。日本における金融活況と金融「革新」の中軸となってきた国債の大量発行とその累積についてみれば、すでに86年度予算において、国債発行によって政府が調達した資金の94.1%が既発債の元利支払いに消えてしまっている。国際的金融活況の軸点をなしてきた米国債においても、86年のアメリカの財政赤字の約97%が国債の利子相当額になっている。82年のメキシコの債務危機の露呈に至るまで国際的金融活況の中心であった途上国債務の累積においても同様である。すでに81年の段階で、途上国の大半の公的債務の86.2%が既存の元利支払いに消えてしまっており、債務危機の爆発以降は新規債務を越える元利支払いという状態にいたっている。

さらにアメリカの国際収支赤字は、この赤字

が日本の機関投資家を中心とする対米金融資産投資の源泉となり、かつ米国債が対米投資の中心となるという形で、国際金融活況の基本的な枠組みをなしてきたが、ここでも赤字累積→対外債務累積の悪循環が生じている。すでに政府債務のレベルでは、79年から84年にいたる期間に、アメリカ政府は外国人の対米国債投資累計額の約1.4倍に達する利払いを行なっていたが、昨年第Ⅳ四半期には、ついに投資収益全体が赤字に転落してしまった。対外債務返済のためにあらたな対外債務にたよるという事態であり、その本質は途上国債務と同じになっている。

このように債務の返済が債務のさらなる積上げによっ賄われるということは、結局そこで生じている金融収益が単なる所得の移転によるものだということを物語っている。それは、生産活動から生じる利潤や所得、その控除たる租税というような実体経済の拡大を基盤とした利払い、それによる金融収益増大とは無関係である。投資家が受け取る利子は新たな市場参入者の資金であり、こうした所得移転を政府が媒介しているにすぎない。マクロ的にみれば、既述のように、自分が受け取る利子を自ら提供しているに過ぎず、このような所得移転は社会全体の富の増加とは基本的に無関係である。

たんなる所得の移転にすぎないという意味では、証券市場におけるキャピタル・ゲインも同様である。これもまた社会全体の富の増加を意味しない。しかし、証券市場で多数がキャピタル・ゲインを獲得できる場合がある。証券価格が継続的に上昇しつづける場合である。その条件はいうまでもなく、新規資金が市場に継続的に流入しつづけることである。もっとも企業業績の好調を背景としてこうした資金流入が行われるなら、実体経済の拡大と株価上昇とには関連がある。だが近年のように、企業業績の伸び悩みのなかでの株価上昇ということになると、それは文字通り実体経済とは無関係なものとなる。

東証の日経平均株価で見ると、77年1月に5千円台¹⁰⁾、84年1月には1万円台、87年1月には2万円台というように大台を更新してきたが、77年から84年への過程と84年から87年への過程を較べると、後者の株価倍加のテンポの速さも

されることながら、次の点が明らかである。前者の期間の株価倍加は、なによりも1株当たりの純利益の増大（9.16円から16.01円へ）を反映しており、企業業績の伸びとともに株価も上昇している。ところが後者の期間には、1株当たりの純利益は全く停滞しているのに、株価収益率（1株当たりの利益金の何倍の価格で株が買われるかの指標）だけが年平均25.8%という異常なテンポで上昇している。企業業績の停滞のなかで株価だけが上昇するという異常さが明らかである。金利低下のなかで余剰資金がキャピタル・ゲインを狙って企業業績とは無関係に株式市場へ流れ込んでいる姿であり、単なる金融相場として株価が張らんできたことがよく分かる。

こうして、今日の金融活況の中軸をなす各種の国家債務から株式にいたる金融収益の実体が所得の移転にすぎぬ限りでは、そうした資金循環を支えるためには、新たな企業収益や所得の一大部分が生産部面に投下されずに金融市場に投下されるということ、それらの新規資金が既存の資金も含めて金融市场でぐるぐると循環しているということが必要である。まさに実体経済の停滞を条件とする金融活況である。

山口義行氏はこうした総過程を、「ネズミ講」的収益メカニズムという適切な比喩によって、簡潔に視覚化している。——「実体経済とは無関係にたんなる所得移転によって金融収益が増大するというメカニズムは、ちょうど、新会員が支払う会費がそのまま旧会員の手に『利益』となって移転するいわゆる『ネズミ講』の収益メカニズムと同じである。しかし『ネズミ講』といえども、その組織が順調に拡大している限りは、どの参加者の損失もなく各人の『利益』¹¹⁾が増大していく」。

IV. 国際的金融不安の構造化

結局、現在の金融活況は二つの点で際立っている。ひとつは、金融構造が「ネズミ講」的収益メカニズムそのもの、あるいはそのメカニズムに依存するものとなっていることである。いまひとつは、証券市場とともに、様々なレベルでの国家債務の累積が金融活況の軸点となって

いることである。このような「ネズミ講」的収益構造とストレンジの指摘するカジノ化の構造とを共に合わせみることによって、今日の経済構造の金融的側面はほぼ過不足なく把握できるようと思われる。

ところで、各種の国家債務はなによりも74,5年恐慌からの脱出策として登場した。当時、日本でもアメリカでも企業は後向きの融資（返済繰り延べや救済融資）を求めて銀行貸出しに殺到した。中央銀行が容易に市中銀行に現金準備を補填しうるという管理通貨制（兌換停止下不換制）の特質をフルに活用して銀行はこの貸出しに応じ、信用恐慌は回避された。しかし管理通貨制とはいっても、銀行が返済の当てのない融資をむやみに続けることができるのは当然である。実際当時銀行は不良債権を抱えることになったが、そのままでは信用恐慌は一時繰り延べられたに過ぎないことが明らかになったであろう。管理通貨制であればいくらでも「信用」を創造することによって救済融資ができるなどということが幻想であることが、明らかになつたはずである。この金融逼迫状態からの脱出を可能としたものこそ、アメリカの国際収支赤字拡大（日本の輸出増）、日米の財政赤字拡大（公共支出）、途上国債務拡大（途上国の輸出増）という各種の国家レベルでの債務の累積に他ならない。民間レベルでの債務は国家レベルでの債務に、とりわけ中心国アメリカの双子の債務に転嫁されたのである。

ここでは、それ以降のスタグフレーションの深化、アメリカの高金利政策の登場などの変化に触ることはできないが、こうした国家債務の累積がその後の「カネあまり」と金融活況、金融「革新」の世界的な枠組みをなしていったのである。そして重要なのは、80年代に入って、これらの国家債務の役割が大きく変質していったことである。それはもはや世界経済回復の条件ではなく、先にみた「ネズミ講」的収益メカニズムへと変容し、それが実体経済への重圧として感じられるようになってきた。これまでのところ、こうした国家債務の累積を軸とする「ネズミ講」的収益メカニズムには三つの重要な破綻の兆候があった。ひとつは82年以降の途上国債務問題の顕在化である。

途上国債務には日米の国債市場や証券市場と異なる「不運」な条件があった。まず債権者は無数の投資家ではなく特定の銀行団であり、債権の形態は流通市場でさまざまに持ち手を変えることができる（不断の負担転嫁が可能な）証券形態ではなく銀行貸出であった。ここでは追加的な資金を供給するのが利子を受け取らなければならぬ債権者自身であるという馬鹿げた事態が直接に生じてくる。また途上国融資においては、債権者はカントリー・リスクの高い外国であり、しかも債務国のコントロールが及ばない外貨が問題になっている。だから途上国融資は、それが「ネズミ講」的様相を示はじめるや急速に限界がやってきた。そしていまやこの事実上破綻した「ネズミ講」の内部で、そこから脱出不可能となった会員が、リスクケジュールという名のもとに、自ら会費を積み増したり収益の受け取りを引き延ばしたりしながらやり繰りをしているわけである。

第二は、アメリカの国際収支赤字である。アメリカはもはや経常収支赤字は我慢ならないといいだし、財政赤字削減という根本的対策を引き延ばしながら、ドル安政策を中心とする各国、とりわけ日独への負担の転嫁政策に乗り出した。そして85年以降の経常収支赤字削減と景気刺激策のためのドル安・低金利政策への転換それ自体が、新たな「ネズミ講」の拡大を促し（株式市場の異常な活況）、さらにはドル不安を現実のものとしたのである。これが第三の破綻の兆候である。

もともと貿易収支改善のためのドル下落も、それが行き過ぎれば、輸入物価上昇により物価上昇をもたらし、また為替差損の懸念から外国人の対米証券投資が鈍ればアメリカの双子の赤字のファイナンスがうまくいかなくなる。現にドル安が進むなかで、昨年7月には 銀売り物価（中間財）は前年のマイナス4.5%から4%へと上昇した。外国人の米国債（中長期）への投資は昨年前半に、民間人は13億ドル強の売り越し、通貨当局は180億ドル強の買い越しとなり、通貨当局が買い支えざるをえなくなり、この傾向は8月以降加速した。民間人の対米証券投資は、国債から離れて、短期のキャピタル・ゲインを狙って株式市場へ流れこんだのである。

金融緩和とドル安がすすむなかで、外国人の対米株式投資は、86年には85年の一挙に約4倍の増加を示したが、昨年前半だけで86年の1年間に匹敵する約185億ドルもの新規投資が行なわれ、民間人の対米証券投資の流れは大きく変質したのであった。¹²⁾

こうしたインフレ懸念と国債投資の逆流に直面して、すなわちドル不安に直面して、アメリカは昨年9月に公定歩合を0.5%引き上げ、引き締め政策への再転換を図らざるをえなかった。ところが、これが今度は、ドル問題での「国際協調」の乱れへの危惧とあいまって、株価暴落の引き金となった。こうして昨年10月の株価暴落をへて、アメリカはまた景気刺激策・金融緩和へ逆戻りし、一方、ドル安定のための大規模な介入（ドル買い・外貨売り）を実施し、かつ今年1月にはドル買い支えのためにいつでも日本から円を引き出せるような措置（SDR=IMF特別引出権の利用）を発表するなど、ささやかなドル防衛策を打ち出してきた。

こうして、いまやアメリカの双子の赤字、途上国債務、証券市場と全面にわたっての国際金融不安の火種が、ドル問題を軸に構造化されている。

V. 第三の道はあるか

戦後の世界的高成長の破綻を画した74,5年恐慌以降、アメリカの双子の赤字を軸点とする各種の国家債務の累積は、まずは日米独の三国機関車による世界経済の回復の一因となり、ステグフレーションの深化に直面してアメリカの政策転換が行われた80年代には経済停滞下での異常な金融活況を生み出し、85年以降のドル安・低金利政策のもとでは株式活況という新たな要因を抱え込むという形で進行してきた。この過程で形成された各種の「ネズミ講」的収益メカニズムを中心に、経済の投機化が進んだが、いま問われているのは、インフレの力も借りずに、金融危機も回避しながら、この「ネズミ講」的メカニズムを清算し、各国の負担転嫁を「管理」「調整」しつつ経済を拡大軌道に乗せることができるかどうかなのである。

世界経済はあまりにも多くを、アメリカの双

子の赤字を中心とする国家債務の累積に頼ってきたし、さらには過度に金融政策と為替政策に依存することによって投機的株式市場とドル不安を呼び込んでしまった。いまや芽生えつつある成長の芽も、この重荷を逃れることはできない。筆者は昨年執筆した別稿で次のように書いた。—「本稿を執筆している八月中旬の時点で、新聞はアメリカの生産性向上とアメリカ経済の景気回復を、さらには日本の景気は底をうったようだとの情報を伝えている。だがもし景気回復が力強くかつ急速に訪れるすれば、それは金融恐慌の瀬戸際にたたされていることを経てインフレの再燃につながる可能性が極めて強いといわなければならないだろう。なぜならば、実体経済の回復の一条件は、現在金融市场に流れ込んでいる余剰資金が実体経済のほうに向いだすということでなければならないからである。つまりは「ネズミ講」的資金循環の崩壊であり、また同時にインフレ要因の増大である。この崩壊をくいとめるためには、インフレの危険を冒しての通貨当局による資金循環の維持政策以外の道があるであろうか」。

昨年の株価暴落は、先にみたように、直接には当時のアメリカの政策選択の揺れに起因していた。だが現在も、ここに書いた基本的観点は再度確認されてよいと思われる。財テクの資産効果なるものは、ここでいう「現在金融市场に流れ込んでいる余剰資金が実体経済のほうに向いだす」という過程の一側面である。だがいうまでもなく、インフレ政策は問題の解決ではなく新たな問題の始まりである。「70年代の資本主義はインフレと不況のジレンマによって苦しんだが、80年代の資本主義はまだこのジレンマから脱したわけではなく、加えてインフレが金融危機かという新しい問題を抱え込みつつあるのではないかだろうか」。

(1988年5月30日)

1)『日本経済新聞』1988年5月24日夕刊。

2) 和光経済研究所編『証券投資』1987年7月号、33頁。

3) 原著は1986年に出版されているが、その後著者は『世界』本年3月号に、株価暴落後の事態を踏まえて、「国際金融システムは破綻

するか」を寄稿している。

- 4) 『朝日新聞』1988年5月29日朝刊。
- 5) ストレングによる規制緩和論批判は明示的になされているわけではないが、叙述のはしばしにこうした認識が濃厚に現われている。なお規制緩和論のより本質的な批判としては、山川祐輔「現代資本主義は歴史的にどのような段階にあるか」（『経済』1988年4月号）の簡潔な解説を参照されたい。そこでは、規制緩和、民営化が「社会福祉の切り捨てとともに、国家財政の赤字削減・民間過剰資本のハケロ、民主的労働運動の排除という三重の狙いを」こめて推進されていること、それは国家独占資本主義の解体ではなく再編に他ならないこと、などが要約的に指摘されている。
- 6) ストレング前掲書、邦訳252頁、原書175頁。
- 7) 同上書め・邦訳276～277頁・原書193頁。
- 8) 久留間健、山口義行、小西一雄編『現代経済と金融の空洞化』有斐閣、1987年6月。本稿の以下の叙述は、特に山口氏の教示に負うところが多い。
- 9) 以下の数値については同上書、第1部第1

特集キーワード

キャピタル・ゲイン課税

キャピタル・ゲイン（Capital Gain, 資本利得）とは、株式など有価証券を売買することで得る利益をいう。1950年のシャウプ税制ではキャピタル・ゲイン課税は重要な柱とされながら、53年度に廃止され、その後の税制改正を経て、現行では、年30回以上で12万株以上の取引によって得た利益や、同一銘柄を12万株以上譲渡したときの所得に対し例外的に課税されているにすぎない。今回の税制改革案では、89年4月から原則としてすべてのキャピタル・ゲインに課税することにしている。

改革案では、投資家は株式を売却する際、1回の取引ごとに申告分離か源泉分離かどちらかを選択できる。申告分離ではキャピタル・ゲインに対して国税・地方税合計26%の税率が課税され、また本人証明の書類を提示しなければならない。税額算出において損得を合計するため、いちいちキャピタル・ゲイ

章、第2部第1章、第3章参照。

- 10) 以下の平均株価関連の数値については、松本和男「世界不況だからこそ株価は上がる」（『経済セミナー』1987年8月号）による。
- 11) 久留間他編、前掲書、322頁（久留間氏稿）。
- 12) 本段落のいくつかの数値は、Federal Reserve Bulletin 各号による。
- 13) 拙稿『ネズミ講』的金融構造と国家債務の累積——現在の金融問題を考える」有斐閣、『書斎の窓』1987年10月号、67頁。
- 14) 久留間他編前掲書、322頁（久留間氏稿）。

〔追記〕本稿脱稿後、筆者は山口義行氏と共同で「醸成される新たな金融不安——『経済活況』の行方を展望する」（『経済』1988年9月号）を執筆したが、そこでは、現在の「経済活況」の評価、金融不安とインフレ問題との関連について立ち入って述べている。本稿の記述との重複もあるが、参照いただければ幸いである。

(こにし かずお 所員 立教大学)

ンを計算して申告しなければならず面倒だが、大きな損失（キャピタル・ロス）を出した場合にはこの方式が有利になる。ただし、現行制度における申告者が86年度でたった186人にすぎないように、投資家がこの方式を選択することはあまりないと思われる。

源泉分離方式では、利益が出ても損失が出ても、有価証券の売却額の1%を証券会社が天引きして納税する。売却額1%課税は、売却額の5%を利益とみなしそれに税率20%を乗じた「みなし課税」である。どんなに利益を得ても、それ以上は課税されない。本人証明が必要とされず他人名義で投資活動をして利益を得ていても分からず、徴税当局の調査権が大きく制限され、新たな不公平や汚職を招くとの批判が強い。キャピタル・ゲイン課税の強化は、明電工事件やリクルート問題とも関連して、税制国会の最大の焦点の一つとなっている。

(梅原)

●特集——ギャンブル・キャピタリズムの凋落



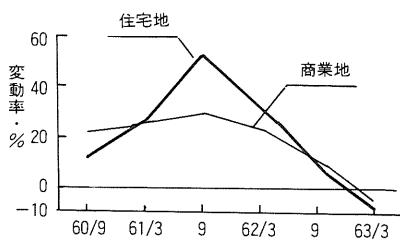
地価急騰と土地税制

瀬川久志

I. 問題の所在

最近の地価の動向は「高値安定」とも言われ、また首都圏の一部の地域ではすでに値下がりも見られると言われる。事実、財団法人日本不動産研究所の調査によると、1988年3月末現在の東京23区の地価は半年前に比べ、住宅地で7.8%，商業地で4.4%と下落、69年9月に東京都区部の詳細な地価動向の調査を始めて以来、初のマイナスを記録した（第1図）。また6大都市の同じく半年間の地価上昇率も鈍化しており、地価急騰は沈静化してきていると言ってよい。しかし、第2次大戦後の地価上昇は1960年から61年にかけて、72年から78年にかけて、そして今回の85年以降と、3回の急騰に見舞われているのであるが、それぞれの日本経済のパフォーマンスを反映して、ほぼ10年の周期で現われていることが分かる。地価の高値安定化ないしは沈静化は、むしろ次回の地価急騰の前ぶれであり、「嵐の前の静けさ」と見た方がよいのである。それは、日本経済の構造変化に対応した、より激しい激震を伴った地価急騰であるかも知れない。そして次回は、首都圏よりもむしろ地方中核都市である可能性が強い。そうならないためにも、土地政策についての明確な理論づけが必要なのである。

第1図 東京23区の地価動向



出所)『日本経済新聞』
1988年5月24日付。

ところで、税制改革問題、とりわけ新型間接税導入問題が連日のように新聞紙上をにぎわしている。伝えられるところによれば、6月14日に自民党税制調査会の税制改革大綱が示され、それにもとづいた本格論戦は、7月の臨時国会になるようである。本号が出される頃には、おそらく新消費税の導入の是非を巡って、世論は2分され、激しい攻防が展開されているであろう。

しかし、本稿執筆の時点（5月末）では、政府税制調査会の先の「税制改革についての中間答申」が明らかにされているのみであり、その後の自民税調の論議についての断片的な報道では、いまだ断定的な論評を加えることができない。そこで、当面する土地税制の課題については、1987年秋と88年度の税制改正で行なわれた内容を土台として考えざるを得ない。

ところで、今日土地税制を含む税制全般のあり方、またその議論について、筆者はある種の釈然としないものを感じるのである。現行の税制のあり方や問題点について、実に多くのことが語られてはいるけれども、肝心な何かが、すっぽりと抜け落ちているように感じられて仕がないのである。この空隙を埋めてみたいというのが、実は本稿の課題である。

それは、所得税・住民税減税（税率の変更）、法人減税（基本税率の引下げ）、新消費税の導入、土地税制の改変などの一連の政策ないしは議論が、何を背景に、なぜ出されてきたのか、そしてまたいかなる方向を目指すものであるのかという点である。こうした基本的な点についての認識が、これまでの最近の議論では、きわめて不十分ではなかったかと思うのである。つまり、現在の税制改革の方向性について、土地政策とりわけ土地税制にしぼって、議論したいというのが本稿の課題であり、地価急騰局面下

の土地税制を現下の日本経済の構造とかかわらせて論じてみようと思う。

II. 構造調整局面下の土地政策

(1) 進む日本経済の構造的再編と東京集中

ところで、5月27日に臨時行政改革推進審議会（新行革審）の土地対策検討委員会（土地臨調）が決定した土地対策は、つぎのようなものであった。

1. 今回の地価高騰では行政責任は厳しく指摘されなければならず、東京などの地価は高水準にあり引下げを目指す必要がある。
2. 遷都問題の検討を進めるほか、国の機関移転の推進など都市機能を適正配置することにより東京一極集中を是正する。
3. 市街化区域内農地の宅地化、空中や大深度地下の利用により宅地供給と都市基盤整備を進める。受益者負担などによりその財源を確保する。
4. 適正な地価形成を実現するため、監視・規制両制度を活用する一方、土地税制を活用する。
5. 政府は、土地対策要綱を策定し、内閣の指導力と総合調整機能を発揮して土地対策を推進する。

以上は土地対策最終答申の骨子であるが、これによってみても分かるように、一方では市場経済的な規制・誘導（宅地開発にたいする民間業者への規制緩和を含む）によりながら、基本的には、土地の供給増大を図ることに主眼が置かれているのである。それでは、こうした土地問題の背景にある日本経済の現状はどのようなものであり、またこれと土地問題ないしは土地税制とがどのように関わっているのであろうか。この点の理解を誤ると、問題解決の方向をミスリードすることになる。

1985年秋のいわゆるG5（主要先進5か国蔵相・中央銀行総裁会議）後の急激かつ異常な円高のもとでの、日本経済の構造的変動には注目すべきものがあった。急激な為替相場の変動（円の対ドル相場の上昇）は輸出に依存する産業を窮地に追いやりが、その対応策は基本的に、円高に対応した徹底したコストダウン、内

需の拡大、海外生産への移行であった。こうした輸出産業の窮状はいわゆる円高不況を深刻化させ、産業空洞化の懸念となって現われているのである。1987年に入って、ようやく本格的に展開された内需拡大策が、建設をはじめ内需関連部門で一時的ブームをつくり出してはいるが、中小零細なところへは浸透しきっていないのが現状である。

G5後の円高局面の日本経済の進路を決定するものとして出されたのが、1986年と87年春の2度にわたって発表された「前川リポート」（「国際協調のための経済構造調整研究会報告書」1986年4月、「経済構造調整特別部会報告——構造調整の指針——」1987年4月）であり、構造調整政策であった。

この構造調整策は、基本的にはつぎのような考え方方に立つものであった。

現下の日本経済の問題は、要するに外需依存型の経済構造であり、ここからアメリカをはじめ深刻な貿易収支の不均衡を生みだし、円高の基調をつくり出した。したがって、日本経済は内需依存型経済構造へと変革されねばならず、それは投資誘発効果の高い開発プロジェクトや減税によって達成されるだろう。また一方では、海外直接投資の増大によって、部品や製品輸入を増大させるほか、内外価格差の大きい農林水産物や原材料を輸入に切り替えるなど為替の安定を図らなくてはならない。

こうして構造調整策が進められていくのであるが、他方では、東京一極集中と東京の国際金融センター化が進行したことが、土地問題解決をせまる大きな要因になっている。いわゆるヒト・モノ・カネ・情報の東京集中と国際金融センター化とが、都心のオフィスビル床需要を急増させ、地価急騰の引き金になり、周辺住宅地へ波及し、地方都市、海外へと玉つき的に地価上昇をもたらしたのである。

こうした東京一極集中という国土構造に対して、多極分散型国土の形成を軸にその是正を図って行こうというのが、1987年6月に閣議決定をみ、現在推進法案の策定に到っている第4次全国総合開発計画であるが、これによっても東京一極集中に歯止めがかけられるかは疑問であり、むしろ東京一極集中は、その外延的膨脹と併行

して進んで行くと見るのが自然である。今回の土地臨調でも、「遷都は事実上不可能」「国際情報センターとして東京が成長していくにはいたずらに機能を分散していいのか」という意見が根強いというのは、そのことを反映していると言ってよい。

このような東京一極集中は、経済の国際化にもなう経済のソフト化・サービス化によっても促進されるだろう。海外直接投資が進展し、地方経済が空洞化して来ると、過剰な資本は有利な投資先を一大情報金融センターである東京に向けざるを得ないだろう。

こうして、住宅建設などを中心とした内需拡大と東京一極集中（ないしはその是正）という2大要因によって、土地（地価）対策が、国政レベルの最大の課題の一つとして登場してきたのであり、この問題は「構造調整過程」と言われる、日本の現段階の資本主義の高蓄積にたいする隘路打開＝蓄積様式の再編成としての意味をもっていることが強調されねばならない。

(2) 土地対策と土地税制

そこで「新前川リポート」でも土地対策に対しても最大の関心を払っているわけだが、そこでは以下のような点が課題としてあげられていた。

- ① 空間資源再配分（市街化区域内農地の宅地への転換の促進、線引きの見直し、公有水面埋立てによる宅地造成等）。
 - ② 土地の適正な高度利用（容積率制限の見直し、事業所需要等に対応するための都市再開発事業の推進等）。
 - ③ 低・未利用地の活用（国公有地・企業所有地の有効活用、工場跡地の住宅用地への転換等）。
 - ④ 新しい宅地供給方式の活用（土地信託方式、借地方式等の土地所有者との共同開発方式、借地借家法の改正）。
 - ⑤ 宅地供給促進のための税制の活用（市街化区域内農地の優遇税制の是正等）。
 - ⑥ 地価の安定化（国土利用計画法等の活用、超短期の土地譲渡に対する課税の強化等）。
- 以上の提言中で、特に重点として実施すべきものとしてあげられたのが、市街化区域内農地

の優遇税制の是正、線引きの見直し、公有水面埋立てによる宅地造成の3点であった。

この重点事項にみられるように、現在の構造調整局面で、いかに土地対策とりわけ土地の供給増大が重視されているかが分かるであろう。それは、二つの「前川リポート」を解説した、『新前川リポートが示す道』（日刊工業新聞特別取材班、にっかん書房、1987年）から、つぎの二つのデータをあげれば十分であろう。

現在の東京23区全体の法定容積率と概算容積率（宅地総面積にたいする建物延べ面積比）の割合は充足率約39%で、残り60%は未利用となっている。充足率を100%にまで高めることは、実際にはむずかしいので、仮に70%とすると建物延べ床面積は23,200ha拡大する。增加分を、現状の住宅・アパート面積、事務所・店舗面積の割合、70:18で計算すると、前者は16,200ha、後者は4,200ha増加する。ここに中高層住宅が建設されると、約178万世帯、714万人が居住可能である（経済企画庁）。

つぎに、東京圏の特定市街化区域内農地、28,000haをすべて宅地化すると、138万世帯、551万人の居住が可能（経企庁）との試算もある。

この二つのデータによれば、土地の高度利用と、宅地並課税の完全実施（これによってすべての農地が放出されるとして）によって、合計316万世帯、1,265万人が新たに東京圏に居住可能ということになる。これは北海道（567万人）と福岡県（474万人）の全住民がそっくり引越ししても十分な収容力である。さらに、1986年の線引き見直しによって、3大都市圏で18,206haが市街化区域に編入された（87年の線引き見直しのための86年12月の中間集計）ので、この農地が重い固定資産税に耐えきれなくなつて放出されると、上の数字はまた大きなものになる。

しかし、ここでみている例は極端な仮定であって、農地の宅地並課税にしても、実際はつぎのような現実に即した形で主張されているにすぎない。つまり、市街化区域内農地の宅地並課税を行なうことは必要であるが、「眞の営農者の取扱い、生産緑地制度との関連に留意しつつ、例外的取扱いが大部分となっている現状を改め、宅地並課税が原則となるような運用を図るべき」

(「新前川レポート」) というのである。

具体的には、自治省が自治体にたいして指導しているのは、長期営農継続農地の認定を申告する際、農民に営農計画書を作成、提出させる、地方自治体は農業が継続しているかどうか必ず毎年現地調査をして確認する、農業が行なわれているかどうか判断に迷う場合は、学識経験者による第三者機関に諮る、などの方向である。

しかし、宅地並課税完全実施を求める声は大きく、それは先の『新前川リポートが示す道』が、構造調整実現へ向けて越えなければならぬハードルとして、農地の宅地並課税を取上げ、つぎのように述べているのが象徴的である。

「住宅建設の促進と、道路・下水道など社会資本整備には、土地問題の解決がキーポイントとなる。土地政策の目玉となるのは、市街化区域内農地の宅地並み課税である。これを完全実施すれば土地供給は増えるが、現在は例外扱いとなっているケースが多い。もちろん、農家の抵抗と農政族議員の圧力だ」。

「新・前川リポートでも、この点を反映してか、完全実施ではなく、『宅地並み課税が原則となるような運用をはかるべきだ』として、運用強化という中途半端なものになっている。だが、大根を4、5本植えて『農地だ』というようなものを認めていては、土地供給量は増えないし、国民の間に不公平感が強まるだけだ。首相の強力な政治力で、完全実施をはかるしか方法がないだろう」。

以上みたように、構造調整局面を推進する租税政策が明らかに登場したのであり、これは固定資産税や土地譲渡所得課税など、いわゆる土地税制だけでなく、新消費税を含む現在の租税政策全体に反映している。このいわば「前川リポート」の租税政策版としての、今日の租税政策については、別の機会に述べることとしたい。

III. 不動産資本と土地税制

(1) 構造調整の実戦部隊としての不動産資本

これまで、構造調整推進策としての土地政策ないしは土地税制政策の基本的考え方をみてきたわけだが、こうした政策の基本的方向の誤りは、不動産資本（第1表参照）というものが射

第1表 主な大手不動産資本の概要

	設立年	資本金 (億円)	従業員数 (人)	売上高(億円)		純利益(億円)	
				84年	74年	84年	74年
三菱地所	1937	687	1,813	1,947	876	2.2	207
三井不動産	1941	441	1,122	2,633	999	2.6	97
森ビル	1959	10	505	316	82	3.9	53
大京観光	1964	141	1,701	2,196	459	4.8	46
住友不動産	1949	453	558	869	373	2.3	37
東京建物	1896	86	264	*280	129	2.2	22
東急不動産	1939	169	874	1,500	694	2.2	18
大和団地	1948	72	401	*459	205	2.2	10
野村不動産	1957	20	798	1,217	307	4.0	8
阪急不動産	1947	40	244	174	55	3.2	8
近鉄不動産	1932	34	486	633	215	2.9	6
興和不動産	1952	18	534	444	197	2.3	4
藤和不動産	1957	25	566	*812	156	5.2	3
太平洋興産	1920	31	124	768	460	1.7	2
小田急不動産	1964	21	188	131	171	0.8	2
西武不動産	1970	41	1,020	885	434	2.0	1
大阪建物	1923	58	150	92	25	3.7	14

(注)(1)売上高、純利益はそれぞれ84～86年、74～76年の3年間の平均値。

ただし・印は、83～85年、73～75年の平均値、資本金、従業員数は86年の値。

(2)教育社編『全社全資料[23]不動産業界上位10社の経営比較』

1980年、住宅新報社編『1987年不動産会社情報』より作成。
出所：松原宏『不動産資本と都市開発』ミネルヴァ書房、1988年、34ページ。

程距離に入っていないということである。冒頭に筆者が「釈然としない」と述べた第2の理由は、実はこの点にある。しかし、筆者にはいま不動産資本に関する十分な研究上の準備がないので、つい先頃公刊された西南学院大学助教授松原宏氏の『不動産資本と都市開発』（ミネルヴァ書房、1988年4月）によって、まずこの点を明らかにしておきたい。

本書第2章「不動産資本の空間的運動」で、松原氏は不動産資本に関する従来の理論的研究を整理したうえで、つぎのように規定している。

不動産資本は独自の資本範疇として把握することが可能だが、建設部門や流通部門を外注すると考えると、不動産資本の本来的機能は開発地域の位置選定、開発の基本計画である。だから、不動産資本を規定すると、「土地・空間の商品化を意図して、空間を選定し、開発・改造する資本」となる。これが独自の資本範疇として自立化する根拠は、「資本と人口の集積に伴なう土地・空間の開発・整備の必要性の高まり」と、通常の商業資本が扱う商品とは異なる土地・

第2表 不動産大手3社の3月期決算案

	売上高 (億円)	経常利益 (億円)	期末営業 賃貸ビル 床面積(m ²)	期中住宅・ マンション 供給戸数(戸)
三菱地所	2,363 (7.0)	641 (14.6)	2,362,000 (1.4)	1,658 (▼9.7)
三井不動産	3,948 (23.1)	383 (26.5)	1,989,000 (12.8)	6,292 (14.3)
住友不動産	1,248 (37.1)	216 (31.2)	517,000 (24.6)	1,141 (2.1)

出所:『朝日新聞』1988年5月21日、朝刊。

空間商品の特殊性」である。

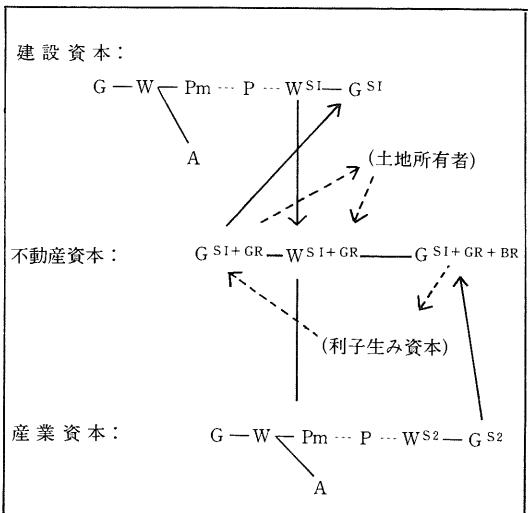
同書の引用から離れて、たとえば、今回の地価急騰の黒幕「地上げ屋」が、常に国や自治体、大企業の都市再開発構想、たとえば東京都の「マイタウン構想」を研究、分析しているとか、不動産資本の大手、森ビル開発株式会社が10年前から品川区に買い集めていた土地が、第1種住居専用地域から第2種住居専用地域へ変更され、86年には住居地域、同時に特定街区に指定され、大規模な建設が可能となって大もうけをしたというようなことを想定すればよいだろう。事実、今回の地価高騰の恩恵で大手不動産資本は好調な業績をあげているのである（第2表）。

さて、元に戻って、松原氏は不動産資本の循環を第2図のように示している。

この資本の循環式は、不動産資本が土地を地主から借りるか取得して、建設資本にオフィスビルを建設させてビルを買い取り、これを産業資本の本社や支社に貸す場合が想定されている。ここで不動産資本が受け取るテナント料は、ビル建築と維持に関する費用SIと土地地代GR、そして建築地代BRである。SIは一般に場所的差異はないが、GRとBRは位置と周辺環境の変化により異なる。このように、商品の空間的位置の違いによって利潤（建築地代BR）が異なる点が不動産資本の特性である。

この不動産資本の循環の中で、まず土地購入過程では、BRとGRの差、いわば地代・地価差益をより多く実現することができる地域での、安価かつ大量な土地の早期購入が、不動産資本の行動基準となる。不動産資本が国や自治体の地域開発や都市計画に強い関心をもつという先の例がこれである。第2の開発過程の行動基準は、土地造成やビル、マンション、建売住宅の

第2図 不動産資本の循環



（備考） SI：建設費、維持費、建物に固定化された資本の利子など。
GR：土地購入費。
BR：不動産資本が空間の選定・開発により生みだす建築地代。

建設等の費用を節約し、より多くの建築地代を設定できるような都市空間の計画・開発である。第3の販売（賃貸）過程では、建築地代の最大化、すなわち高く売る（貸す）こと、つまり様々な方法で独占価格を成立させることが重要となる。

このような不動産資本の空間的展開によって都市構造のあり方が大きく左右されることになり、全国的展開によっては国土のあり方にも大きな影響を与えるのである。

以上、松原氏の著書によって筆者が言いたいのは、土地価格の形成を通じて都市や国土の形成に大きな影響力をもつ、この不動産資本に対する政策の視点を欠いて、果たして有効な土地対策ないしは土地税制はありえないのではないかということである。大手不動産資本こそ、一定の外延的分散を含む東京一極集中、内需拡大を基軸とする構造調整の強力な実戦部隊であり、この観点から土地対策を見ておく必要があるのである。

（2） 土地税制の動向

それでは、今回の地価高騰にたいしてとられた土地税制はどのようなものであり、また今後どのような方向に向おうとしているのか、これを見ることによって本稿の結びにかえたい。

まず、1987年10月の税制改正にあたり、個人と法人の長期譲渡所得および短期譲渡所得の区分について、それまで所有期間が10年であったものを5年に改めた。さらに、超短期所有土地等の譲渡に係る課税の特例として、個人が所有期間2年以下の土地を譲渡した場合には、その所得に、①土地等の譲渡に係る事業所得の金額の50%相当額、②土地等の譲渡に係る事業所得の金額につき総合課税を行なった場合の上積税額の120%相当額、のいずれか多い金額によって納税額とする。法人の場合は、通常の法人税の他に30%の特別税率で課税する。また、個人の特定の事業用資産の買換え等の特例について、特定の事業用資産の譲渡益のうち買換資産に対応する部分の20%に相当する部分は課税の繰延べを行なわないとされた。

ついで、1988年度税制改正では、まず優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、それまで特別控除後の譲渡益4,000万円以下に20%，4,000万円超に25%が課されていたものを一律20%とされた。また所有期間10年を超える居住用家屋およびその敷地を譲渡した場合の長期譲渡所得については、それまでの居住用財産の買換え（交換）の特例にかえて、3,000万円特別控除後の譲渡益にたいして、4,000万円以下の部分に10%，4,000万円超の部分に15%を課税するものとされた。さらに、特別土地保有税について、三大都市圏の特定市の市街化区域における特例措置を、免税点について特別区および指定市の区の区域にあっては300m²を200m²に、その他の市の区域にあっては500m²を300m²に引き下

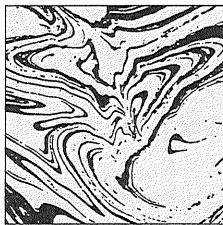
げるとともに、適用期限を2年延長するものとされた。

以上が地価急騰に対応してとられた土地税制への対応であるが、これが地価対策としてどれだけ有効であったかについては、地価上昇が一段落した段階での対応であったために明確な解答を見い出すことはできない。土地の供給については、今後の推移を見守るほかにない。

今後、土地税制がどれだけ、土地政策に切り込めるかどうかが課題であるが、88年3月の「政府税制調査会中間答申」では、長期営農継続農地制度の厳正な運用、固定資産税の評価の適正化、借入金による土地取得に伴う租税負担回避行為への対応（損金算入の制限）などを課題としてあげている。

このような、土地税制による市場原理を前提とした、間接的規制・誘導策が、土地対策にたいしてそれなりの効果をもつことは否定できないが、本稿で一貫して主張してきたように、国際協調の名のもとに構造調整を押し進め、土地・空間、都市構造さらにまた国土構造のあり方が、ひとにぎりの大手不動産資本と建設資本さらには金融資本に左右されるような状態に手をつけないでは、果たしてどれだけ実効が上がるであろうか。長年主張されてきた土地増価税についても、これを疑問視する意見が税調内部では支配的である。不動産資本の建設資本と金融資本に裏打ちされた資本の強蓄積にたいして有効な土地対策を樹立するとともに、そのような角度から有効な土地税制を確立すべきである。

（せがわ ひさし 静岡大学）



●特集——ギャンブル・キャピタリズムの凋落

財テクブームと勤労者の家計

佐藤卓利

はじめに

近頃では人々の日常会話のなかに、中国ファンド・一時払い養老保険・株式投信などの金融商品の名前を聞くことは珍しいことではなくなつた。カネ余りの状況下で、企業のなかには余剰資金の運用によって、本業以上の収益をあげるものもあり、こうした「財テクブーム」は、いまや個人の家計にまで及んで、「一億総マネーゲーム」の時代であるという。マネー雑誌が次々に発刊され、新聞のマネー欄も各紙が競って拡張するなど、マスコミの煽り立てもこの風潮をいっそう強めている。ことに今年4月のマル優（少額貯蓄非課税制度）の廃止は、庶民の零細資金の移動をもたらして、最近の株価上昇の要因となっている。証券会社の店頭にはふつうの主婦や年金ぐらしの老人らしい人々の姿もけっこ目につくといふ。

昨年10月のニューヨーク株式市場の大暴落「暗黒の月曜日」が、1929年恐慌の再来かと騒がれたことも、すでに過去のものとなりつつあるかのような現在の風潮に、なにやら「いかがわしさ」を感じるのは、筆者だけではあるまい。プロの株屋は、いつ「売り抜け」するかそのタイミングを狙っており、だれかが最後にババを引くことは間違いないのだ。そして情報を独占している金融機関や大企業の資金運用部にくらべて庶民はまったく無力なのである。これまでまじめに働きつづましく暮らしてきた庶民のなかに、トラの子の貯金をはたいて、株に手を出す人々が増えていることは、たいへん気がかりな事態である。

今ではごくふつうの家計にまで銀行・証券会社・保険会社などの金融資本の網の目が張り巡らされ、さらに家計の行動は投機の色合いを強

めつつあるかのようである。本稿では、こうした金融資本の投機的蓄積の運動に、庶民の家計がどの程度巻き込まれているのかについて、勤労者の家計における貯蓄と負債の二つの側面から考えてみたい。

I. 貯蓄の動向

まずははじめに「昭和62年貯蓄動向調査」によって、勤労者世帯の貯蓄動向の概要を見ることにしよう。

昭和62年末における勤労者世帯の1世帯当たりの平均貯蓄現在高は819万円、前年にくらべ87万円、率にして11.8%の増加である。年間収入は607万円、前年にくらべ22万円、3.7%，増にとどまったため、貯蓄年収比（年間収入に対する貯蓄現在高の比）は135.0%となって、前年の125.3%を9.7ポイント上回った。貯蓄年収比は50年88.3%，55年105.4%，60年122.4%と一貫して増大している。勤労者の家計は、収入の伸び悩みにもかかわらず、消費よりも貯蓄を増やすという行動を一段と強めてきたのである。

読者のなかには、819万円という平均貯蓄現在高は、わが家のそれにくらべて、ずいぶん多いと思われる人もあるろう。これは数字の魔術であって、実は、勤労者世帯の68.6%が、819万円以下の貯蓄現在高しかないのである。世帯を2分する貯蓄現在高の中位数は537万円、貯蓄現在高の各階級のうちもっとも世帯の集中しているのは200～250万円未満で、その最頻値は231万円というように、分布は低い方にずいぶん偏っている。

ところで人々は、なぜこれほどまでに貯蓄に励むのだろうか。貯蓄増強中央委員会が毎年行なっている「貯蓄に関する世論調査」によれば、貯蓄の目的は、第1表のようになっている。

第1表 貯蓄の目的

(何項目でも選択可の複数回答、単位：%)

	病気・災害の備え	子どもの教育	子どもの結婚	土地・建物購入など	老後の生活	耐久消費財の購入	余暇関連	納税	とくに目的はない
昭和45年	77.7	51.7	34.0	38.3	13.4	8.0	4.2	28.4	
50	83.2	55.3	30.2	38.1	7.5	9.0	3.9	27.1	
55	79.1	53.5	32.0	38.4	7.8	10.0	4.8	27.2	
60	77.2	43.0	17.1	19.8	42.5	10.5	4.8	5.4	26.4
61	75.0	44.7	15.3	20.5	42.5	10.8	5.2	5.5	25.3
62	76.4	42.0	15.5	20.4	46.1	9.4	6.1	4.7	26.1
世帯主年齢別									
20歳代	68.9	53.4	1.9	28.0	12.4	17.4	19.9	5.0	31.7
30	"	76.4	64.2	3.5	31.5	21.9	16.1	7.8	4.0
40	"	75.3	62.3	12.9	20.5	39.2	8.8	3.9	3.8
50	"	76.5	23.9	32.2	16.6	60.7	6.3	3.8	4.4
60	"	78.9	12.2	13.8	14.1	69.7	6.0	8.5	7.1
62年		79.5	14.6	5.9	8.4	61.9	5.0	5.4	7.5
70歳以上									29.7

資料 貯蓄増強中央委員会「貯蓄に関する世論調査」(昭和62年)

「病気・災害の備え」が一番多いが、これは生活不安に対する自助努力の現れである。「自分の生活は自分で面倒をみよ」との生活の自己責任は、資本主義社会に共通の原則であるとはいえる、わが国の場合、とりわけそれが個々の家計に強く意識されるのは、社会保障制度の不備によるものであることは周知の事実である。

次に、「教育」「住宅」「老後」などライフサイクルに沿った生活設計的な資金の蓄積が意識されている。現在のわが国の勤労者の生活には、「宵越しの銭は持たない」といった、その日暮らしの気楽さはもはや失われてしまった。勤労者の家計は、収入と支出のバランスを生涯を通して調整しなければならず、結婚・子育て・子どもの進学・退職・老後などのライフサイクルの変化に対応した長期的な資金の配分が不可避なのである。『国民生活白書』(昭和62年版)によれば、モデル世帯の生涯所得は2億3806万円、生涯支出は2億714万円、収支差額は3092万円とのことだが、この金額がふつうの勤労者世帯に妥当するかどうかは別として、どこの家計も、日々、年々さらには一生を通した資金の帳尻合わせをしなければならないのだ。『白書』は親切にも、モデル世帯の生涯収支を示してくれているが、その言わんとすることは、「本格的な高齢化社会の到来に対応すべく、老後生活

に備え」、平均寿命の伸びがもたらした「長寿のリスク」(つまり長生きすれば、それだけカネがかかるということ)を予想して、いまのうちに金融資産の形成にはげみなさい、ということなのである。

さらに「耐久消費財の購入」が一定の割合を占めるのは、まさに現代の労働者の消費生活を特徴づけるものといえよう。生活諸手段のなかに占める耐久消費財の割合が増えれば、貯蓄も負債も増えざるを得ない。なぜならば、耐久消費財とは、その耐用年数が長いとはいえ、たとえば5年あるいは10年後には必ず買い換えられなくてはならないものだからである。平均してテレビは9年、冷蔵庫は13年、洗濯機は11年で買い換えられるという。労働者の生活諸手段は、その使用価値の種類によって、たとえば食料とか日用雑貨は毎日、毎週、毎月ごとに、衣料などは数年ごとに補填されなければならず、その補填期間に対応して賃金からその費用が支出されなければならない。補填期間の長い耐久消費財が増えれば、当然、家計においてその費用の何分の1かずつが毎年積立られなくてはならないはずである。このことをマルクスの例にならって説明すれば次のようになる。

「生活手段の一部分、たとえば食物、燃料などは、日々新たに消費されてなくなるので日々新たに補填されなければならない。他の生活諸手段、たとえば衣服、家具などは、比較的長期間にわたって消費され、それゆえ比較的長期間をおいて補填されればよい。ある種類の商品は日々ごとに、他の種類の商品は週ごと、4半期ごと、等々に買われるか支払われるかしなければならない。しかし、これらの支出の総額が、たとえば1年のあいだにどのように配分されようとも、それは日々、平均収入によって賄われなければならない。かりに、労働力の生産に日々必要な諸商品の総量をAとし、週ごとに必要な諸商品の総量をBとし、4半期ごとに必要な諸商品の総量をCとすれば、これらの商品の日々の平均は、 $365A + 52B + 4C + \text{等々} / 365$ であろう」。

耐久消費財は「等々」のなかに入るものであり、それが、たとえば1/5D、1/10E、1/15F…というように示されるわけである。これ

らは、労働者の年間収入のなかから支出されずに貯蓄に回されなければならない部分である。したがって、現代の労働者に支払われる賃金の一定部分は、銀行などに預金のかたちで一定期間とどまることになる。耐久消費財の種類と価格が増大すればするほど、預金の額も大きくなくてはならない。この観点からすれば、「持家」などは、たとえば1/30Gと示されるような労働者にとって一番高価な耐久消費財であるといえよう。

かつては労働者にとって、銀行預金など無縁のものであった。マルクスは、19世紀のイギリス労働者を念頭において、次のように述べている。「労働者たちに賃金として支払われる貨幣は、小売取引で支出され、比較的小さな諸循環のなかでさらに多種多様な仲間取引を媒介したのちに、ほぼ1週間ごとに小売業者たちの預金として銀行にもどってくる」。しかし現代では、労働者自らが、長期間にわたって銀行に預金せざるをえないものである。このことが労働者の家計と銀行等の金融期間との結びつきを必然化するのであるが、この点については後に負債を検討するときに一緒に検討することにしよう。

最後に「余暇関連」について一言述べておこう。第1表を見ればわかるように、近年その割合が減っている。とりわけ40歳代と50歳代にその割合が少ないことは、貯蓄目的が前者では「子どもの教育」に、後者では「老後の生活」により大きなウエイトを置いていたためである。このことから明らかなように、わが国の勤労者の家計において貯蓄高が大きいことは、けっして家計にゆとりがあることを意味しないのである。

II. 貯蓄の種類別状況

勤労者世帯の貯蓄現在高を貯蓄の種類別にみると、定期性預金343万円、生命保険202万円、有価証券180万円、通貨性預金95万円、金融機関外の貯蓄（社内預金など）36万円となっている。これらの対前年増加率をみると、有価証券29.9%、通貨性預金16.7%、生命保険10.7%、定期性預金4.9%、金融機関外3.2%であり、とくに有価証券の高い伸びが注目される。

最近の貯蓄現在高の種類別構成の変化は次のような傾向をもっている。第1は、通貨性預金と定期性預金の割合が縮小傾向にあることである。通貨性預金の割合は、55年に9.9%であったものが、62年には前年にくらべ0.3ポイント拡大したとはいって7.2%に縮小している。この原因としては、低金利のもとで家計の金利選好の強まりとともに、給与振込や公共料金等の自動引落が普及し、現金自動入出機（ATM）や現金自動引出機（CD）の設置台数が増加してカードの利用が増え、ほぼ日常的に出入れする金額だけが、普通預金などの通貨性預金に留まることになったためと思われる。

定期性預金の割合も55年の49.1%をピークに縮小しており、62年も前年より2.8ポイント下がって41.8%となった。この原因としては、定期性預金の代表である銀行の定期預金（2年）や郵便局の定額預金（3年以上）の金利が、55年4月の8.00%をピークに62年3月には3.64へと引き下げられたため、勤労者の家計にあっても国債や金融債などのより高い金利の金融商品への志向が強まったこと、またマル優廃止にそなえての他の金融商品への移行もあったと考えられる。

第2は、生命保険と有価証券の割合が拡大傾向にあることである。生命保険の割合は55年の19.6%から62年の24.7%へ、有価証券の割合は55年の16.7%から62年の22.0%へ、ともに増加している。有価証券のなかでもとくに伸びの大きいのは、株式と株式投資信託であって、62年は前年にくらべ、それぞれ45.5%と121.8%の増加率である。これには、近年の株価の著しい上昇が反映している。

生命保険と有価証券の割合がともに拡大しているとはいえるが、勤労者の家計における両者の性格はまったく異なっている。前者は契約的貯蓄といわれ、それへの支出は強制的であるのに対して、後者は裁量的貯蓄といわれ、それへの支出は自主的な選択である。概して前者は家計の不安定を示すものであり、後者は家計のゆとりを示すものといえよう。

このことは貯蓄現在高の少ない世帯では生命保険の割合が高く、多い世帯では有価証券の割合が高いことからもよくわかる。したがって、

のことから近年の有価証券の保有の増大は、勤労者世帯のなかでも収入の多い世帯を中心としたものであることがわかる。勤労者世帯の有価証券の保有率は30.9%で、近年急速に高まりつつあるとはいえる。生命保険の90.1%、定期性預金の91.2%、通貨性預金の89.1%にくらべるといまだ低い。

しかし、重要なのは、保有率の低さではなくその急速な高まりである。なぜなら、株価の上昇が、勤労者の家計においても、金融商品を選択するさいに、利息や配当金の受取を目的とするインカム・ゲイン志向よりも、値上がり益や値上がりにともなう利回り上昇を目的とするキャピタル・ゲイン志向を強めつつあるからである。そしてこのことが、勤労者の家計のなかにハイリスク・ハイリターン型の投機的行動を持ち込みつつ、低所得・低資産、高所得・高資産という格差を拡大しているからである。

III. 負債の動向

つぎに勤労者の負債の動向を、同じく「昭和62年貯蓄動向調査」によって見ることにしよう。昭和62年末における勤労者の1世帯当たりの負債現在高は283万円で、前年に比べ6.7%増加した。これは年々増加しており、50年の72万円にくらべ約4倍になっている。負債年収比（年間収入に対する負債現在高の比）も、50年24.1%，55年33.7%，60年44.2%と年々上昇しており、62年には46.6%に達した。しかし、これらの数字は負債のない世帯も含めた全体の平均値であるから、負債を抱えた世帯の実態を表すものではない。勤労者世帯のうち負債のある世帯の割合は、53.5%である。負債の動向はこの53.5%の世帯において見なければならない。

負債保有世帯の1世帯当たりの平均負債現在高は528万円で、年間収入の82.0%を占めており、58年の390万円70.6%，60年の445万円75.6%と年々上昇している。勤労者世帯の借金づけの生活はこのような負債年収比の高まりに現れているだけでなく、第2表に示されるように、勤労者世帯のなかでの貯蓄超過世帯（貯蓄現在高>負債現在高）と負債超過世帯（貯蓄現在高<負債現在高）の割合において、前者が減少し

第2表 貯蓄現在高が負債現在高より多い世帯、少ない世帯の割合—勤労者世帯 (%)

年 次	勤労者世帯	貯蓄現在高が負債現在高より多い世帯	貯蓄現在高が負債現在高より少ない世帯
昭和51年	100.0	86.5	13.0
52	100.0	85.6	14.3
53	100.0	82.6	17.3
54	100.0	81.1	18.9
55	100.0	82.4	17.6
56	100.0	82.6	17.4
57	100.0	83.3	16.7
58	100.0	81.2	18.8
59	100.0	80.9	19.1
60	100.0	80.0	20.0
61	100.0	79.3	20.7
62	100.0	79.6	20.4

各年12月31日現在

出所：昭和62年貯蓄動向調査

後者が増大する傾向にも現れている。いまでは勤労者世帯のうち2世帯に1世帯が負債を抱え、5世帯に1世帯が負債超過に陥っている。

このことは、勤労者世帯のなかに、現在の収入と貯蓄の現在高がゆるすかぎりで、つまり現在の労働と過去の労働の蓄積の水準で、それに見合った生活=消費をするというよりは、現在および将来の労働を担保にして、本来の水準を超えた生活=消費をせざるをえない世帯が増えているということである。そしてその差額については、家計の外部からの資金の供給に頼らざるをえないものである。

IV. 消費者金融の現状

このように勤労者の家計は、マクロのレベルから見れば資金の「供給者」としてだけでなく、「需要者」としての性格をも持つようになってきたわけであるが、ここで、つぎの分析のために家計に資金を供給する消費者金融について整理しておこう。広義の消費者金融は、大きくは、土地・建物等の住宅取得を目的とした住宅信用と、商品・サービスの購入を目的とするか、用途を特定されない自由な消費支出を目的とする消費者信用に分かれる。前者はいわゆる住宅ローンである。後者はさらに商品・サービスの販売業者が代金の支払を一定期間猶予する販売信用（いわゆる掛壳）と、金融機関・金融業者が資金を融資する狭義の消費者金融（いわゆるキャッシ

第3表 消費者信用市場の推移

(億円：%)

		新規信用供与額				残高	
		昭和50年中		55年中		60年中	
		構成比		構成比		構成比	
販売信用	57,630	55.6	107,485	51.1	169,532	48.7	111,773 40.1
割賦方式	34,514	33.3	68,649	32.6	98,825	28.4	101,464 36.4
信販会社	4,380	4.2	23,279	11.1	43,633	12.5	45,510 16.3
信流通	20,300	19.6	27,265	13.0	26,969	7.7	21,562 7.7
メーカー系クレジットカード会社	5,429	5.2	10,876	5.2	11,073	3.2	10,952 3.9
金融機関(提携ローン)	4,405	4.2	7,229	3.4	17,150	4.9	23,440 8.4
非割賦方式	23,116	22.3	38,836	18.5	70,707	20.3	10,309 3.7
信販会社	828	0.8	4,757	2.3	8,613	2.5	2,004 0.7
信流通	19,031	18.3	27,554	13.1	43,275	12.4	6,162 2.2
メーカー系クレジットカード会社	4	0	408	0.2	735	0.2	333 0.1
銀行系クレジットカード会社	3,253	3.1	6,117	2.9	18,084	5.2	1,810 0.6
消費者金融	46,092	44.4	102,874	48.9	178,662	51.3	166,980 59.9
割賦方式	17,416	16.8	48,643	23.1	94,652	27.2	96,695 34.7
消費者金融専業者	4,660	4.5	21,441	10.2	24,856	7.1	19,250 6.9
金融機関	11,048	10.7	17,691	8.4	36,074	10.4	58,605 21.0
信販会社	523	0.5	3,362	1.6	17,718	5.1	12,636 4.5
銀行系クレジットカード会社	1,185	1.1	5,825	2.8	11,169	3.2	3,158 1.1
信流通	0	0	291	0.1	4,646	1.3	2,782 1.0
メーカー系クレジットカード会社	0	0	33	0	189	0.1	264 0.1
非割賦方式	28,676	27.6	54,231	25.8	84,010	24.1	70,285 25.2
金融機関(含郵便局)質屋	26,636	25.7	51,991	24.7	82,075	23.6	69,635 25.0
	2,040	2.0	2,240	1.1	1,935	0.6	650 0.2
(A) 消費者信用	103,722	100.0	210,359	100.0	348,194	100.0	278,753 100.0
(B) 民間最終消費支出	847,627	—	1,413,242	—	1,844,272	—	— —
(A)/(B)	12.2	—	14.9	—	18.9	—	— —

(注) 銀行系クレジットカード会社等のキャッシングは割賦方式に含まれている。

出所: 井上裕『企業・家計・銀行の新金融行動』(東洋経済新報社, 1988年, 102~103ページ)より引用。

シング) とに分かれ、それぞれ返済方式によって割賦方式と非割賦方式に分類される。

まず消費者信用市場の推移を見ると、その規模の絶対的および相対的な拡大が顕著である。

第3表に示されるように、消費者信用全体の新規供与額は、50年の10.4兆円、55年の21.0兆円、60年の34.8兆円と、この間に3.4倍も増加し、同じ時期の消費支出の伸び2.2倍を上回っている。その結果、消費者信用の消費支出に対する割合は50年の12.2%、55年の14.9%、60年の18.9%，と増大しており、マクロレベルでみて、家計が資金の「需要者」としての性格を強めていることがわかる。

つぎに消費者信用の構成変化を見ると、いくつかの特徴を見出すことができる。第1は販売信用の相対的後退とそれに代わる狭義の消費者金融の増大、第2は非割賦方式の縮小と割賦方式の拡大、第3は販売信用における信販会社取扱の成長、第4は消費者金融専業者取扱の低下

と金融機関取扱の上昇、である。これらの特徴は、カネ余りのなかで、銀行や信販会社などの金融資本にとって、家計が収益の源泉としてますます重要になってきていることを示しているのである。

他方、住宅信用市場の推移について見ると、ここでもその絶対的および相対的な規模の拡大がはっきりと現われている。第4表によれば、住宅信用新規貸出額は、50年の5.1兆円、55年の9.7兆円、61年の15.6兆円と3倍になり、この間の民間住宅投資の増加率1.5倍を大きく上回っている。この結果、住宅信用新規貸出額の民間住宅投資に対する割合は、50年の49%、55年の63%，61年の98%と著しく上昇した。

住宅信用市場の金融機関別の構成変化を新規貸出額ベースで見ると、つぎのような特徴がある。第1に、民間金融機関に対して公的金融機関の割合が低いこと。「貯蓄動向調査」によれば、勤労者世帯の土地・住宅の借入金の年間返

第4表 住宅信用市場の推移 (億円、%)

	新規貸出額			残高		
	50年	55	61	50年末	55	61
公的機関	11,465 (22.3)	34,685 (35.9)	※ 45,000 (28.8)	33,393 (21.9)	135,603 (30.6)	※314,500 (41.5)
住宅金融公庫	9,145 (17.8)	26,665 (27.6)	31,546 (20.2)	27,438 (18.0)	106,884 (24.1)	230,345 (30.4)
民間機関	39,895 (77.7)	62,017 (64.1)	※111,306 (71.2)	118,905 (78.1)	307,633 (69.4)	※442,700 (58.5)
全国銀行	20,205 (39.3)	26,647 (27.6)	57,399 (36.7)	58,061 (38.1)	145,088 (32.7)	196,393 (25.9)
都銀	8,497 (16.5)	11,239 (11.6)	37,561 (24.0)	24,369 (16.0)	6,0313 (13.6)	100,505 (13.3)
地銀	7,783 (15.2)	9,993 (10.3)	14,418 (9.2)	20,737 (13.6)	53,508 (12.1)	64,228 (8.5)
長信銀	518 (1.0)	1,113 (1.2)	1,500 (1.0)	1,727 (1.1)	5,099 (1.2)	5,683 (0.8)
信託勘定	3,057 (6.0)	4,006 (4.1)	3,745 (2.4)	9,943 (6.5)	23,789 (5.4)	23,827 (3.1)
相銀	4,655 (9.1)	5,489 (5.7)	8,999 (5.8)	11,027 (7.2)	27,234 (6.1)	34,761 (4.6)
信金	8,313 (16.2)	9,890 (10.2)	10,779 (6.9)	16,926 (11.1)	43,260 (9.8)	48,784 (6.4)
信組	976 (1.9)	1,895 (2.0)	1,962 (1.3)	2,332 (1.5)	7,081 (1.6)	7,633 (1.0)
労金	2,073 (4.0)	2,524 (2.6)	3,321 (2.1)	5,923 (3.9)	11,286 (2.5)	14,216 (1.9)
生損保	1,603 (3.1)	5,572 (5.8)	6,736 (4.3)	5,493 (3.6)	21,738 (4.9)	37,994 (5.0)
住宅金融公社	2,034 (4.0)	9,970 (10.3)	22,108 (14.1)	5,394 (3.5)	31,023 (7.0)	55,280 (7.3)
(A)住宅信用	51,360 (100.0)	96,682 (100.0)	※156,306 (100.0)	152,298 (100.0)	443,236 (100.0)	※757,200 (100.0)
(B)民間住宅投資	104,276	153,167	159,173	-	-	-
(A)/(B)	49.3%	63.1	※ 98.2	-	-	-

(注) 1) カッコ内は構成比。2) 61年は一部推定(※印)。3) 信用金庫には全国信用金庫連合会、信用組合には全国信用協同組合連合会の計数を含む。

(資料) 日本クレジット産業協会『日本の消費者信用統計』、日銀『経済統計年報』、経企庁『国民経済計算年報』。

出所：表3に同じ。

総額は、62年において公的金融機関へ27.4万円(構成比29.8%)、民間金融機関へ35.1万円(38.1%)、金融機関外へ18.1万円(19.7%)となっている。民間金融機関のほうが貸出金利は高いのだから、家計にとってはそれだけ負担が増すわけである。第2に、民間金融機関のなかで、都市銀行を中心とした全国銀行のシェア拡大が注目される。他方、相互銀行などの中小金融機関のシェアが縮小しており、各金融機関の家計部門の取引志向が強まるなかでの激しい競争と、大銀行の力の優位性が示されている。

ついでに、第3表と第4表により、消費者信用新規貸出額と住宅信用新規貸出額の相対比を見ておくことにしよう。前者の後者に相対比は、50年 202%、55年 218%、60年 293%、となる。ここに、広義の消費者金融全体のなかでの消費者信用市場のフローの面での比較的高い成長、

とくに50年代後半以降の急速な成長が示されているのであるが、この時期はサラ金やクレジットによる家計の破産とそれにともなう家族の解体が社会問題化し始めた時期でもある。

V. 『資本論』と『帝国主義論』の勤労者家計の把握

さて、これまで「貯蓄動向調査」によって、勤労者の家計における貯蓄と負債の動向を見てきたわけであるが、つぎにそれを金融資本との関わりにおいて見ようと思うが、それに先立って、この分析に理論的方向づけを与えてくれる『資本論』第3巻と『帝国主義論』における勤労者の家計の把握について検討しておこう。

さきに勤労者の家計と銀行等の金融機関との結びつきの必然性を、勤労者世帯への耐久消費財の普及と関連づけて述べたが、さらにより詳しく検討することにしよう。マルクスは、銀行制度の特殊的作用として少額貨幣の集積についてつぎのように述べている。

「銀行制度の発展につれて、またことに銀行が預金に利子を支払うようになれば、すべての階級の貨幣貯蓄および一時的に遊休している貨幣が銀行に預けられる。それだけではどれも貨幣資本として作用しえない小さな金額が大きな金額にまとめられ、こうして一つの貨幣力を形成する。小さな金額のこの集積は、銀行制度の特殊的作用として、本来の貨幣資本家たちと借り手たちとのあいだの銀行制度の仲介的役割から区別されなければならない。最後に、徐々にしか消費されないはずの収入も、銀行に預けられる。」

マルクスは、信用制度の発展につれて「徐々にしか消費されないはずの収入」が、貸付資本の蓄積として現れると述べ、それは産業資本家や商業資本家の収入だけでなく、「地代、より高級な諸形態の労賃、不生産的諸階級の所得などに、あてはまる」と述べている。しかし現在では、このことは、「より高級な諸形態の労賃」だけでなく、「ごく普通の労賃」にも、あてはまるようになっている。

また、レーニンも「銀行は、社会的規模において、一般的簿記と生産手段の一般的配分との

形態を、しかしまさに形態だけを、つくりだす¹¹⁾との『資本論』第3巻の指摘をうけて、つぎのように述べている。

「さきにあげた銀行資本の増加、巨大銀行の支店と出張所の数の増大、それらの口座の増大その他にかんする資料は、全資本家階級のこの『一般的簿記』を具体的にわれわれにしめしている。いや、資本家のだけではない。なぜなら銀行は、一時的とはいえ、小経営主や勤め人やごく少數の上層労働者などのありとあらゆる貨幣所得をかきあつめるからである。」¹²⁾

しかし現在では、銀行は、恒常に大多数のふつうの労働者の家計から貨幣所得をかきあつめることにより、社会的規模において一般的簿記の形態を具体的に示してくれているだけではない。さらに、いまや銀行との結びつきが不可避的である家計の側からしても、自らの家計の安定のためには、家計を支配している銀行に対して民主的な統制を実現することによって、形態だけにはとどまらない社会的な規模での一般的簿記の管理を必要とするまでになっている。

現在では、銀行あるいは郵便局に口座を持たない労働者世帯はほとんどない。その理由は、さきに述べたように、労働者の消費生活のなかにより多くの耐久消費財が入り込み、そのことによって「徐々にしか消費されないはずの収入」が増加し、それに対応して家計から銀行や郵便局に預けられる預金も増大するようになったからである。わが国では、昭和30年代以降の労働者世帯への耐久消費財の普及が金融資本によるマーケティング戦略、とりわけ割賦販売制度の導入と結びつくことによって、労働者の家計に負債を定着させることになったのであるが、さらにその普及が一段落したのちには、モデルチェンジや付隨的機能の改良などによって耐久消費財の人の為的陳腐化をすすめ、その買い替え需要を作り出し、かくして労働者の家計のなかに買い替えの費用としての貯蓄をしだいに増大させていったのである。この過程のなかで、メーカー系・銀行系の信販会社が設立され、これらによる労働者の家計への支配が強まることになった。また、住宅や耐久消費財のローンによる購入の普及は、消費者にその担保としての生命保険への加入を促すことにもなった。

VI. 勤労者家計と金融資本

ところで、労働者が貨幣を借りるのは何のためか。それは、生産のためではなく消費のためである。このようなわかりきったことをここであらためて確認しておかなければならないのは、労働者にとっての「持家」の意味を考えるためである。というのも、労働者の家計においては「持家」は消費財ではなく、資本家の工場と同様に資産とみなされるからである。このような常識的な考え方に対する科学的な批判が、家計と金融資本との関係を正しくつかむためにも必要なのである。

労働者にとっての「持家」は、彼の家族と住むだけのものであって、他人に貸すのでなければ、そこから家賃を得ることもなく、それは彼にとって生産手段ではない。生産手段を持たない労働者は、生産者として貨幣を借りる必要はない。マルクスの言うように、「賃金奴隸は眞の奴隸と同様に、その立場によって一少なくとも生産者としての資格においては—債務奴隸になることは不可能である。彼が債務奴隸になりますのは、せいぜい消費者としての資格においてだけである。¹³⁾

ここで重要なことは、貨幣が資本主義的な生産（したがって利潤を産み出す）のために貸し付けられるのか、それともたんなる消費（したがって利潤を産み出さない）のために貸し付けられるのか、という本質的な相違である。

労働者の個人用住宅はけっして利潤を産み出さない。しかし彼は、その住宅を建設するための費用を借りるならば、貸付資本（現代では金融資本）に利子をつけて返済しなければならない。昭和62年には、住宅・土地の負債のある勤労者の家計は、その返済として1世帯当たり平均で81万円も支出しているのである。このなかにどの程度の利子が含まれているかは不明であるが、この返済額の年収に占める割合は、11.6%である。彼は、生産過程において搾取されつつ、さらに消費過程においても搾取されている。これを「本源的搾取と並行して進む2次的搾取」¹⁴⁾という。だが、労働者の個人用住宅を資産とみる常識的な考えは、この搾取関係を被い隠して

しまうのである。マルクスの言うように、労働者は「天に向かって絶叫するほどにだまされている」のである。¹⁵⁾

わが国の個人用住宅における「持家」の割合は60.4%（昭和53年）であって、アメリカの65.4%よりは低いが、イギリスの54.1%や西ドイツの37%よりも高い水準にある。¹⁶⁾このように、わが国において持家率が高いのは、政府の住宅政策によるところが大きい。というのも、政府は安価で良質の公共住宅を大量に供給するのではなく、公共住宅は低所得者向けに限定し、またその質も劣悪な水準にとどめ、他方で、より質の高い住宅を望む勤労者には、公的金融機関や民間金融機関による資金の貸付を促して、自己の努力によって住宅を獲得するよう仕向ける政策をとってきたからである。この政策は、同時に金融資本による勤労者の「2次的搾取」の強化を促進するものであったといえる。

さきに述べたように、「持家」は常識的な考え方によれば資産である。したがって「持家」を所有することは、勤労者の意識のなかに、「資産家」あるいは「所有者」意識を醸成する作用を強める。さらに、資産とみなされるのは「持家」だけではない。耐久消費財も、またそれを買い換えるために貯えられた預金も、そして預金よりも高い収益を期待して購入した株などの有価証券も、さらには生命保険も、すべて資産とみなされる。

支配階級にとって、被支配階級が自分たちを被支配階級であると思わないこと、あるいは支配階級と利害が一致していると思い込んでくれることほど、支配しやすいことはない。労働者が住宅や株式を所有しその価格の値上がりを期待することになると、それは、すでに労働者としての意識より「所有者」としての意識のほうが優っていることを意味する。これを狙ったのが大衆資本主義=popular capitalismのイデオロギーである。その代表的な一つの例は、イギリスのサッチャー政権の政策である。それは「直接的には、一方で公共住宅の払い下げを基軸として持家政策を促進し、他方で国有企业の民営化=株式の売却によって株式所有者を拡大し、両者によって、持家・持株労働者をつくり上げること」を狙っているという。もちろん、¹⁷⁾

この政策はサッチャー政権の専売特許ではなく、それどころかサッチャー政権の手本となつたのは、他ならぬわが国の住宅政策、よりひろく言えば社会政策である。

おわりに

現在の金融資本の投機的活動による土地や株式などの価格の上昇が、結果的に、労働者の家計においても、株式などの金融資産や住宅などの実物資産の評価額を引き上げることになっている。このことは、客観的には労働者の家計が、好むと好まざるとにかかわらず、金融資本の投機的活動に巻き込まれている姿に他ならない。このかぎりで、現在のわが国の労働者の生活のなかにも、日本資本主義の「寄生性と腐朽」がある程度反映していると言えよう。このことは、また労働者のなかに「その生活様式、その稼ぎ高、その世界観の点で、まったく小市民的」な層を、部分的にではあれ、生み出すことにもなっているに違いない。¹⁸⁾

このような観点からすれば、わが国の労働運動における階級的潮流は、日本資本主義の「寄生性と腐朽」に対峙して、それにとって代わる具体的な生活様式を提起し、つくりだすことを、現在の労働運動のヘゲモニーをめぐる闘いにおける最重要課題としなければならないのではないか。

- 1) 宮崎礼子編『家政経済論』朝倉書店、1982年、124ページ参照。
- 2) 『国民経済白書』昭和62年版、85ページ。
- 3) 吉野正治『あたらしいゆたかさ』連合出版、1984年、179ページ。
- 4) 『経済白書』（昭和62年版）は、耐久消費財のなかで、耐久年数の短い財にくらべ耐久年数の長い財の支出割合が、増加傾向にあり、とくに50年代に入ってその傾向が強くなっていると指摘している（119—120ページ参照）。
- 5) マルクス『資本論』第1巻、新日本出版社版、294ページ。
- 6) マルクス『資本論』第3巻、新日本出版社版、775ページ。
- 7) 「消費者金融の現状」の叙述は、井上裕

『企業・家計・銀行の新金融行動』（東洋経済新報社、1988年）の第3章「家計部門の金融行動の変貌」に多く依存している。

8) ただし、住宅信用は返済期間が長く回転率が低いに対して、消費者信用は返済期間が短く回転率が高いので、残高ベースでは消費者信用／住宅信用の値は41%である（同上書105ページ）。

9) マルクス『資本論』第3巻、687ページ。
10) 同上書、871ページ。

11) レーニンの引用は、マルクスの原文とは、すこし違っている。原文はつぎのとおりである。「銀行制度とともに、社会規模での生産手段の一つの一般的な記帳および配分の形態が、ただしその形態だけが与えられる」（同

- 上書、1063ページ）。
- 12) レーニン『帝国主義論』国民文庫版、48ページ。
- 13) マルクス同上書、第3巻、1040ページ。
- 14) 同上書、1067—1068ページ。
- 15) 同上書、同ページ。
- 16) 国民生活センター編『図説 暮らしの国際比較』1985年、40ページ。
- 17) 北村裕明「ボピュラー・キャピタリズムとイギリス地方自治」『経済科学通信』第55号、41ページ。
- 18) レーニン、同上書、18ページ。

(さとう たかとし 所員 広島女学院大学)

文献紹介（1）

置塩信雄・鶴田満彦・米田康彦著 『経済学』

本書は、独自の理論体系を築いておられる置塩氏と、いわばマルクス経済学の伝統的な理論の枠内で精力的な仕事をしておられる鶴田氏、ならびに現代資本主義論をはじめ幅広い理論活動を展開しておられる米田氏の3氏が「共同研究の成果」として世に問われた、新しいジョイント・テキストである。

まずその特徴は、第1部・資本制経済の基礎、第2部・その再生産、第3部・その止揚、というテキストの構成にある。さらに、二色刷りの読みやすいスタイルの叙述と図の活用、そしてやさしい数式による展開にある。数学的展開の解説も巻末につけられている。

内容的にいようと、搾取論や経済における決定論、資本蓄積論、景気循環論などにおいて、置塩理論の影響が相当強く見られることや、価値論の説明に疑問を感じるところもあるが、第3部の資本制経済の止揚では手際よく現代資本主義の諸矛盾が整理され、経済の民主的改革をへて社会主義へという展望が鮮やかに打ち出されており、説得的であると思えた。

（角田） （大月書店 2200円）

非核の政府を求める京都の会編

『ハート・オブ・ピース』

「非核の政府を求める京都の会」（代表：岩井忠熊立命館大学名誉教授）が府民約2000人の非核・平和の願いを綴って本にしたもの。

5歳から90歳までの100字メッセージのほかに、昨年の原水禁世界大会の13名の海外代表、京都の著名人39人の特別メッセージや、マンガ家ヨシトミヤスオ氏のさし絵、小牧源太郎画伯の表紙絵、日本アリアリズム写真集団会員の写真の提供があり、また巻末には安斎育郎常任世話人の手による資料編もついている。

100字メッセージを寄せた2000名および人たちがそれぞれ1000円の拠出金を持ちより、大規模な自費出版運動として出されたことはやはり話題を呼んでおり、現在は「非核の政府を求める広島の会」が同様の運動を行なっている。

基礎研としても協力する立場から49ページに広告を出している。（大西）

（かもがわ出版 2000円）



●特集——ギャンブル・キャピタリズムの凋落

途上国債務戦略をめぐる対抗関係と IMFの役割

奥田宏司

はじめに

筆者は以前の諸論稿において債務危機の解決に向けての途上国側からのイニシアティブについて次のように記していた。「途上国の『支払能力』を高めるには、リーガン財務長官の『危機管理』戦略の枠を出たコンディショナリティーの緩和、IMF規則の改訂等、国際通貨制度の改革が検討される可能性がある。その際、UNCTAD事務局の『緊急2カ年計画』及び『長期展望』が新たな視角から再度、考慮されることになろう」。¹⁾また、「いずれの時期か、理論的にも、また、様々な交渉・議論の場において、安定化計画、Conditionality, IMFの役割がとらえ直されることになろう。その時までに、途上国側はいかなる理論的枠組を準備することができるであろうか」。²⁾

これらの途上国側からのイニシアティブは1987年の春から88年の春にかけて新たな進展をみせることになる。そこで、小論では、最初に債務危機の現段階について簡単に触れたのち、債務危機の解決に向けての途上国側からのプランとIMFのそれに対する対応についてみていくたい。

第1表 L.A.諸国的主要経済指標

年	82	83	84	85	86	87 ³⁾
一人当たりGDP ¹⁾	95.4	90.4	91.7	92.7	94.0	94.3
GDP成長率	-1.2	-2.6	3.7	3.4	3.7	2.6
輸出額 ²⁾	87.5	87.5	97.7	91.9	77.9	88.3
輸入額 ²⁾	78.4	56.0	58.3	58.5	59.7	65.5
貿易収支 ²⁾	9.1	31.5	39.4	33.4	18.2	22.7
収益・利子支払 ²⁾	38.8	34.4	36.2	34.8	30.5	30.1

(注) 1) 80年100。 2) 億ドル。 3) 暫定値。

出所: CEPAL, *Preliminary Overview of the Latin American Economy 1987*, Dec. 1987, Table 1

I. 途上国債務危機の現段階

1984年後期以後、アメリカ・IMFが主導する旧来の債務戦略の「破綻」が明白になっていった。しかし、その「破綻」は旧戦略が途上国において貫徹していないからではなく、逆に貫徹しているが故に途上国の将来の経済がこれまで以上の危機に陥る可能性があるという意味の「破綻」なのである。このことについて簡単にいくつかの指標をみておこう。

第1表はL.A.諸国的主要経済指標を見たものであるが、経済成長率は、84年以後プラスになっているが、堅実なものではなく、低位で推移している。一人当たりの国内総生産は87・88年でも70年代後期の水準にとどまっている。また、輸出は経済調整計画の実施にもかかわらず、81年以後減少してきている。一方、輸入の方は元利払いを保証するように抑制され、その結果、貿易収支の黒字がネットでの元利払いと対応するようになっている(86・87年には貿易収支の黒字がかなり少なくなっているが)。さらに、アメリカ・IMFの提示する経済調整の実施は以下の2つの重要な結果をもたらした。一つは、L.A.諸国から資金の流出が82年以後ずっと継続していることである(第2表)。もう一つは、

第2表 L.A.諸国の資金流出 (単位:億ドル)

	ネット資金、収益・利子支払(1)	(2)	(3)=(1)-(2)
1981	37.6	27.2	10.4
82	20.4	38.8	-18.4
83	3.0	34.4	-31.4
84	9.3	36.3	-27.0
85	3.3	34.8	-31.5
86	8.7	30.5	-21.8
87	14.4	30.1	-15.7

出所: *Ibid.*, Table 15.

主要債務国16カ国の投資の年平均実質成長率はマイナス4.8%なっている(第3表)。

このように、アメリカ・IMFが課する経済調整計画は需要抑制的であり、その実施は利子支払いを確実にするものであっても、途上国経済の本格的再建の軌道を作り上げたと言えるものではない。むしろ、このままアメリカ・IMFの提示する経済調整を続けると途上国経済が基底から掘り崩され、将来利子支払いがきわめて困難になるばかりでなく社会的・政治的混乱を招来しかねないといいう意味で、82・83年にアメリカとIMFが打ち建てた債務戦略の「破綻」が明白になってきている。

しかし、このことは実は以前から各方面から指摘されていたことである。たとえば、83年末の時点で国連ラテンアメリカ経済委員会は次のように述べていた。「L.A.地域は現在の対外債務の状況下でいつまでも現下の調整メカニズムを適用していく訳にはいかない。これは少なくとも一部の国々では経済的にも社会的にも收拾しがたい事態を招きかねないし……ひいては累積債務を期限どおり返済する経済能力そのものを危険にさらすような緊張を引き起こしかねない。」³⁾

アメリカが公にこのことを不十分ながら認めるのは、85年10月のIMF・世銀年次総会におけるベーカー提案においてであった。ベーカー提案は三つのことを含んでいた。①途上国による成長志向の経済調整の実施。②IMFが引き続き重要な役割をはたすだけでなく、世界銀行も債務問題に積極的に関与し貸付けを増大すること。③民間銀行による貸付けの増大。しかし、これらの項目のなかで比較的早く実現していったのは世銀による関与と貸付けの増大であり、民間

第3表 主要債務17カ国の経済指標^(注) (年平均実質成長率)

G D P	輸出	輸入	投資	一人当たり消費
1.0	1.4	-6.2	-4.8	-1.6

(注) 1980-87の平均。

出所:『海外投資研究所報』1988年3月、8ページ。

原資料 *World Debt Table*.

銀行による貸付けは依然低迷状態にあり、この点でのベーカー提案は明らかに破綻している。IMFが債務国に提示する経済調整計画も、メキシコ等の例外はあるものの、これまでのところ基本的には従来のままである。

しかし、この点については、前記したように87年春から途上国側から新たなイニシアティブの進展があり、IMFもそれに対する姿勢を示さざるをえなくなってきた。UNCTAD事務局は第7回総会に向けて87年2月に文書を発表し、また、IMFのG-24のWorking Groupは同年3月に「成長指向の調整におけるIMFの役割」というレポートを作成し6月の代理者会合で承認された。87年秋のIMF・世銀年次総会のオープニング・ステートメントにおいて、M.カムドウシュIMF専務理事はこれらの文書の検討を言明している。そこでつぎにG-24のレポートを見ることにしよう。

II. G-24のニューレポート

このレポートは、1985年8月に同年のIMF・世銀年次総会に向けて作成された「国際通貨制度の機能と改革」を豊富化するために大幅に加筆・修正されたものであり、第6章からなる。以下簡単に内容を見ていこう(*IMF Survey*, Aug. 10 1987)。

第1章(イントロダクション)においてまずIMFの欠陥が指摘される。「IMFの提示する調整計画は、途上国が片務的(unilaterally)に国際収支の不均衡を是正しなければならないという前提に立っているが、ここに現在のIMFの最大の欠陥がある」(第14項目——以下番号のみ記す)。この指摘に統いて次のように言われる。「IMFが国際的な調整と、雇用ならびに所得の高水準の達成に責任を果たそうとするのであれば、IMFは調整計画の立案方法を変更し、経済成長、所得分配、貧困の解決についての明白な

コミットメントを挿入しなければならない」(15)。そして、第1章の結論として以下の内容が指摘される。債務危機の解決に向けてIMFが行なわなければならないことは次の二つのことである。①IMFの調整計画は見直され、成長指向のものに、かつまた当該国が抱えている社会的目標と合致する中期的なものに改められる必要がある。②IMFはその中期計画の達成のためにIMF資金を増強し、また触媒的役割を高めなければならない(同)。

第2章(成長指向の調整)は今記した調整計画の見直しについてである。最初に調整計画の現状について次のように述べられる。債務危機以後IMFが提示する調整計画は国際収支の短期的には正狙うものになっており(19), ほとんどの計画には極度の需要抑制のための諸政策が含まれている。実質賃金の引下げ、政府支出の削減であり、これに大幅な平価切下げ、輸入自由化措置が付け加わる(20)。その結果、調整の負担は債務国側に一方的にかかり、ネットでの資金流出、生産高と雇用ならびに一人あたり所得の減少に帰結している(24)。このように調整計画の現状についての指摘を行なったのち、ここでは詳述できないがレポートは、IMF調整計画が依拠している国際収支是正のマネタリー・アプローチへの批判に移っていく(25~28)。そして、レポートは名目所得が国内信用によって直接的にも間接的にも影響されない与件として扱われることに批判を向ける(29)。また、レポートは、実証的研究によりながら、国内信用量の減少すなわち貨幣供給量の減少は短期的には生産高の成長率の減少をもたらすだけであり、生産高の水準を高め、一定の成長率を維持するためには、現存する生産能力の効率性を高め、さらに所得に対する投資比率の上昇を通じて生産能力を向上させなければならない。調整計画が需要管理にとどまるかぎり、それは利子払いのための国際収支の改善には成功するが、成長率の上昇とかの他の目標はなおざりにされる、と主張する(31)。以上のように理論・実証の両面からIMFが依拠するマネタリー・アプローチを批判して、G-24は次に調整計画についてのいくつかの提案に入っていく。

もちろん前述したように、提案の基礎には、

調整計画は需要管理を中心とした計画よりも長期のものにならなくてはならないということ、さらにそれを支えるより多くの外部資金が必要であるということがある。調整過程において投資財、その他の輸入が必要となり一時に経常収支の赤字が増大するからである(33)。このことをふまえたうえでG-24は、成長指向のIMFプログラムを作成するために、達成されねばならない課題を「成長課題(growth exercises)」と「金融的課題(financial exercises)」の二つの区分し、前者の課題がまず達成されなければならないとする。そしてここから必要とされるが外部資金が算定され、「金融的課題」もこの算定に基づいて打ち建てられるものとされる(35)。

G-24によれば、成長モデルは各国ごとに異なるがいくつかの一般的特徴ももっている。すなわち、実質所得の成長率は投資率と関係しているであろう。そして、その成長率を支えるために必要な外国資金は、必要とされる輸入物資と輸出の展望のみならず国内貯蓄率に依存しながら、投資率から推定されることになる(37)。輸出と外国資金のトランسفرの不足は輸入を制限し、成長率を押し下げる。さらに外貨不足が克服されても、国内貯蓄率を高めることは国難である。これら二つの困難を解決するのが外国借入であり、成長率に見合った対外借入が算定されなければならない(38)。「成長課題」の達成において重要な点は、国際収支問題の分析へのIMFのアプローチが債務国の潜在力に合致した成長率を用意することであり、その成長率を達成するために必要な外国資金の流入額を推論することである。かくして経済成長が達成されるなかで、「金融的課題」とパフォーマンス・クリテリアも達成されうるのである(39)。

「成長課題」の概略は以上のようなであるが、レポートは「金融的課題」に移る前に次のようにのべる。「途上国成長目標は所得分配の改善及び貧困の改善という基本的課題と結びついているものであり、IMFのプログラムの作成においてこのことは十分に考慮されなくてはならない」(40)。さて、「金融的課題」であるが、これについては次のことが言われる。「金融的課題」は、為替の切下げが国際収支とインフレ

にどのような効果を与えるか、金融抑制が外貨準備、インフレ率、生産水準にどのような影響を与えるかについて明白にして実施される必要がある。なぜなら、たとえば為替切下げのインフレに与える効果はこれまで過小評価されてきたからであり(42)、また過重の金融抑制は生産高の減少をもたらし、このため国際収支とインフレの解決に支障が生じたからである(44)。そして、結論として次のように言われる。「『金融的課題』は、『成長課題』を達成するために必要な外国資金の流入計画に基づいているのであるから、『金融的課題』の達成とそのための政策の結果は、外国資金の流入が必要とされる水準に実際に達するかどうかにかかっている。このことは債権国側に調整努力のシンメトリー的考え方をも求めるものである」(45)。

第3章はコンディショナリティとパフォーマンス・クリテリアであるが、この章に入る前に(36)に戻っておこう。レポートはここで次のように記している。「パフォーマンス・クリテリアは『金融的課題』の中で策定された国際収支目標のみに限定されるべきである」(36)。また、「パフォーマンス・クリテリアは『金融的課題』にしたがって修正されるべきである」(同)。「金融的課題」とコンディショナリティとの関連をこのように擱んだうえで、レポートは第3章に入っていく。1979年にコンディショナリティのガイドラインが設定されたが、以後コンディショナリティは強化されてきている(46)。短期間により直接的で、よりはっきりした効果があげられるように、それは、需要抑制政策が基本となり、その結果経済に対して収縮的になっている(50)。

パフォーマンス・クリテリアには基本的には以下の四つの項目が含まれる。①国内信用量に対する制限、②財政赤字に対するファイナンスの制限、③対外借入に対する制限、④為替制限・貿易制限の導入・強化の禁止。しかし最近ではいろいろな口実をもうけて多くの事柄がクリテリアの中に入れられてきた。1983年から85年の取決めでは平均8以上のクリテリアが含まれている。金利、為替相場、財政赤字の削減、輸入自由化、価格政策などである。にもかかわらず、このことは調整計画の成功に貢献していないし、

しばしば計画の中断に追いやられている(58)。コンディショナリティは経済成長と矛盾しない中期的な国際収支は正の達成としてとらえるべきであるというのがG24の考え方であり(47)、パフォーマンス・クリテリアの原則として三つの——①クリテリアの数を限定する、②経常収支、外貨準備とかの対外的なものに限定する、③量的側面は厳密なものにしない——を掲げる(54~56)。そして具体的に以下の5点をあげる。①成長と合致するものでなくてはならない。②信用量については幅をもったものにすべきである。③公的部門の投資を最低限保証するために財政赤字に関連したクリテリアは考慮されなければならない。④為替相場についてはクリテリアは状況にあわせて実施されるべきである。⑤貿易、為替制限の撤去は一律にすべきではない(59~63)。

このあと、Prior ActionsとOther Understandingsが述べられる。「前倒し調整」の内容はパフォーマンス・クリテリアとあまり変わらないがIMFによる融資決定において考慮されるものである。G24は、これは79年のガイドラインの精神に反し、最低限必要な場合にのみ実施されるべきものであり、それも目標達成を強要すべきではないと述べている(64)。「その他の合意項目」についても同様であり、項目も2、3のものに限られるべきで具体的な成果を強要すべきではないと主張している(65)。

次は、「偶発的要因に対する救済措置」(Contingency Mechanisms)である。G24は、現在の国際経済には不安定要因が多いことから、調整計画の中に「偶発的要因に対する救済措置」を挿入しておくことはきわめて重要である。そして、偶発的要因の中に、調整国の実際の成長率が計画において想定されていたものから大幅に乖離したことから生じるものも含むべきであるとしている(67)。その他、救済を要するものとして一連の外生的要因がある。一次產品価格、重要輸入品価格、海外金利などである(68)。第3章の最後はIMFへの返済についてである。前述の救済措置の中にIMFへの返済も含まれるべきであり(72)、返済はその能力と関連させるべきであり、固定的な計画に縛られないようにすることが必要である(73)。このことに関連して

次の指摘は重要である。「IMF資金の回転資金としての性格を保持しようとする考慮は、経済成長のための調整のようなより根本的な目標よりも上位に置かれるべきものではない」(48)。

第4章(IMF資金と融資)と第5章(IMFのファシリティ)についてはごく簡単に触れ、第6章(総括)はほとんど繰り返しであるので割愛しよう。IMFの割当額は拡大されるべきであり、その配分方法も修正されなければならない。割当額は世界経済の規模に準じて増加されるべきであり、その割当ては各国の状況、資金の必要性等に応じてなされるべきである(80,83)。また、IMFは資金供給者として資金規模を増加させるだけでなく、公的な中長期の譲許的資金が低所得国にむかうように「触媒的役割」も果たさなければならない(92,99)。

IMFのファシリティについては、最近スタンド・バイ取決めに重点が置かれすぎてきており、借入国はhigh-conditionalityが負荷されてきている(117)。スタンド・バイ取決めに附隨する調整計画とパフォーマンス・クリテリアは、このレポートが行なっている諸提案にしたがって修正される必要がある(118)。この指摘のあと次の3点の指摘がある。第1は拡大信用供与措置(EFF)である。EFFは現在ほとんど機能していないが、3年から5年にわたる構造調整と成長率を維持するためにEFFは再度機能させられなければならない(120~121)。次に構造調整融資(SAF)について、レポートは額が少なすぎることとコンディショナリティが厳しすぎることを指摘しその改善を主張する(123~124)。輸出変動補償融資制度(CFF)についてはコンディショナリティの免除と迅速な融資実行を迫るとともに、その融資額が割当額によらないで輸出額の減少によることを主張している(125,127)。

III. G-24のレポートに対するアメリカとIMFの対応

前項においてG-24のニューレポートを簡単においたが、これに対する反応は意外に大きく(旧レポートは発表された時期のこともあり「軽視」されてきた)、87年のIMF・世界銀行

の年次総会においてさっそく取り上げられることになる。M. カムドゥシュIMF専務理事は開会挨拶において、これまでの債務戦略実績からの教訓について述べながらさっそくこのレポートにふれている。そこでここでは、できるだけG-24のレポートに関係のあるところに絞りつつ専務理事の挨拶をみるとよい(IMF Survey, Oct. 19 1987)。

まず債務戦略の実績と現状について次のような指摘がなされる。5年前のトロント総会以後相当の進展があった。しかし「努力は部分的なものにとどまり、または中断されてしまっている」。「債務の負担はわれわれの5年前の希望に反して増加している……債務危機を脱却するには予想以上の時間がかかることを認識せざるをえない。一時的な危機と、持続的な困難に発展する危機を扱うことは別のことである」。カムドゥシュはこのように現状を認識して、アメリカとIMFが打ち建てた旧来の債務戦略(その中心になったのはリーガン元財務長官とド・ラロディエール専務理事)の破綻を事実上指摘する。この点ではG-24の認識とほとんど変わらない。

そして次に彼は彼自身の債務戦略に移って、「われわれの戦略の中に、いかなるコストを払っても維持される基本的な要素がある。すなわち、責任の共有の原則と、協力の原則である」と述べる。そしてその後、途上国政府、債権国政府、商業銀行が果たさなければならない課題を列挙する。しかし、これは85年のベーカー提案からあまり変化していないし、否、「追加的ファイナンスが至急必要である」という点などを除けば、基本的には旧戦略と同じである。

一方、IMFの役割については三つの機能——調整プログラムの策定と実施の支援、資金フローの動員、IMFの資金による貢献——をあげ、それを実現する手段として融資ファシリティーを位置付け、その改善のありかたを展開する。第1。構造調整ファシリティー(SAF)についてはベネチア先進国首脳会議において額を3倍にすることを依頼したことと報告し、その実現に向かっていることを述べる。第2。拡大信用供与措置(EFF)は構造調整を行なっている国に対してより長期の資金を供与するために創設されたが

近年ほとんど利用されていない。EFFを活性化するために何をすべきか考えなくてはならない。さらに、輸出変動補償制度(CFF)の見なおしも必要であると述べている。G-24のレポートの第5章で主張されていた趣旨にはぼ沿う形で改善、見直しをやろうというわけである。しかし、われわれがとくに注目しなければならないのは、「IMF融資の手続きおよびプログラム策定のアプローチのレビューにあたり、最近のIMF調整計画の経験から得られた教訓を生かす用意がなくてはならない」と専務理事が言っていることである。専務理事があげた教訓は3点である。
①「かっての『伝統的』国際収支危機と比べて、最近は回復により長い時間がかかるようになったというのが一つの教訓である」。
②「当局のコントロールを越えた対外諸事情は、精巧に作られ、着実に実施されている調整プログラムに対して破壊的に作用する。こうした場合は、適当な予備的メカニズムが考慮される必要がある」。
③「コンディショナリティについて変数の縮小および期間の長期化が実行性の点から適当であって、かつコンディショナリティの厳格さを失わない場合があるということである。コンディショナリティの総合的レビューが行なわれてから10年が経過し、いま一度見なおしてもよい時期である。数か月のうちにこれを行なうことになるであろう」。

IMF専務理事の開会演説に引き続き、ベーカー・米前財務長官も米のこれまでの戦略に加えて新たな視角といくつかの提案を行なっている(『国際金融』昭和62年12月1日号、17~21ページ)。債務戦略の基本については次のように述べている。「IMFはそのプログラムにおいて短期的な(国際収支)不均衡修正とともに、長期的な成長促進に必要とされる方策についても、より大きな注意を向ける必要がある。また、一国の管理を越えた予測しがたい事情により、包括的・成長指向的プログラムがコースをはずれないよう注視していく必要がある」。この指摘の後、財務長官は2点の具体的提案を行なう。
①「国際緊急融資制度」の創設。これは対外面での予測しがたい事情がスタンダードバイ・プログラムに与える悪影響を緩和するためのものである。
②長期のプログラムについて現行の四半期

毎ではなく、半年毎のパフォーマンス・クリテリアを資金支出の条件にする。これにより、借入国は短期的動きへの対応を回避でき、パフォーマンス・クリテリアとして構造改革を入れることができるというのである。そして、これらの結果として借入国のパフォーマンスが強化され、「商業銀行はIMFの貸出を硬直的な前提条件とするよりは、(債権国の)総体的な政策プログラムの質に対し、より信頼することになるだろう」。さらに、SAFについて長官は、専務理事の拡大提案を歓迎するものであると述べている。

カムドゥシュ専務理事やベーカー財務長官による以上の演説の内容は、85年のベーカー提案、以後もほとんど変化しなかったIMFの融資政策、コンディショナリティが87年秋になってやっと変化の兆しが見えてきたものと受けとめられた。たしかに専務理事やベーカー長官の発言には、IMFの調整計画は中・長期的なものでなくてはならない、「偶発的要因に対する救済措置」(Contingency Mechanisms)が必要である、パフォーマンス・クリテリアの項目を限定すべきである、というG24の主張が取り入れられている(もちろん主張のすべてが受け入れられたわけではないが)。かくして、IMF専務理事とベーカー長官の発言が、G24のレポートに対する対応であることは明らかである。

小論では言及できなかったが、1985年春の国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会の「ラテン・アメリカにおける危機」およびIMF・G-24の旧レポート以来、途上国側は債務危機からの脱却に向けて、アメリカ・IMFによる旧来の債務戦略を厳しく批判しながら、新たな開発戦略を打ち建てる努力を継続してきた。それが、アメリカ・IMFによる旧戦略の破綻とあいまって、現実の力をもちつつあるというのが今日の状況であろう。債務危機が現実の国際金融恐慌に直結する可能性は82、83年当時と比べると確かに薄らいできている。しかし、債務国の調整過程は依然多くの困難を伴い、それが国内危機を引き起こし、中南米各国の諸勢力の如何では「政治的混乱」をもたらす可能性は消えていないどころか高まっているとも言える。旧債務戦略の「破綻」と新たなイニシアティブをめぐる対抗関係、債務国国内における諸勢力の角逐、

さらには債権国内部における利害の衝突、これらの現実のなかで債権国・IMF、債務国双方から次にどのような提起がうち出されてくるのであろうか。

- 1) 拙稿「途上国の債務累積問題とそれに対する2つの対応」『大分大学経済論集』第35巻第6号(1984年2月)。

- 2) 拙稿「ConditionalityとIMFの役割」同第36巻第2,3号(84年7,9月)。
- 3) ECLA, *Preliminary Overview of the Latin American Economy during 1983* Dec.1983p.6.

(おくだ こうじ 所友 立命館大学)

読者の声

「地域医療計画」の検討を

いま全国各地で都道府県ごとに「地域医療計画」と称するものができつつありますが、かなり大きな問題をはらんでいます。厚生省主導の医療費べらしのため、公立であろうと民間であろうと、ほとんど病院の新設・増床はノーとなります。医療圏域の設定でも、生活に身近で種々のサービスが受けられるように小さくするのが良いのに、全国的に大きくするところが多いようです。

大阪ではこの圏域設定が府総合計画などの既存の圏域を参考にし、なおかつ現在および今後近畿規模

で進められようとしているビック開発プロジェクトに奇妙に符合しています。

基礎研の“眼”からすれば、こうした点はどのように映るのでしょうか。是非深い検討が欲しいと思います。

(大阪市 尾内康彦 団体職員)

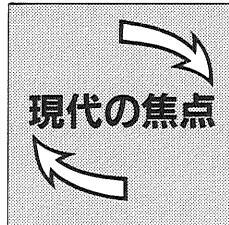
山口正之氏の「レーニン主義の復権を」に共感

山口正之氏の「レーニン主義の復権を」はそのとおり。国民文庫の『民主革命における社民党の二戦術』『1905年の革命』『「人民の友」とは何か』『宣伝・扇動』が出回っていないのは、困るし残念です。文学研究でも、たとえばソ連研究者のマヤコフスキーについての著作には、これらが有機的に活用されていますが、日本には全然紹介されず、はじめから公式的だと切り捨てられています。そして、レーニンの『資本論』につ

いての、「この生産関係に照応する上部構造を、つねに、そして、いたるところで追及し、この骨組みを肉と血でつつんだことにある」(『「人民の友」……』といった指摘が味読されず、目先でくるくる空回りしている学問状況は何なのでしょうか)。

(佐倉市 斎藤洋太郎 団体役員)

●連載——第4回

現代の焦点

税制改革と「構造調整」政策

梅原英治

I. 税制改革論議と「構造調整」政策

今般、政府が決定した税制改革案（6月24日の「税制改革要綱」「地方税制改正要旨」、7月29日の税制改革関連諸法案）は、「現行の税制が、産業構造及び就業構造の変化、所得水準の上昇及び平準化、消費の多様化及び消費におけるサービスの比重の増加、経済取引の国際化等を反映して著しく変化してきた現在の経済社会との間に不整合を生じている事態に対処して、将来の展望を踏まえつつ、国民の税に対する不公平感を払拭するとともに、所得、消費、資産等に対する課税を適切に組み合わせることにより均衡がとれた税体系を構築すること」（税制改革法案第2条）を目的として、「租税は国民が社会共通の費用を広く公平に分かちあうためのものであるという基本的認識の下に、税負担の公平を確保し、税制の経済に対する中立性を保持し、及び税制の簡素化を図ることを基本原則として行なわれる」（同第3条）もので、①税率引下げ・フラット化など所得税・住民税の減税、②有価証券譲渡益（キャピタル・ゲイン）に対する課税の原則化、③相続税の減税、④消費税創設・酒税改定など間接税の見直し、⑤税率引下げなど法人税の減税、⑥増減税差引で減税の超過、を柱としている（詳細は略）。

この改革案が、応益原則（「社会共通の費用の広く公平な分かち合い」）の採用、間接税の比重の増大、税率のフラット化、分離課税・みなし課税の多用によって、シャウプ勧告（1949年）以来、税制の建て前とされてきた所得課税における応能原則、総合累進課税制度を軸とする「直接税中心主義」——現実には経常的財産税を欠き多くのループホールをもつがゆえに重税感・不公平感を生じてきたそれ——を解体し、

高所得層・資産所得層・大企業に大規模な減税を行ない、税負担の比重をこれまで以上に低所得層・労働所得層・中小事業者に移すことを目的としたものであるということ、そしてそのような税負担構造の改変を行なう必要性が説得的な根拠をもたないばかりか、国会決議や政府与党の選挙公約に反し議会制民主主義を侵犯する行為であることについては、これまでの論議によって十分明らかにされている。

ところで、従来の論議では、改革案の税制上の意義や問題点、その論拠の是非に議論が集中され、今日の政策運営の基調をなす「構造調整」との関連についてはほとんど議論されていない。せいぜい、今回の税制改革が軍費調達のためにあるとか、消費税が消費抑制的で内需拡大路線に反するとかのレベルで論じられる程度である。ところが、先のトロント・サミットの「経済宣言」（6月21日）では、税制改革は「構造調整」（「宣言」では「構造改革」）のための手段として位置づけられているのである。

すなわち、今回の「経済宣言」の特徴の一つは、為替などマクロ経済安定のための政策協調を「構造改革」にまで拡大していることであるが、そこでは「構造改革」を「マクロ経済政策を補完し、その有効性を高め、また、より堅固な成長の基礎を提供する」ものと規定し、その手段として規制緩和・競争促進・教育訓練とならんで税制改革をあげ、「税制改革等により労働、貯蓄、投資に対するディスインセンティブを除去すること」を謳っている。そして、各国の「構造改革」の取組み方を示した「付属書」では、西ドイツ・イタリア・イギリス・日本・カナダで税制改革を取り上げている。¹⁾

このように、今日の税制改革は世界的な「構造改革」＝「構造調整」のための有力な手段として位置づけられているのであり、それがまた

税制改革を世界的潮流たらしめているともいえよう。もし今次改革案が日本経済の「構造調整」を促進せず阻害するものであれば、「政策協調」の中で日本以外のG 5・G 7構成国が反対しないわけがない。この点は売上税創設などを柱とした87年度改革案との大きな相違をなし、87年度改革案にはベーカー財務長官らアメリカ政府関係者から大きな不満が寄せられたのに対し、今次改革案にはそのような不満が今まで寄せられていない。その背景には、日本の内需拡大型経済成長の順調さ、今次改革案が87年度改革案のような「増減税同額」ではなく「大幅減税超過」であることなどがあろう。このように、税制改革が「構造調整」と関連させられているのであれば、税制改革をたんに税制上のレベルだけで論じるのは不十分であり、その本質的意味を看過することにもなりかねない。そこで、以下、「構造調整」における税制改革の役割とそこに内在する矛盾を明らかにしてみたい。

II. 日本経済の「構造調整」

85年9月のG 5（米日独英仏の5カ国蔵相・中央銀行総裁会議）以降の日本の政策運営の基調をなす「構造調整」は、同時期における世界経済危機の切迫とアメリカの政策転換に規定されて展開してきた。

「双子の赤字」（財政赤字・経常収支赤字）の巨大化と純債務国化によるドル暴落不安の高まり、ドル高・対外借入依存政策の「持続可能性」の喪失（サステナビリティ・ショック）や発展途上国累積債務問題の深刻化などを背景に、アメリカは85年秋、日本・西ドイツなどとの「政策協調」体制の下で一連の政策転換を実施し、①ドル高是正と「ドルの無秩序な暴落」の回避（同年9月G 5合意）、②発展途上国累積債務問題への新対応（10月ベーカー提案）、③新デタント、同盟国への負担転嫁による軍事体制の「効率化」（11月米ソ首脳会談）、④「限定的相互主義」と競争力強化政策による国内産業の生産能力・外貨獲得能力の引上げ（9月通商政策アクションプログラム策定）、⑤財政赤字の削減（12月新財政均衡法成立）、などによって²⁾「双子の赤字」を削減しようとしてきた。こ

れが今日までのアメリカの政策運営の基調をなす。しかし、現実には、ドル高是正や通商法の積極適用などによっても「双子の赤字」は遅々として改善せず、87年10月には株価の世界同時暴落、10月末～88年1月にはドル安再燃も起り、それ以降小康状態にあるもののドル暴落・株価暴落不安は常態化している。89年1月のポスト・レーガン政権発足後は「双子の赤字」が本格的に削減されるものと期待されている。

日本経済の「構造調整」は、80年代に進行した軍事・政治・経済の「日米一体化」（「アメリカ51番目の州」化）の基礎上で、アメリカの政策転換に積極的に対応し、日本の再生産・蓄積構造を再編しようとするものである。その骨格は、①円高を容認し日米間の相対価格を変化させてアメリカ産業の輸出競争力を強化しつつ、金融緩和による日米実質金利差の確保、日銀の大量ドル買い、政府資金の投入や機関投資家の行政的誘導によるアメリカ国债の大量購入などを通じて「無秩序なドル暴落」を回避すること、②「300億ドル以上の資金還流措置」などにより発展途上国（とくにアメリカの軍事戦略上の要所）に資金供給し累積債務問題を緩和すること（日本企業の対外進出促進効果ももつ）、③正面装備の強化、後方有事即応態勢の整備、米軍直接経費の負担（「思いやり予算」）増などアメリカ軍事戦略への協力＝武器購入を積極化するとともに、SDI計画への官民参加、FSX共同開発、コム規制の強化など日本の先端技術とアメリカの軍事・技術戦略との関係を深めること（日本企業の資源確保・内需・先端技術開発・対外進出要因でもある）、④円高による内外相対価格・需給構造の激変をテコとして、一方で住宅・都市開発分野を中心とした規制緩和、所得税減税や労働時間短縮、財政投融资・地方財政・NTT株壳却収入による公共投資の増加などを通じた内需拡大策と、他方で積極的産業調整、海外直接投資と経済援助、製品輸入、市場開放、金融・資本市場自由化などの促進を通じた国際協調策とによって、企業の事業転換（リストラクチャリング）を誘導し経済構造を内需主導・国際協調型に転換すること、である。それは同時に、「豊かさを実感できる多様な国民生活」を実現するものとされている。

このような「構造調整」政策のもとで、日本経済はその当初、円高（そのデメリットの先行）によって景気を下落させ失業を大幅に増大させたが、86年末以降は円高・原油価格低下による物価安定や財政拡大、金融緩和を契機に景気を回復・拡大させ、87年10月の株価暴落を経てもなお「絶好調」といわれるほどしたたかな強さを見せている。内需主導・国際協調型経済への構造転換が進む中で、当初懸念された大量失業発生など「産業空洞化」現象もこれまでのところマクロ指標で見る限りは回避され、巨額の税の自然増収により「財政再建」（90年度特例国債依存からの脱却）の可能性も高まっている。

III. 「構造調整」政策としての税制改革

このような「構造調整」に対し税制改革はどうのような役割をもつのか。一般に租税政策には、国家活動を支えるための財源調達の側面と、課税方法によって経済活動を一定の政策目的の方向に誘導する側面とがある。そこで、「構造調整」に対する税制改革の役割も財源調達機能と経済政策的機能とに分けて見ることにしよう。

(1) 税制改革の財源調達機能

地価・株価高騰と「絶好調」景気によって巨額の自然増収が生じているもとで、今次改革案には財源調達的意味合いが薄いと言われる。³⁾だが、増減税計算で税の自然増収分が無視され、消費税収が過少算定され、⁴⁾消費税率引上げの可能性が否定されることから、改革案は財源調達的機能を色濃くもつとみなければならない。とはいって、これを「長寿・福祉社会」財源の調達と見るのは誤りである。厚生省・大蔵省「21世紀初頭における高齢化状況等及び社会保障の給付と負担の展望」（88年3月10日）でも、現行税制のままでも2010年程度まで財源を確保できるとしている。現局面における財源調達の必要性は、とりわけ世界最大の「純債務国」としての日本の国際的位置から生じている。

第1は、国債減額の持続である。現局面における国債減額は、為替市場を安定化しドルの無秩序な下落を回避することに主目的がある（もちろん大量国債発行が招いた事態——国債費膨

張による財政硬直化、インフレかクラウディング・アウトかの危険性、世代間負担の不公平など——の軽減・解消という目的は一般的に存在する）。アメリカの「双子の赤字」を支えたのは主に日本の資金であるが、その資金は、金融緩和の下で「財政再建」路線による国債減額によって政府部門の資金需要が緩和し、資金が海外部門に流出したことによってもたらされた。今後、「双子の赤字」が改善されるとしても、アメリカの債務累積の拡大が停止するまでの間、日本など貿易黒字国が巨額の資金を追加ファイナンスしなければならない。このような中で国債を増発すれば、債券金利を引き上げ日米金利格差を縮小しアメリカへの資金流入を妨げて、アメリカ国内金利上昇→株式市場暴落・景気後退→ドル暴落／発展途上国累積債務危機顕現→国際金融恐慌の勃発、につながる恐れがある。景気拡大下であればなおさらである。ここに現局面における国債減額の意味があり、消費税導入による財政支出の増加とともに、次に述べる財政需要膨張・財政危機内攻の中でそれを達成するために、税制改革が財源調達機能をもたなければならない第1の理由がある。

第2は、「国際公共財」（「世界とともに生きる日本」の「社会共通の費用」）負担のための財源調達である。アメリカは「双子の赤字」の解消のためには軍事費を削減せざるをえず、そのため日本に対し軍事分担、発展途上国への経済援助の一層の拡大を求めている。この点で、最近の経済援助が、アメリカの輸出先である発展途上国の「構造調整」・経済成長を促進して債務累積問題を緩和しようとするベーカー提案に基づくがゆえに、日本企業の対外進出促進効果以上に、アメリカの貿易収支赤字の改善に重点がおかれていることに注目すべきである。⁵⁾

第3は、アメリカの内需抑制政策への転換を日本・西ドイツなど貿易黒字国主導の国際的需要創出によって支えるための内需拡大要請に向けた財政基盤の形成である。アメリカが輸入増を抑制するために国内需要を抑制すれば、それに依拠してきた日本・欧州、アジアN I E sや発展途上国の景気後退は避けられない。世界同時不況を回避するには、日本・西ドイツなど貿易黒字国が内需・輸入を拡大し国際的な需要を

創出して、削減された需要を補完しなければならない。重要なことは、この内需拡大が「予算の裏付けのあるリアル・マネー」に基づくことが強く求められていることである（内需拡大の軸の一つであるインフラストラクチャ建設が情報通信など「情報化」と関わっていること、公共事業市場の米欧資本への開放が進行していることも看過できない）。

第4は、財政危機隠蔽のための後年度負担の表面化への対応である。「財政再建」は表面的には進んでいるように見えるが、実際には様々な財政危機隠蔽手段によって達成されたものである。軍事費の国庫債務負担行為や継続費以外に、繰り延べられた国庫負担——国債整理基金特別会計への定率繰入れ停止、国民年金特別会計への国庫負担繰入れ平準化措置、厚生年金の国庫負担繰入れ減額特例、政府管掌健保の黒字相当分の減額特例、住宅金融公庫への利子補給金一部削減措置、外航船舶建造融資利子補給金の一部繰延べ（以上の82～87年度累計額は14兆⁸⁾3129億円），さらに86～88年度の臨時措置とされた国庫補助負担率一律削減措置、地方交付税特別会計の借入金償還、等々の後年度負担——が、89年度以降、表面化してくる。その予算措置のためには巨額の財源が必要となる。

(2) 税制改革の経済政策的機能

今次改革案の課税原則の一つは「中立性」であり、その点からいえば税制改革に経済政策的機能を求ることはできないようにみえる。だが、現行税制が「中立的」でない以上、それを「中立的」にすることは、それ自体高度に非「中立的」性格をもたざるをえない。この観点からみると、今次改革案は「構造調整」に対応した以下のような経済政策的機能を有している。

第1は、「ボーダーレス」化した資本活動の下で税制上の国際的有利さを確保することである。資本活動の本格的多国籍化段階においては、一方で相互乗り入れ環境としての税制の国際的平準化を要求する資本と、他方で資本の海外逃避・「産業空洞化」を阻止するために他国に格差をつけた税制を要求する国益とが対立するが、税制をめぐる国際競争を通じてより低位に平準化させることが資本の目的である。今次法人税

改革案では、3年間で基本税率を現行42%から37.5%に引き下げる以外は、受取配当益金不算入割合の段階的引下げや外国税額控除に対する課税の若干の強化など、課税ベースの拡大については従来から不公平との批判の強いものに最小限にとどめられている。その意味で改革案は、表面税率で英米水準（英：35%，米：34%）に合わせるように法人税率を引下げて法人税制を欧米なみに平準化しつつ、欧米では課税ベースの拡大のために縮小・廃止された特別措置を残存させることによって、制度間競争における国際競争力を確保しようとしているといえる。⁹⁾

第2は、円高によって国際競争力を低下させた日本の蓄積基盤を再構築することである。消費税は一般的に、物価を引き上げ実質賃金を引き下げる効果をもち、また企業の税負担軽減インパクトを強めて付加価値（賃金と利潤）、とくに賃金部分の増加に対する抑制効果（省力化投資、外注移転や派遣労働の増加効果など）をもち、合理化促進税制としての意味を持つ。だが、より重要なことは、他方で、円高で国際的に割高になった日本の賃金コスト、その基礎となる「生活コスト」が税制改革によって引き上げられることに対して、どのように対応しようとしているのかである。

今次改革案による家計の増減税分岐点については様々な試算があるが、いずれも減税が「上厚下薄」で所得が少ないほど、また共稼ぎ・単身者・社会的弱者・年金生活者ほど不利になるという点では一致している（中高所得層への減税の経済的意味については後述）。しかし、税負担の増大を「生活コスト」の上昇、個人消費の抑制に直接的につなげる従来の議論は、価格水準が一定であることを前提しており、もし価格水準が低下すれば実質的な税負担が軽減されることに注意しなければならない。この点で、5月27日に決定された新経済計画が、「豊かさを実感できる多様な国民生活」を実現するための政策の柱の一つとして「規制緩和、市場アクセスの一層の改善等を通して国民生活コストの軽減に努め」ること、とくに製品輸入によって「内外価格差の縮小を目指した物価構造のは正¹⁰⁾を図っていく」ことを提起しているのは示唆的である。これと絡みあわせれば、消費税導入に

よる「生活コスト」の上昇、逆進負担の増大を、食料価格に対する農産物の市場開放や農産物価格支持政策の解体、住宅価格に対する宅地供給、消費財価格に対するアジアNIEsなどからの低価格製品の輸入促進、などによって対応し、「生活コスト」を引き下げ労働力再生産費を安上がりにし賃上げ抑制を合理化して、円高定着下での蓄積基盤を構築しようとしていることが分かる。行政改革の継続による国民生活・中小企業・農業関連経費の縮減の役割、「財政再建と内需拡大の両立」の意味もここにある。とりわけ市場開放によるアジアNIEsなどからの低価格製品の輸入は戦略的な位置をしめ、税負担の増大が低価格輸入製品への需要シフトをもたらし、製品輸入を促進し「輸入大国」化を進めるという読みでもあろう。

また、こうした製品輸入の促進、外国資本の日本市場参入にとって、日本の流通機構の合理化が重要な政策課題として現われてきていることである。トロント・サミットの「経済宣言」でも日本の「構造改革」の対象の一つとして「流通制度」が掲げられ、88年度版『通商白書』でも、零細・多数の小売業の存在や卸売業の多數性、輸入チャネル範囲の限定などの特徴を持つ日本の流通機構が、内外の新規参入者、「特に対日輸出を図る外国企業にとって、アクセスが困難な市場であるとの認識が生じても無理はなかった」として、流通機構の一層の簡素化・効率化の必要性を強調している。¹²⁾ 今次改革案の消費税は、①帳簿控除方式のため租税転嫁が不透明で便乗値上げとともに中小事業者負担を招く、②簡易課税制度でマージン率（小売20%，卸10%）の法定化のため業種・業者間で不公平を発生するとともにマージン率引下げのために企業の垂直的統合・系列化・合理化を促進する、③納税実務負担も決して簡易・少量でない、など流通機構の合理化促進機能を持つが、その文脈は以上から明らかであろう。

さらに、配偶者特別控除引上げによるパート労働の促進である。「構造調整」下の労働力政策の基本は労働者構成においてパート・バイト・派遣労働者など不安定雇用労働者比率を倍増し労働力流動化を促進することであり、女子労働はとくにパート・派遣労働者の重要な戦力であ

る。この場合、給与所得控除+基礎控除および配偶者控除・特別控除が従来からパート労働の供給増減の一つの基準と化しており、その引上げ¹³⁾はパート労働の供給増に作用する。

第3の経済政策的機能は、現下の「絶好調」景気を維持することである。この点は「絶好調」景気の特質と密接に関わっており、減税超過による需要効果といつても従来型の総需要管理的景気対策ではない点に注目すべきである。

その1は、「絶好調」景気が多分に高所得層の消費・住宅建設に依存していることと関わる。民間最終消費支出・住宅建設が景気拡大をリードしてきたが、その特徴は、①労働者世帯の消費支出の伸びが低い中で、物価安定・株価・地価上昇による実質資産効果の拡大と、地価高騰のために住宅取得期待を喪失した中堅所得層の「あきらめ消費」とによって、中高所得層の消費性向が高まり、家計消費全体を堅調なものにしてきたこと（耐久消費財でも高付加価値=高額商品の消費が増加）、②住宅建設でも地価上昇による相続税節税対策のための貸家建設や高所得層による持ち家建設の貢献度が大きいこと、である。¹⁴⁾ その背景には、高所得層に焦点をおいた近年の減税・住宅政策がある。

今次改革案では、税率引下げが高所得層ほど大きく、減税が中堅以上とくに高所得層にもっとも効果が現われるべく行なわれているが、その狙いは、①中高所得層の消費性向を引き上げ全体としての家計消費需要を維持・拡大すること、②高付加価値財に対する需要を創出して内需型企業を高付加価値経営に誘導すること、によって内需主導型景気拡大を維持し、「国内生産=高付加価値製品、輸入=中低付加価値製品」という円高を契機にした内外生産の“棲み分け”を一層促進することにあるといえる。キャピタルゲイン課税を不十分にして（①利子・配当課税と同様に総合課税でない、②有価証券取引税の税率が引き下げられた、③源泉分離課税方式では売却額の5%を譲渡益とする根拠のない「みなし」方式を採用し利子・配当課税と同様本人確認の必要がない、など）、株価上昇による資産効果を弱化しないようにしているのも、株式市場の動向がナーバスであることだけではないだろう。「所得平準化」・「財政全体による

「低所得層対策」論を土台に所得格差を積極的に肯定しているのも、現下の景気の特殊性との関連で見なければならない。

その2は、今次改革案の間接税改革で産業別にみてもっとも有利になるのが自動車・家電部門であるということである。これら高付加価値製品生産部門に対する税率引下げ→需要刺激によって、内需拡大と「構造調整」が促進されることとはいうまでもない。とくに自動車についていえば、北米に進出した日本の自動車メーカーが88~89年に本格稼動を開始するため、現地での自動車生産の過剰が予想されているが、自動車に対する経過税率が売上税のときより低くされないこと(10→6%)は、それによって国内での自動車需要を喚起するものと注目されよう。なお、政治的理由から物品税が課せられてこなかったOA機器に対しては、消費税が課税されるため「情報化」に反するようにみえるが、むしろ消費税導入による納税事務の増大によってOA機器に対する需要が増大し、量産メリットでコストが低下して、税負担分は相殺されるとした方がよいだろう。

IV. 税制改革に内在する矛盾

以上のように、税制改革は「構造調整」を税制面から促進しそのための財政基盤を形成する。ただし、それは、結果としてそうなるということではないだろう。というのは、「構造調整」政策は、80年代前半の政策運営の基調をなした「財政再建」路線の内需抑制のため、ドル高・円安下でいっそう輸出主導型になった経済構造からの転換として登場したものであり、また、税制改革は、一面では80年代以降の政策理念である反ケイインズ主義・反「福祉国家」主義(いわゆる「新自由主義」)を財政支出面での一応の達成の上で税制面にまで拡張するものとして、他面では「構造調整」のための安定的財政基盤の形成が「増税なき財政再建」の建て前ではできないためにそこからの転換として、登場したものであり、「構造調整」と税制改革は80年代の政策運営の必然的帰結として両者相まって登場したものにほかならないからである。

「構造調整」・税制改革は90年代前半にいた

る日本の政策運営の基調・重点課題をなすが、それは内部に矛盾を抱え、その経済的・社会的再生産には多くの困難を伴い、たとえ税制改革が実施されても行く手は平坦ではない。

第1は、日米の税制改革の不一致である。税制改革が「構造調整」手段である以上、その究極の目的は世界経済の不安定性の除去にある。だが、各国の国益の絡んだ税制改革の取組みの不一致はそのための統一性を著しく弱めている。最大の問題は、アメリカの86年度税制改革が「双子の赤字」の削減のために機能していないことである。それだけ日本の税制改革への期待も高まるが、逆にそこに限界もあり、常に構造的不安定さを持たねばならないことになる。

第2は、軍事費・経済協力費など「国際公共財」負担に対する増大要求が一層強まり、中長期的には税制改革の財源調達的側面が前面に出てこざるをえないことである。それは、軍事大国化による近隣諸国やアメリカとの緊張激化の危険を含むとともに、不生産的部門の拡大に伴う経済成長力の低下、増税(とくに消費税率の引上げ)による内需抑制を導くことになる。

第3は、税制改革による逆進性の強まりを緩和するために戦略的な位置づけを与えられている製品輸入の促進が、「産業空洞化」を本格化させ、景気後退への反転の契機になる可能性をもつことである。低価格輸入製品に対抗するための合理化投資の促進などで景気が維持される側面もあるが、むしろ低付加価値製品の国内生産者には中小零細企業が多く、消費税が中小零細小売・卸売業者に対する合理化促進効果を持つことと合わせてみれば、デフレ効果は大きく、また構造化するだろう。そうなれば、アメリカの保護貿易主義の一層の強まり、「産業空洞化」の下で、経常収支赤字・円安への反転、円高メリット喪失の可能性すら生じることになる。

第4は、税制改革による「豊かさを実感できる多様な国民生活の実現」の成否である。一方で逆進負担を低価格製品の輸入によって相殺しようとしても、公共サービスなどカバーできないものも多く、賃上げ抑制の口実に使われたうえ、「産業空洞化」、インフレ懸念、土地税制改革の欠落、将来的な増税、逆進対策として頼みの綱とする社会保障制度の解体(「人を殺す

福祉」への転換)などもあり、多くの国民は基本的生活面で「豊かさを実感」できそうもない。他方、「豊かさを実感できる」層では、その「豊かさ」はきわめて浪費的な性格をもつ。間接税改革で税率が引き下げられる奢侈品や自動車、高級酒など¹⁷⁾、社会的に需要増が好ましくないものへの需要が喚起される。早晚、自動車需要の喚起は交通・公害問題を再燃させ、金・ダイアモンド需要の喚起はアパートハイツ=南アフリカ共和国との交易を助長し、毛皮需要の喚起は野生動物の減少を促進し、酒需要の喚起はアルコール中毒者を増大させるなど、多くの問題を派生するだろう。こうして、税制改革が形成する内需主導型経済構造とくに消費構造は、国民全般の消費需要の喚起に基礎をもたず、脆弱・いびつ・反社会的で、内需拡大の桎梏に転化せざるをえないものである。

第5は、税制改革が「多極分散」型国土政策の財政基盤を弱めることである。消費税の導入とそれに伴う既存間接税の整理は、税源の中央集中を進め整備新幹線、リゾート開発など浪費的社会資本建設の財源を形成し、購買者・事業者としての地方自治体の財政負担(消費税負担と納税実務負担)を増大させる。それは、「地方公共団体の行財政基盤の強化」、「地方分権の推進」による社会資本整備や地域の「産業空洞化」対策、「東京集中」抑制対策に対立する。

第6の、そして最大の矛盾は、税制改革による国民諸階層間の所得・資産格差の拡大の積極的肯定が、社会的不安定を増大し勤労意欲を低下させることである。今次改革案の最大の問題点は、個人・法人を通じる資産と資産的所得に対する課税が決定的に弱く、フローの改革とストックの改革の統一性がなく、いわゆる「結果の不平等」を累積・固定化することにある。それは、戦後日本の経済成長を支える要因の一つであった「平等主義」を建て前からも放棄することにはかならない。

高度成長を通じた所得上昇、住宅政策・社会保障制度の不備による自助の強制によって国民の間で資産の蓄積が進んだ。人口構成の高齢化が進み、住宅・有価証券の所有者が増え、一種の「大衆資本主義」・ストック社会的状況が生まれてきた。今次改革案における相続税減税、

資産所得優遇などはかかる状況の反映であり、ここに税制改革の社会的基盤があるといえる。それはまた、臨調行革を支えた「中産階級=資産所有層の反乱」の帰結であるともいえよう。

だが、社会的ストックが乏しく金融資産(国際的にはドル建て資産)に偏った日本型ストック社会の社会的基盤は脆弱である。一方では、資産形成が投機的性格を多分に持つとともに、資産所有者の増大、資産価値の維持・上昇には資産市場の外部からより多くの通貨の流入が必要とされ、インフレ→金利上昇→資産価格下落の危険性を内包し、価格反転時点での資産所有者(多くは入手情報の少ない大衆資産家)にすべての犠牲を強いることになる。社会保障制度解体、乏しい社会的ストックの下では、それは社会的不安を著しく高める可能性を持つだろう。他方では、資産所有者間、資産所有者・非所有者間の所得・生活水準格差が拡大される。すでに70年代のインフレ、80年代の資産インフレを経て、今日では国民のあいだの資産格差が歴然としつつある。教育における機会均等の解体をはじめ、「二代目の時代」などといわれる「機会の不均等」現象が社会の多くの部面で登場しつつある。格差容認のストック社会は、資産を所有しないために「機会」が少なく「選択の自由」を奪われた「貧者」と、小資産を所有し競争場裡でつねに没落の危機に見舞われる「中産階級」とを多数生みだし、社会的不安定の増大と社会活力の低下を伴う。「絶好調」景気はかかる状況を覆い隠し税制改革に対する抵抗を弱めるが、景気が反転し「構造調整」・税制改革が「豊かさを実感できる多様な国民生活の実現」に失敗したとき、「豊かさを実感できない国民」の新たな「租税反乱」の可能性を高めざるをえないだろう。真の税制改革はそのとき始まるのかもしれない。

- 1) 『日本経済新聞』1988年6月22日付夕刊。
- 2) 竹中平蔵・石井菜穂子『日米経済論争』TBSブリタニカ、1988年、参照。
- 3) 「座談会・いまなぜ消費税なのか」(『エコノミスト』1988年7月18日緊急増刊号)での本間正明氏の発言(7~8ページ)。
- 4) 政府は、消費税の課税対象となる付加価値

- 総額を約180兆円としこれに消費税率3%を乗じて消費税収を5兆4425億円とするが、この付加価値総額の根拠を明示していない。静岡大学グループの試算（『エコノミスト』7月26日号）では6兆3630億円、『日本経済新聞』（7月30日付）の試算では6兆8287億円と、いずれも消費税収は政府試算を大幅に上回る。
- 5) 10年後に債務拡大を停止する場合、初期対外純債務4100億ドル、金利5%，初期経常赤字1500億ドル、初期貿易赤字1700億ドル、毎年の貿易収支改善額240億ドルとすると、10年間に8900億ドルの追加資金が必要となる（通商産業省大臣官房編『日本の選択』通商産業調査会、1988年、22～23ページ）。
- 6) J. サックスの研究では、日本が3年間、各年250億ドルずつラテントアメリカ諸国に資金還流すると、アメリカの貿易不均衡は各年115億ドル改善し、資金還流を非産油途上国にも拡大すると、初年度95億ドル、次年度・次々年度各85億ドル改善する（藤川鉄馬「まわれまわれ、おかねは天下のまわりもの」『ファイナンス』1988年3月、56ページ）。
- 7) 船橋洋一『通貨烈烈』朝日新聞社、1988年、148ページ。
- 8) 龍昇吉『現代日本の財政投融資』東洋経済新報社、1988年、80～82ページ、参照。
- 9) ただ、法人税負担の国際比較については様々な試算があることを留意しておかねばならない（この点、鶴田廣巳「構造転換と法人税」鶴田廣巳・藤岡純一編『税制改革への視点』中央経済社、1988年所収、を参照せよ）。
- 10) 増減税分岐点は、標準世帯（4人家族）で、大蔵省274万円（割増扶養控除1人）、静岡大学277万円（同）、共産党410万円（同）、社会党307万円（割増一部）、公明党329万円（割増なし）、民社党300万円（同）、など。
- 11) 経済企画庁編『世界とともに生きる日本――経済運営 5カ年計画』大蔵省印刷局、1988年、4、12ページ。
- 12) 通商産業省『通商白書』昭和63年度版、大蔵省印刷局、1988年、72～85ページ。
- 13) 神尾京子氏はさらに踏み込んで、配偶者特別控除の引上げが稼ぎ手である妻への控除でないこと、妻の収入レベルによって夫の得る控除に4段階の格差が生じることから、「これは妻の勤労権の否定であり、また主婦層を常雇フルタイマー・パート・内職・専業主婦・自営業主婦と利害を分断、相互に対立させる作用をする一方では、いっそうパート志向へ駆り立てる効用をも内包している」と指摘されている（「急増する在宅テレ・ワーカー」『経済』1988年8月号、94ページ）。
- 14) 経済企画庁『日本経済の現況』昭和63年版、大蔵省印刷局、1988年、第2章、参照。
- 15) 土居英二・浅利一郎「消費税で損をする業種は何か」『エコノミスト』1988年7月26日号、参照。
- 16) D R I の推定では、需給均衡と内外自動車メーカーの生産増の中で日本メーカーの現地生産分200万台に相当する部分が、日本の自動車輸出の減少となる（N H K 日本プロジェクト取材班／磯村尚徳『経済大国の試練』日本放送出版協会、1986年、132～135ページ）。
- 17) 税率引下げの大きい商品として、物品税第1種（小売課税）で現行税率15%（貴石・半貴石・真珠・貴金属・べっこう・さんご・しっぽう・毛皮製品）、10%（じゅうたん・どんちょうなどの繊維製調度品）、第2種（製造課税）で税率30%（普通乗用車〔特別措置で23%〕、大型モーターボート・ヨット、ゴルフ・ビリヤード用具、貴金属製などの時計、彫銃など）、20%（ルームクーラー、大型冷蔵庫、大型テレビ、家具類、喫煙用ライター、ハンドバックなど）、などがある。

（1988年8月2日）

（うめはら　えいじ　所員）

ニューディール

佐々木 雅 幸

I. ニューディールとは

昨年（1987年）10月19日月曜日、ニューヨーク、ウォール街の株式市場が突然のクラッシュに巻き込まれた。この一件はブラック・マンデーとして我々の記憶に新しいところだが、多くのアメリカ人の脳裡には58年前のブラック・テューズディの苦い想い出がよぎったに違いない。1929年10月23日木曜日、ウォール街を襲った株式市場の崩壊は全般的過剰生産恐慌に発展し、20年代の反映と高成長に酔いしれていたアメリカ資本主義を根底から揺さぶった。1932年までに工業生産は半減し、失業者は1500万人を数え、アメリカ社会はまさに解体の危機にさらされていた。

ここで紹介するニューディール（New Deal）とは、この大恐慌下で危機に立つアメリカの経済社会を救済し、資本主義経済を回復させようという目的で、F·D·ローズヴェルト大統領が採用した一連の経済政策体系である。

II. ニューディールの展開

ローズヴェルトが大統領に就任した1933年から戦時経済に突入する1939年までをアメリカ史上ではニューディール期と呼ぶが、これは次の3期に分けられる。

第1期（1933～35年）には大統領就任後の100日間に相次いで成立した18の法案に基づいて緊急な救済政策が展開された。その中心は全国産業復興法（NIRA）である。この法律は第1部第3条において、反トラスト法の適用を緩和することによって産業別のカルテル結成を組織して、企業間競争を制限しつつ、価格水準の回復を企てる一方で、同第7条2項によって、労

働者の団結権と団体交渉権を保障しつつ、労働者の組織化をはかった。さらに、同第2部に基づいて連邦公共事業局（PWA）を設立して公共土木事業を中心に、失業者に対する失業救済事業を開拓した。

深刻な農業恐慌に直面した農民たちには、農業調整法（AAA）を制定し、主要農産物の作付制限と政府補償金の給付によって農産物価格維持政策がとられた。また、とりわけ矛盾が集中した南部社会に対してはテネシー渓谷の総合開発が計画されテネシー渓谷開発公社（TVA）が設立された。

これら初期ニューディールの一連の政策は、アメリカ史上はじめて、国家による私的経済への大規模な介入をもたらすとともに、国家と企業家団体とが一体となって資本主義を救済し、労働者階級には団結権を保障しながら団体統合をはかってゆくという体制維持政策であった。しかしながら反面、資本主義的自由競争の制限に反発する資本家たちはNIRA、AAAに対する違憲訴訟をひきおこし、反ローズヴェルトのキャンペーンを開拓した。

第2期（1935～37年）はいわゆる「ポンプの呼び水政策」が本格的に展開された時期で、金本位制の停止→管理通貨制への移行の上で赤字公債を発行し、巨額の公共事業支出によって有効需要を創出し、国内市場の拡大を通じて恐慌からの脱出がはかられた。

NIRA、AAAの違憲判決にもかかわらず、銀行法や公共事業持株会社法の制定によって、大恐慌の直接の原因となった公共事業持株会社の巨大なピラミッド組織とそれを利用した金融的操作に対する規制・監督を強化するとともに、全国労働関係法（ワグナー法）や社会保障法を成立させてアメリカにおける福祉国家の枠組みを形成した。以上のような環境のもとで産業別

労働組合会議（CIO）が結成され、共産党、社会党など左翼政党が大幅な躍進を遂げたのも事実である。TVAの地域開発事業も軌道に乗り、草の根民主主義の実践は前進するニューディールの「革新性」を象徴するものとして宣伝された。

ようやくにして回復はじめた景気は、1938年度予算が緊縮型をとり、金融引締め政策への転換がなされるや一転して再び悪化し、1937～38年恐慌が発生した。

第3期（1938～39年）はこの恐慌を機に、連邦政府のスペンディング政策が一時的臨時のものから恒常的な補整的財政政策へと移行していく時期で、後期ニューディールと名付けられる。この期の代表的プレインとして名高いのはA・ハンセンである。かれはケインズの『一般理論』をアメリカ経済に適用し、補整的財政政策を提唱した。

しかしながら、後期ニューディールの恒常的スペンディング政策は実際には続く第2次大戦期の戦時経済において実現することになった。

III. ニューディールの評価

以上、ニューディール期を歴史的に概観してきたが、次にニューディールの評価についてふれてみよう。

第1は、ニューディールの三つのR、Relief（救済）、Recovery（復興）、Reform（改良）に示されるように、その「進歩性」を革新主義の歴史的潮流の中で位置づけ、積極的な評価を与える人々である。C・ビアードやR・ホーフスターなどの歴史家がこの立場をとっている。かれらはニューディールの公益事業統制に示される反独占政策や、社会保障法やワグナー法など親労働者の政策に高い評価を与えた。

これに対して、ニューレフト史学が台頭すると、「コーポレイト・リベラリズム」という概念が登場てくる。J・ワインスタインやG・コルコラは、この概念を、先見の明ある大資本家たちが階級協調、社会平和を目的に労働運動や消費者運動を体制内に結合すべく、それ

らと協調し、政治的経済的安定と社会的効率を達成しようとするものと定義し、この傾向はニューディールにおいて定着し、第2次大戦後の政治経済に引き継がれたとしている。すでにレーニンは、20世紀初頭に、T.ローズウェルトに率いられた革新主義が登場した段階で「ブルジョア改良主義」としてこれを特徴づけたことも想起されよう。

「コーポレイト・リベラリズム」と類似の概念として、「コーポラティズム」という概念も登場してくるが、これは主にヨーロッパの学界において使用されている。もともと、「コーポラティズム」とは、ムッソリーニ統治下のイタリア・ファシズムを特徴づけたものであり、国家が資本家団体、労働組合、住民団体を協調組合的に統合する統治形態をとったことから理論化されたものである。この点からみると、ニューディール体制もアメリカにおける「コーポラティズム」の本格的展開と見なされ、ヨーロッパのファシズム的統合との類似性（そして差異性）が指摘されることになる。

第2に、経済理論からみると国家独占資本主義論と組織資本主義論とがかかるてくる。いずれの理論も第1次大戦期のドイツ、ロシアの戦時資本主義体制から理論化していったものだが、ケインズ主義に基づく修正資本主義体制がニューディールにおいて本格化してくると、これを基に理論の豊富化をはかってゆく。この中で大内力は「管理通貨制のもとでの労働力管理政策」を「国独資」の本質と見なし、その出発点を第1次大戦時からニューディール期まで後へずらしたが、これはあまりにも近視眼的な歴史把握であったため、後にケインズ主義がゆきづると「国独資」概念を大内氏が自ら放棄することになったことは興味深い。

そして、80年代に入りレーガン大統領が登場して反ケインズ、反ニューディールの政策を採用するや、「組織資本主義の脱組織化」が語られ、組織資本主義論の見直しが始まった。

（ささき まさゆき 所員 金沢大学）

ジョン・スチュアート・ミル『自由論』

大西 広

父親ジェイムス・ミルの早教育で有名なジョン・スチュアート・ミルは、3歳の時にギリシャ語を習いはじめ、8歳までにイソップ物語、クセノフォン、ヘロドトスの全著作を原文で読破したと伝えられるような、哲学者、経済学者であったが、そうした天才が自身の自叙伝の中で「私の書いたものの中で、前にも後にもないほど優れたものである」とまでの最高度の自信を表明したのが、外ならぬこの『自由論』である。

I. 「多数者による暴虐」を厳しく弾劾

実際、ミルの『自由論』はアイザイア・バークリーによる「二つの自由」の区別に代表される現代自由論の源流とされており、その中心的主張点は少数者による支配からの自由にとどまらず、「多数者による暴虐」（岩波版『自由論』14ページ）からの自由の擁護の必要性であり、「凡庸以上に出たことは一度もなかったし、また出ることができなかった」「民主性または多数貴族制」に代わって「賢明な、または高貴な一切の事物の創始」者であるところの「個人」（134ページ）の全面発達を促進することである。

『自由論』の各章は、概略次のような内容を持っている。すなわち、本書の中心的主張点である「多数者による暴虐」「全体主義デモクラシー」といった問題の基本が序章でのべられ、第2章では先進社会では保証されているかに見える「自己の意見を表明する自由」の問題も、それが「宗教的、道徳的、および愛国的感情を充分に、或いはなにほどか充分以上にもっていた人々」（54ページ）、「人格高潔にして敬虔なる人々の大多数」（55ページ）によって抑圧されてしまふことを、一般的原理的に説明している。そして、第3章では、「各人の個

性の成長するに比例して、彼は彼自身にとって一層価値のあるものとなり、したがってまた他人にとっても一層価値あるものとなりうる」（127ページ）とする立場から、「個人の主権」と「社会の権威」の境界設定の問題が論じられる。また、最後の第5章ではミルの「自由の原理」に関する補足的ないくつかの例証にあてらっているが、そのどれもが、百年以上前の文章とはとても思えない現代的な意義を持ったものであり、自由を求めて開いつづけた眞の自由主義者としてのミルの心意気を如実に伝えている。

II. 社会主義者、学究の徒は自由主義者たるべし

ところで、以上のようなミルが、「社会主義者」として、「自由」にこだわりつけた意味については、現存社会主義の自由抑圧の多さに憤慨するわれわれ現代の社会主義者にとっては、とりわけ大きいと言わざるを得ない。ミル自身の「社会主義」自体がユートピアンの影響によるものであっただけに、その理想的な「定常的状態（the stationary state）」への関心を高め、それゆえ、その理想郷としての「社会主義」が「個性のための避難所が残されるか、世論が暴君的桎梏にならないかどうか、各人が社会全体に絶対的に服従し、社会全体によって監督される結果、すべての人の思想と行動とが凡庸なる均一的なものになされてしまはしないか——これらのことことが問題である」（岩波版『経済学原理』第2分冊、32～3ページ）とされることになったのである。

実際、彼のこの真剣な「自由」の探究の姿勢は、「真理」の探究のための自由な討論が許され、また、そのための自由（「学問の自由」）を擁護すべき全ての学究の徒にとって極めて教

わるところが多い。例えば、ミルは自由討論のルールが「学究の徒」や「道徳家」たちにおいて守られていない現状を次のように憂えている。

「ひとは、自分の孤独の判断に対して自信がなければならないほど、いよいよ盲目的な信頼をもって、『世間』一般の無謬性に信頼するようになるのがつねである……（そして、そのような）彼は、他の人々の属する世間の、自分たちと意見を異にすることについて、自分が正しいという責任を、自己の属する世間にとってももらう。しかも、これらの数多い世間の中のいずれが彼の信頼の対象となるかは、単なる偶然の決定するものであって、ロンドンにおいて彼を国教徒たらしめるのと同一の諸原因が、北京においては彼を仏教徒または儒教徒たらしめたであろうことは、毫も彼を悩ますことがないのである」（40～41ページ）。

そして、真に、学究の徒たらんとするならば、「『ソクラテス学派の人々』の知性を形成したあの強力な弁証法」（91ページ）にならって「自己の意見とまたその反対意見とを、共に理解」（同）する自由な討論者でなければならぬことを次のようにして主張するのである。

「われわれの意見を反駁しました論破する完全な自由は、まさにわれわれが、行動の諸目的のためにわれわれの意見を真理であると仮定することをゆるす当の条件なのである。そして、全能の神ならぬ存在としては、これ以外のいかなる条件をもっても、自分が正しいという合理的保証をもつことはできない」（43ページ）。

「人間が或る主題に関する完全な知識に或る程度まで近づきうるための唯一の途は、あらゆる異なる意見の持ち主たちがその主題に関して言い出すのかも知れない〔さまざま〕意見に耳を傾け、また、各種の精神的性格の人々がこの主題に注目するその一切の注目の様相を研究することにあるということを、彼が自覚していたからである。およそいかなる賢者といえども、これ以外の方法によって知恵をえたものはかつてなかった」（45ページ）。

「終局において正当的な結論にたっしないような一切の探究を禁止することによって最も堕落させられるものは、異端に陥ることを恐れる余りに、その人々の精神の発達がすべて束縛さ

れ、その理性の活動が驚かされるのである」（70ページ）。

特定の学派の立場に立ち、反対派の意見を真摯に聞くことなく、学派と学閥の防衛に安住しがちな、我々研究者へのこれほど厳しいさめの言葉は寡聞にして筆者は知らない。

III. 自由擁護論の人道主義的弱点 ——ユートピアン社会主義者としてのミル——

しかし、とはいえる、このように教訓深い『自由論』ではあっても、「生氣のない折衷論」（マルクス『資本論』第2版への跋での評価）として評価されるミルの全体思想における性格が、この『自由論』にだけはなんら現れていないというわけではない。そして、筆者の考えでは、その不十分性は、彼がハリエット夫人をつうじて強い影響を受けたサン・シモンやシャルル・フーリエの空想的社会主义の人道主義的性格、非歴史的性格、すなわち歴史の非科学的把握の弱点にあったように思われる。

周知のごとく、「空想的社会主义」が「科学的社会主义」と区別される本質的な問題は、そうした社会変革を担うに足るだけの主体として労働者階級の諸構成員の発達が歴史必然的なものと理解されているか否か、という点にあり、したがって、また、言いかえるならば、「社会主义」への移行が、歴史の必然性と切り離された単なる天才の人道的知的努力、あるいは、人為的な「国家による教育の強制」（212ページ）の結果としてしか見ることができないことがある。もちろん、ミルの場合においても、労働者階級が「公然と小児が野蛮人として扱われ」（203ページ）ることは拒否されるものの、先に見たような「真理」探究への真摯な姿勢ゆえの「思想および言論の自由」へのこだわりも、ただ「哲学者と神学者」（79ページ）のあるべき姿の問題としてしか述べられず、認識の社会的前進自体に歴史的法則性があること（例えば、筆者の説では「自由」「個性」の価値の上昇の歴史的法則性——拙稿「自由主義価値規範への2つの対応としての『ポスト・モダン』と新自由主義」『立命館経済学』第36巻第2号、第II

節参照)までは言及されていない。

ミルが、『自由論』の第2、3章で「自由」や「個性」「多様性」がそれ以前の社会においてよりもより広く認められるに至っていることに言及しつつも、なぜ以前の社会では「自由」の抑圧が(ヘーゲルの意味で)「合理的に」存在したのか、そして、なぜそのような「自由」の歴史的前進がありえたか、については何事も語り得ないばかりでなく、「ヨーロッパは疑いもなく、すべての人々を一様なものにしようとする…方向に進みつつある」(147ページ)との悲観的な評価を加えるもの、そうした理解と関わっている。つまり、このようにして、ミルの社会変革への展望も、思慮深い「少数の天才」(131ページ)「思想的に卓越した立場にある…例外的な個人」(135ページ)の指導・教化への期待でしかなく、決して変革の必然性の論証ではないのである。

ともかく、ミル『自由論』は、民主主義もがよく陥りがちな「多数者による暴虐」と闘う「自由」の必要性をわれわれに教えるとともに、そうした極めて意義ある論稿でさえユートピアン的な弱点——変革の歴史必然性とその主体の認識の欠如——から脱出するのが困難である、という深刻な問題を提起している。この提起は、

この意味でもまた、すべての学究の徒による自らの抛って立つ理論の再吟味を要求していると思われる。

なお、最後に、ミル『自由論』を読む上で参考になる代表的な書物を紹介しておきたい。

山下重一『J.S.ミルの政治思想』木鐸社、1976年。

杉原四郎『J.S.ミルと現代』岩波書店、1980年。

アイザイア・バーリン『自由論』みすず書房、1971年。

J.C.Rees, John Stuart Mill's On Liberty, 1985, Clarendon Press, Oxford.

J.Gray, Mill On Liberty: A Defence, 1983, Routledge & Kegan Paul, London & Henley.

F.A.Hayek, John Stuart Mill and Harriet Taylor, 1951, Rouyledge & Kegan Paul, London & Henley.

最近の変わった書物としては、民法学の側から自由の領域設定の問題を具体的なケースについて考えた一般書として、山田卓生『私事と自己決定』日本評論社、1987年、がある。

(おおにし ひろし 所員 立命館大学)

文献紹介 (2)

富沢賢治ほか著

『協同組合の拓く社会——スペイン・モンドラゴンの創造と探究——』

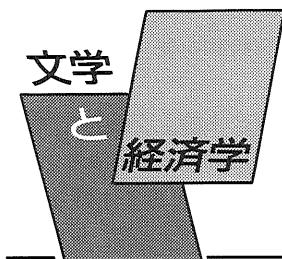
本書は、最近、日本でも話題になっているスペイン・モンドラゴンの労働者生産協同組合についての最近の状況、協同組合法や税制について詳しく紹介したものである。

モンドラゴンの協同組合は、すでに1980年のICA(国際協同組合連合)のレイドロー報告の中で、世界の協同組合の新しい流れとして紹介されていたが、わが国では当時まだ労働者生産協同組合が未発達であったこともあって、それほど注目されなかった。ところが、最近では日本でも、中高年雇用・福祉事業団の発展など労働者生産協同組合も徐々に

進展してきたこともあるって、ようやく注目をあびるようになった。

本書は、著者たちが4年前に出した『協同組合の拓く町——スペイン・モンドラゴンの実験——』(芽ばえ社)の続編である。前著にくらべ本書は、とくに1980年代に入ってのモンドラゴン協同組合の危機の克服、組織の変革、協同組合法や税制の改革などについて、現地調査にもとづいて、より具体的に紹介されている。また、今日の世界の協同組合運動の危機の克服についても、モンドラゴンを例にして具体的に提起している。協同組合運動に関心を持っている人には、是非一読をすすめたい本である。(江尻)

(みんけん出版 2300円)



ディケンズの『リトル・ドリット』

森岡 孝二

I. ディケンズとマルクス

チャールズ・ディケンズ（1812～70年）は19世紀のイギリスを代表する小説家である。イギリスでは彼はいまも日本の漱石のように読みつがれているが、わが国では、同じ19世紀の作家であるフランスのスタンダール（1783～1842年）やバルザック（1799～1850年）ほどには知られておらず、ロシアのドストエフスキイ（1821～81年）やトルストイ（1828～1910年）ほどには読まれていない。

ディケンズの作品のうちでわが国でもっともよく知られているのは、おそらく『二都物語』（1859年）であろう。訳者の中野好夫は新潮文庫の「解説」で、フランス革命を舞台にしたこの作品について、「けっこう面白い」波瀾万丈の恋愛物語ではあるが、「さりとて社会史的な史眼などをこの作品に求めたら、おそらく大失望であろう」と述べている。この小説におけるディケンズの革命観は、中野のいうように、「貴族も暴虐だが、革命の民衆も暴民だ」という理解に立っている点で、「右の暴力も悪いが、左の暴力も悪いといった程度の現代日本の保守派政治家たちの歴史観とあまり変わらない」面がある。しかし、だからといってディケンズには神秘主義的英雄史観に立つカーライル（1795～1881年）ほどの史眼もないかのように言うのはうなづけない。中野の言は、ディケンズを高く買うのはよいが買いかぶってはいけないと戒めたものともとれる。それで私も買いかぶり過ぎないように自戒しつつ言うのだが、ディケンズの他の小説、たとえば『荒涼館』（1853年）やここにとりあげる『リトル・ドリット』（1857年）には同時代のイギリス人作家の誰よりも確かな時代認識があるような気がする。「国家

と人間」および「資本と人間」という二重の視点から社会機構を解剖したこれらの小説を読むと、まるでディケンズはマルクスが経済学で行なったことを文学で行なったのではないかと思いたくなるほどである。

マルクスはディケンズの時代にディケンズが描いたロンドンで『資本論』を書いたが、ディケンズその人とその作品についてはほとんど語っていない。『資本論』にはディケンズの名も彼のいかなる作品も出てこない。しかし、『資本論』に出てくる19世紀の著名作家は、詩人にして友人であったハイネを別とすれば、バルザックぐらいのものだから、ディケンズの名がないこと自体はなんら怪しむにたりない。それに『資本論』に出てくる作家だからといってマルクスのお気に入りだったという証拠にはならない。『資本論』に二度も登場するという栄誉によくしたマーチン・タッパー（1810～89年）は「マルクスの告白」では「嫌いなもの」の筆頭にあげられている。

マルクスがディケンズを読んでいたことは、『ニコラス・ニックルビーの生涯と冒険』（1839年）や『マーティン・チャドルウィットの生涯と冒険』（1844年）などから作中人物を引いていることからもわかる。しかし、それ以上にマルクスのディケンズ評を知るうえで確かな手がかりとなるのは、次に引用する『ニューヨーク・デイリー・トリビューン』の論説（1854年8月1日付）である。イギリスの中間階級（ブルジョアジー）の特質をビクトリア時代の代表的作家たちがどのように描いているかを問題にしたこの論説は、マルクスがディケンズの作品、わけても1853年初版（単行本）の『荒涼館』を十分に注意深く読んでいたことを証明している。

「イギリスの小説家の生き生きとした、雄弁

な作品は、あらゆる職業的な政治家、政論家、道学者たち全部をあわせたものが口にしたものよりもはるかに多くの政治的、社会的真実を世間に伝えてきたが、このイギリスの小説家のいまのりっぱな仲間たちは、『身分の高い』年金受領者やあらゆる種類の商売を下等とみなす公債所有者から小店主や弁護士書記にいたる中間階級のあらゆる階層を叙述してきた。そしてディケンズ、サッカリ、ブロンティ娘とギャスケル夫人は彼らをどういうふうに描いただろうか。無遠慮、虚飾、けちな横暴、無知だらけとしてだ。そして文明世界はこの階級に『自分より上の者には卑屈で、自分より下の者には横暴である』という有無を言わせぬ警句を突きつけ、これでもって彼らの評決を確認したのである」（マルクス「イギリスの中間階級」『全集』第10巻、655ページ）。

II. 債務者監獄、児童労働、新聞記者

ディケンズが自らの半生を描いた半自伝的小説に『デイヴィッド・コパーフィールド』（1850年、市川又彦訳、岩波文庫）がある。これでは彼の父は彼が生まれるまでに死んだことになっているが、実際には彼が成人してなお存命していた。イングランド南部の軍港ポーツマスで海軍経理局に勤めていた父は、おかたい職業からくるイメージとは反対に、かなりハッピー・ゴー・ラッキーな性格であったらしい（C.Favel, *At the Time of Charles Dickens*, Longman, 1977）。所得からいえば年収250ポンドをこえる、乳母や女中もおける中間階級の一員でありながら、ディケンズが10歳のときに6人の子供とともに二度目のロンドン生活に入ってからは、急に家計が苦しくなって、おまけに借金が返せなくなり、『リトル・ドリット』の舞台となるマーシャルシー監獄に入る羽目に陥る。この債務者監獄は当時のイギリスに独特のもので、囚人は寝る場所が与えられるだけで、食事も与えられなければ衣服も与えられない。しかし、この監獄では、部屋代さえ払えば家族の同居も許されたし、訪問者の出入りも自由であった。そのために囚人は同居家族の外での稼ぎに頼ることもできたり、訪問者の好意にすがることもでき

た。また獄舎の窓の外に小箱を設けそれに通行人の喜捨を求めることが可能であった。

ディケンズがもっとも苦労したのもこの時期であって、家族が獄にいるあいだ12歳の彼だけは近くに下宿して、父の逮捕の前から働いていた靴墨工場で長時間働いた。当時、児童労働はまだ野放しであった。9年後に成立した1833年の工場法でさえ、禁止したのは9歳未満の労働にすぎず、工場で働く9歳から13歳未満の児童にはなお1日9時間までの労働を許していた。『デイヴィッド・コパーフィールド』のなかでディケンズが彼の分身に「私はみすばらしい子供で、朝から晩まで、普通の大人や子供と一緒に、働いていた」と言わせるとき、彼は彼自身の経験とその時代の子供の一般的な状況とを語っているのである。しかし、彼個人はやはりめぐまれた階級の子であって、親戚の遺産がころがりこんで父が数ヶ月で下獄するとともに、彼は労働から解放されて、町の私立学校に通うようになった。

学校を出てからは弁護士事務所につとめ、その後速記を習って民法法廷の速記者となり、20歳のときに新聞記者になってからはあちこちの新聞や雑誌に小品を寄稿するようになり、早くも24歳のときに職業的作家生活にはいる。

産業革命は大工業とともに近代の社会制度のほとんどすべてを生み出したが、新聞、雑誌などのジャーナリズムもその例外ではなかった。現在のイギリスの代表的新聞についていようと、



チャールズ・
ディケンズ

『タイムズ』は1785年に、『ガーディアン』は1821年に、『デイリー・テレグラフ』は1855年にそれぞれ創刊された。ディケンズはこうしたジャーナリズムの生みの子である。彼と同時代人のマルクスもある意味ではこのジャーナリズムの生みの子であって、彼の職業生活の第一歩は1840年に創刊された『ライン新聞』の編集の仕事から始まった。そればかりでなく、マルクスは1849年にロンドンにわたって以降も、1852～1862年の10年間は、エンゲルスからの援助を別とすれば、ジャーナリストとしての『ニューヨーク・デイリー・トリビューン』への寄稿（稿料は55年までは1論説1ポンド、55年以降は2ポンド）を唯一の収入源としていた。

ディケンズが、ジャーナリズムが次第に大衆化していく時代の作家であったことは、彼の作品の発表形式や内容にいろんな影響を及ぼしているといわれる。『リトル・ドリット』の訳者によるとディケンズの作家生活がそこから始まる『ピックウィック・クラブ遺文録』（1836年3月刊行開始）以降の作品は月刊分冊という出版形式をとっていて、「毎月32ページくらいの挿絵付きの小冊子をたいそう安い値で売り出し、それが20回で完結するようになっていた」（小池滋『ディケンズとともに』晶文社、1983年）。本誌の読者はこのことから『資本論』のフランス語版（第1巻、1872～75年）が分冊形式（総計44分冊、5分冊1セット×9回）で刊行されたことを想起するかもしれない。

ディケンズの作品は元新聞記者の観察眼がそうさせるのか、生来の感受性がそうさせるのか、心理描写において深く細かいだけでなく、情景描写においてもあのファン・アイクの克明な絵のように深く細かい。それはまるで映画の時代を見越して書かれたかのように読者を映像の世界に連れ込んでくれるが、ときとしてあまりに微細を極めているために、全体の構成や流れを見えにくくさせることもある。この両面はおそらく『リトル・ドリット』の以下の出だしについてもいいうるであろう。

III. 恋愛小説 or 推理小説

「30年前のある日のこと、マルセイユは太陽

に焼きつけられていた。当時も、またその前後のいつでも、南フランスの強烈な太陽のある日といえば、焼きつくような太陽は別に珍しいことではない。マルセイユとマルセイユ周辺のあらゆるもののが、白熱の空を睨みつけ、逆に睨みつけられていたため、とうとう睨みつけることが一般的の慣習になってしまった。他所者がやって来ると、睨みつける白い家、睨みつける白い壁、睨みつける白い街路、睨みつける不毛な道、緑が焼き尽くされて消えてしまい、ただ睨みついている山々のこわい顔に、意気銷沈してしまうのだった。目に入るもので睨みつけていないものといったら、それは重い葡萄の房をつけて垂れ下がっている蔓だけで、時折むっとする熱風がその弱々しい葉を動かすと、かすかにウインクするのだ。」

マルセイユの太陽と人々と街路についてのまばゆい描写が、「青色が強烈すぎて見つめられないぬ海と、大きな燃える火の宝石を一つはめ込んだ紫色の空」の描写へと続き、それがさらに遠くに見える荷馬車や馬や馴者や教会の説明へと続いているうちに、場面は突如暗転して「陽光もそこまでは睨みが行き届かない」監獄に変わる。そしてスポットは二人の囚人——一人はいかにも氣のよい男、もう一人はいかにも不気味で残忍そうな男——にあてられる。彼らはのちにこの物語の狂言回しの役割を演じることになる。

監獄はこの物語ではマルセイユでもロンドンでも、明に対する暗の、日向に対する日蔭の、富に対する貧困の象徴としてある。それだけではない。監獄こそはこの物語の舞台そのものである。実際、この物語の大半は債務者監獄、ディケンズの父も入ったことがあるあのマーシャルシー監獄で展開する。

この物語の可憐な女主人公リトル・ドリット（本名エイミー・ドリット）は、この監獄で生まれ育った。彼女の父は、会社経営が破綻し債務者監獄の囚人となって久しい。彼は、零落しても虚勢のうちに威儀を保ちていたためか、あるいはまた「マーシャルシー監獄の子」リトル・ドリットの父であったためか、囚人仲間からも門番からも「マーシャルシー監獄の父」とよばれていた。新入りは全員彼に引き合わされ、

彼の訓辞を拝聴する栄誉によくした。訪問者や出獄が許された同宿人は彼になにがしかの寄進をすることになっていたが、彼の幸不幸はいまでは訓辞の出来不出来と寄進の多寡に依存していた。

この物語のもうひとりの主人公はアーサー・クレナムという。彼は中国で父の事業を手伝っていたが、父の死後は事業と手をきってロンドンに戻ってくる。クレナム商会の経営は彼の母が引き継ぐが、その母に対し、父とのあいだに何か秘密があったに違いない、父の深い悩みの背後には取引で人を騙し、破滅に追いやるような何かがあったに違いない、と思うようになり、かたくなな母の態度にその疑惑をいよいよ強めていく。この母もある意味では、捕われの身であって、車椅子に身を埋め、宗教的戒律という牢獄に、復讐の劫火という牢獄に、秘密の殻という牢獄に、かたく自らを閉じ込めていた。

青年アーサーは中国からマルセイユをへてロンドンに帰ってみると、わが家には執事役の老社員と彼の妻である女中のほかに、一人の娘が母の世話係兼お針子として通ってきていた。彼女が「マーシャルシー監獄の子」リトル・ドリットである。アーサーは母の態度から、母はリトル・ドリットになにか負目があるのではと感じ、長年の疑惑を解くために彼女に近づく。彼女の人の間味にふれていくうちに彼女に心をうたれ、ずっと彼女の力になっていく。二人の交わりがつづくうちにリトル・ドリットにはクレナムへの尊敬にもちかい深い愛が芽生えるが、保護者として振舞ってきたクレナムにはその愛は通じない。

獄中で生まれた娘が16をこえてもなお獄中にあったドリット一家は、クレナムの奔走で父がある莫大な財産の法廷相続人であったことがわかつて突然自由の身となり、いまや資産家らしく振舞おうとイタリアに移り住む。ところがこんどはクレナムが、株式市場の崩壊から破綻して、「マーシャルシー大学の新入生」となり、父の死後イタリアから帰国したばかりのリトル・ドリットから看護と励ましを受けることになる。この物語の最後の朝、クレナムが友人の力で債務にかたをつけ、いよいよ獄を出る日の朝、リトル・ドリットはクレナムの母から預かった一

枚の紙切れ、中身を知らないクレナムにはただの紙切れと書類——それにはクレナムの出生の秘密とともに、父の過ちの秘密、母の復讐の秘密、クレナムとリトル・ドリットとを繋ぐいっさいの秘密が記されていた——をクレナムの手で暖炉で燃してもらはながら、言う。

‘You can say (if you don’t mind)
“I love you”.’

『リトル・ドリット』の面白さの一つは、アーサー・クレナムと彼の父母とを結び付けかつ引き裂くある秘密をめぐるスリリングな謎解きにある。訳者の小池は『ディケンズ——19世紀信号手』（冬樹社、1979年）や先に引いた『ディケンズとともに』で、ディケンズが「ミステリー作家」としての才能を持っており、彼の作品には「推理小説」として読んでも十分に面白いものが多いと書いているが、この『リトル・ドリット』もミステリアスな推理小説として十分に楽しく読める。私がここでクレナム家の秘密を明かさないのは、推理小説としての楽しみを読者にとっておくためである。

IV. 汚染と公害

この物語は「貧困」と題された第1部と「富」と題された第2部に分かれている。第1部ではリトル・ドリットは父と兄姉とともに獄の中にある。第2部では一家は金持ちとして獄の外にある。しかし、「貧困」のなかにあっても「富」



『リトル・ドリット』初版(単行本)の表紙絵

のもとにあっても、ドリット家は、ただひとりリトル・ドリットを例外として、こっけいにもかなしくも、すべての言葉と動作でもって「自分より上の者には卑屈で、自分より下の者には横暴である」ように振舞った。マルクスは何かにつけ貴族階級の生活様式を猿真似する中間階級に「無遠慮、虚飾、けちな横暴、無知だらけ」という特質を見たが、それを絵に描いたのがドリット一家である。「貧困」と「富」との違いは、この一家にあってはその特質が「貧困」のもとではより卑屈に、「富」のもとではより尊大にさらけだされるという点にだけあった。

リトル・ドリットはどうか。彼女はひたすら父に尽くし、姉に尽くし、兄に尽くし、クレナムの母に尽くし、クレナムに尽くす。尽くすだけで欲することを知らない彼女の性格は、牢獄での抑圧された生活からつくられただけではない。ただ欲するだけで尽くすことを知らない父や姉や兄を見る悲しみにあまりにも長く耐えてきたことが、「愛する」とひとこと言ってもらうためにも長く耐えつづける彼女の性格をつくったと考えるべきであろう。この点ではひとり例外だといったリトル・ドリットでさえやはり汚染されている。彼女もまた中間階級の特質からは無縁ではない（A. ウィルソン『ディケンズの世界』松村昌家訳、英宝社、1979年参考照）。

ディケンズが描いた富と貧困のロンドンは、エンゲルスが『イギリスの労働者階級の状態』（1845年）に描いたロンドンでもあった。エンゲルスの『状態』にはロンドンの汚れた川、不潔な住宅、蔓延する流行病についての叙述があるが、『リトル・ドリット』にも「ロンドンの災厄である蠅と煤」や「死を呼ぶ下水」（テムズ河）の話がでてくる。たとえばこんな具合に。

「大都市の中心を美しい清流ではなく、死を呼ぶ下水が干溝を繰り返していた。週の6日間毎日このような牧歌的な環境に包まれて働き、振り籠から墓場に至るまで、その単調さから逃れることができない百万もの人間が、この7日の内の聖なる安息日にどのような世俗的欲求を持つことができただろうか。間違いなく求めることができるものといったら、口やかましい警官

だけだ。」

いつか何かでpollution（汚染）ではなくnuisance（迷惑）という意味での公害という言葉の現代的用法はディケンズに由来する、と読んだことがある。その記憶はおぼろで真偽のほども定かではないが、『リトル・ドリット』の中にnuisanceあるいはpublic nuisanceという言葉がでてくることは間違いない。その意味も、ロンドンの路地を時速20キロで走った郵便馬車——この物語の最初の登場人物の一人はこれにはねられた——を公害だと告発した箇所をみると、「コミュニティまたはその成員にとって有害かつ不快なことで、法的救済があってしかるべきこと」(THE CONCISE OXFORD DICTIONARY, Fifth Edition)という語義どおりに用いられている。

公害という用語の使用に関していま一つ注目すべきは、迂遠省(the Circumlocution Office)という行政機関を論難した「行政学総論」という『リトル・ドリット』の一節である。ここでは、何につけても「仕事ヤルベカラズ」を原則とするこの省の存在自体が公害だとされている。なぜなら、それは市民にとって有害かつ不快なものでしかなく、この害を救済するには行政制度のラジカルな改革を必要とするからである。

ここでやり玉にあがっている「迂遠省」あるいは「おしゃべり省」は、エドウィン・チャドウィック（1800～90年）がその改革のために開いたイギリスの行政機関の象徴としてディケンズが創作したものであるが、日本の読者は黒沢明の「生きる」を想起するとよい。この映画の市民課と土木課と下水道課と公園課のすべてを合わせてそれを国家に移したのがディケンズの「迂遠省」である。映画では市民課長（志村喬）が、それまでたらい回しにされてきた住民の公園建設要求を実現するために、残った命のすべてを賭ける。『リトル・ドリット』では、のちにアーサー・クレナムの共同経営者となる発明家のダニエル・ドイスがその発明の特許申請をするが、官僚機構のたらい回しのなかでいつまでたっても埒があかない。ドイスはついにアメリカに渡る決意をし、アメリカで事業に成功してイギリスに帰る。それにしてもディケンズの『リトル・ドリット』における官僚制批判は徹

底している。小池によればジョージ・バーナード・ショー（1856～1950年）は『リトル・ドリット』を「『資本論』よりも過激危険な本」と評したというが、それは、この官僚制批判を念頭においたものであろうか、それとも深刻な宗教批判や資本主義批判まで考慮に入れて言ったのだろうか。

V. 現代の伝染病

クレナムはドイスと共同で工場を経営するが、それが順調に行きはじめたころ、イギリス中に猛烈な伝染病が流行する。かつて伝染病はロンドンを何度も死に至らせてきたが、この新型の伝染病は、うかれた季節のにわか景気のように陽気にやってきた。街ではマードルという財界の大立者の成功談が伝えられ、あちらの通りでもこちらの店でも「あの銀行と素晴らしい企業を経営するM氏の事業なら賭けても損はない」、「Nさんもマードル株を買った」、「Tさんもマードル株を買った」という声がささやかれていた。堅実なクレナムもこの熱病にとりつかれる。菌を持ってきたのは、クレナムがリトル・ドリットのことである依頼をしてからすっかり信用するようになった家賃集金人のバンクスである。いつも蒸気機関車と汽船を一つにしたような雰囲気を漂わせているこの男はクレナムに説く。「マードル氏は素晴らしい才覚と——巨大な資産を持ち——政府に顔のきく人物です。あの事業こそ現在最良のものです。あれは安全です。確実です」と。

風船はいつまでも膨らみつづけることはできない。膨らんだ泡はいつかは破裂する。破綻は、マードル氏が詐欺と着服のいっさいのごまかしがきかなくなって自殺したときにやってきた。株式取引所はマードル氏の死を伝える夕刊新聞が版を重ねるごとに麻痺と痙攣の度を強め、ついには「ありとあらゆる罵倒呪詛の声」で幕を閉じた。マードル帝国の没落とともに、財産のほとんどすべてをマードルに賭けていたクレナムは破産し、かつてリトル・ドリットのいたマーシャルシー監獄の人となる。いったんは大金を相続して獄から出て金持の仲間入りをしたドリット兄姉——すでに父は亡くなっていた——も資

産の運用を姉のファニー・ドリットが縁戚を結んだマードル家に託していたためにすってしまう。

このマードル事件は政治家や役人を巻き込んで多数の小株主を破滅に陥れた事件だという点で南海泡沫事件（1720年）やパナマ運河詐欺事件（1888）に似ている。株屋と地上げ屋と詐欺師が横行するいまの日本について思うとき、われわれはマードル氏の時代からどれほど賢くなったのか、と問わないではおられない。ディケンズはクレナムに「彼とその犠牲者は後生の人びとが再び徹底的に利用されないよう生きた手本になるといいですね」と言わせたあと、別の人間にこう言わせている。

「あなたは本当にそれほどお人好しなのですか。彼と同じくらいの頭と詐欺の興味を持った男が再び現われれば、同じくらいの成功を収めますよ」。

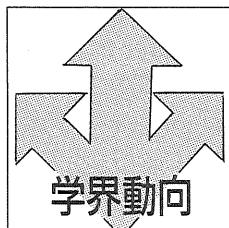
さてアーサー・クレナムとリトル・ドリットはどうなったか。彼女が彼に「よかったです、『アイ・ラブ・ユー』と言ってちょうだい」と言ったあの日、二人は「マーシャルシー監獄の子」がかつて洗礼を受けた教会で二人だけの結婚式を挙げて獄を後にする。

「二人はいまや切っても切れぬ祝福された伴侶となって、騒々しい町の中へと下りて言った。二人が日向と日蔭の中を歩んで行くと、やかましい人びとと、夢中になった人びと、傲慢な人びと、片意地な人びと、虚栄心の強い人びとなどが、苛々せかせかしながら、いつものように奔走していた」。

物語はここで終わる。ひるがえって、われわれの日々の街行く姿はどうだろうか。再び尋ねないではおられない。われわれはリトル・ドリットの時代からどれだけ進歩したのだろうか、と。

『リトル・ドリット』の原作(LITTLE DORRIT)は、Penguin Classicsから1冊本がでている。邦訳は小池滋訳（集英社版、世界文学全集、第33～34巻）があるだけで、文庫版はない。

(もりおか こうじ 所員 関西大学)



●連載——第3回

「世界都市」からみる都市経済の再生

井 内 尚 樹

I. 第17回地域・自治体問題全国研究大会に参加して

「国際化時代の都市と農村」という壮大なテーマのもと、さる3月26・27日、吹田市メイシアターと関西大学で、自治体労働者・研究者・大学院生・市民など多数の参加によって、第17回地域・自治体問題全国研究大会が開かれた。はじめに、この大会に参加して印象的だったことを記しておきたい。

とりわけ大会の準備過程で目を引いたのは、組織体制が、研究者だけでなく、市民運動団体・自治体労働者・大学院生などを含み、地域・自治体問題に関する幅広い共同研究交流に基づく体制だったことである。地域の革新を展望する際に、これは非常に重要な先進的経験であったと思う。

大会は、1日目に全体シンポジウム「国際化時代の大都市像——自治と革新への展望」が開かれ、ニューヨーク市立大学のウイリアム・タブ教授による「アメリカにおける都市のリストラクチャリングと都市政策」、大阪市立大学の加茂利男教授による「『世界都市』時代の日本——新保守主義と都市革新運動」の二つの報告と、それを受けたコメント・討論が行なわれた。そこでは、日本とアメリカの都市問題に関する議論が展開され、まさに国際化時代にふさわしい内容のものであった。

2日目は七つの分科会で28の報告が行なわれた。分科会のテーマを上げておくと、①世界都市とはなにか、②これからの都市と農村、③企業と地域、④地方自治と地方財政、⑤民間活力と都市改造、⑥都市生活と社会運動、⑦都市史の課題、であった。①の分科会では金融論の専門家からの報告があり、⑦の分科会が大阪歴史

学研究会近代史部会と共に催されるなど、従来の枠組みを打ち破る学際的なものであった。今日的なテーマを掲げた報告がずらりと並んで、「一つの分科会だけに出るのはもったいない、もっとたくさんの分科会に出たい」という声がしきりに聞かれた。

この研究大会については、すでに、大会副実行委員長である横田茂氏が『住民と自治』(88年6月号)で、準備段階のことから大会の残したものまでを詳細に整理されている。また、『中小商工業研究』第15号(88年6月)では、永吉秀幸氏が大会シンポジウムでの議論をまとめられ、とくに加茂報告に対する疑問を寄せられている。大会報告集も出版される予定でありし、その他、大会後行なわれたタブ教授の東京での講演も『エコノミスト』(88年5月10日号)に掲載されている。それゆえ、いまさら私がこの大会についてあらためて論じる必要もないようと思えるのだが、全体シンポジウムでの議論については、ニューヨーク市経済を研究してきた私の問題関心とも重なるので、私なりに論点を整理し検討してみたいと思う。

II. 都市経済再生の担い手は誰か

大会全体シンポジウムの議論、とくに加茂報告を私なりに紹介すると……。都市の産業構造の変化にともなって新しいサービス業が発展し、そこに「新中間層」なるものが形成されつつある。それらの層をどのように評価していくのか。この層の保守化との関連をどのように考え、革新への結集をいかに図るか。これが現在の都市における革新運動の課題である。その際、加茂氏が上げたのは、第1に労働組合運動の再生の可能性であり、第2に生活の場面での新しい社会運動(生協、おやこ劇場、まちづくり運動、

女性運動など)であった。

しかし、この意見に対して永吉氏は、「新中間層」なるものが独立の自営業者であって、労働組合に入って新しい層を形成しているのではない、「新中間層」がなぜ労働組合と関係があるのか、と疑問を寄せられた。日本をみても、ニューサービスを担っているのは独立の自営業者である。¹⁾ 加茂氏が都市における革新運動を展望していく上で、労働組合の再生を論じたことは重要な指摘である。しかし、加茂氏は、ニューサービスを担っているのがヤッピー(Young Urban Professionals)層、中心的にはマンハッタンの金融機関に従業している層と捉えられ、大部分のニューサービスを担っているのが業者であることを十分踏まえておられないのではないか。事実、ニューヨーク市における中小企業の増加は統計的にも凄じいものがあるのである。

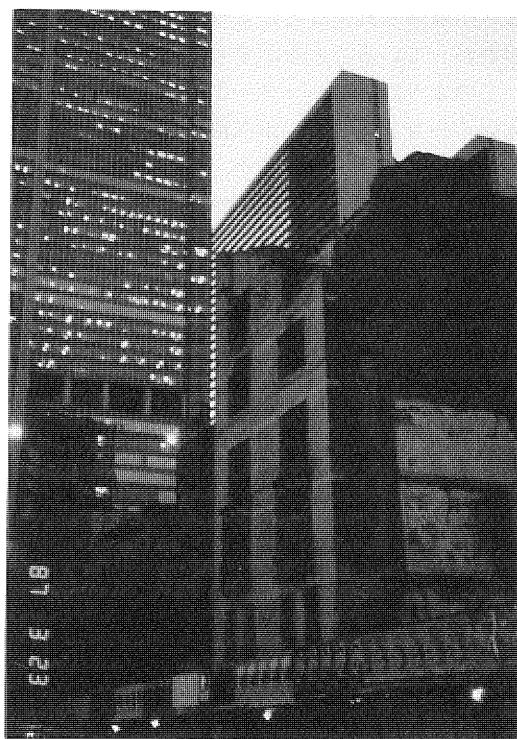
都市におけるニューサービスを担っている「新中間層」なるもの、また独立の自営業者をどのように評価していくかが、21世紀の都市経游を展望していく上で重要なキーポイントであるということは、ほぼ共通した認識であろう。しかし、ニューサービスの担い手が誰かという問題についていえば、以上のように加茂氏の見解と中小企業研究者との間にはひらきがあるのである。このひらきを埋める作業が必要であろう。

さらにこれに関連して、加茂氏のニューヨーク市分析の不十分さを指摘しておきたい。私が問題として感じるのは、「新中間層」をどのように評価するのかということは重要な問題ではあるが、それを加茂氏がマンハッタンのビジネスサービスの発展からのみを見られて「新中間層」の評価をなされていることである。だが、「世界都市」ニューヨーク市の経済構造の変化はより複雑で、都市の革新の展望を論じるには事態をより正確に把握することが必要なのではないかと思う。なぜなら、いま評価しようとしている「新中間層」は発展しているサービス業であり、その影にはもっと大きな問題が存在しているからである。

III. 「世界都市」ニューヨーク市経済の問題点

1975年、世界を驚かせたニューヨーク市の財政危機と、そこで問題とされた大都市の衰退から数年たった80年代前半において、ニューヨーク市は再生したといわれるようになった。その理由として、大まかには、財政の黒字転化、雇用の回復が上げられる。雇用増に関しては、ニューヨーク市の国際金融センター化、そこでのディラー、証券マンの増大がよく指摘されるところである。

この国際金融センター化による直接、間接(ビジネス・サービス、レストラン、飲食業)の雇用増の効果をカウンティー・レベル(ニューヨーク市はマンハッタン、ブルックリン、ブロンクス、クイーンズ、リッチモンドの五つのカウンティーから構成される)で見ると、マンハッタンのみが雇用増を引き受けしており、それ以外のカウンティーではその恩恵に浴していない。だから、国際金融センターで活性化したのはマ



マンハッタン・ミッドタウン(井内氏提供)

ンハッタンのみといってよく、 ニューヨーク市すべてについて言いうるものではないのである。ここに「世界都市」ニューヨーク市経済の問題点があり、 また、「二都物語」の進行がある。

ここでニューヨーク市経済の問題点を5点にわたって指摘しておきたい。これらの点を統一的に把握し法則的につかみきることが、 地域・自治体論の課題であろうと思うからである。

(1) サービス業の不均等発展

サービス業の発展は資本主義の高度化を示すものとされるが、 ニューヨーク市に見るサービス業の発展は、 実態として、 きわめていびつな不均等発展の状況を示している。すなわち、 国際金融センターであるマンハッタンにはFIRE（金融・保険・不動産）部門とそれらに対するビジネス・サービス、 飲食業の発展があるが、 マンハッタン以外の経済衰退地域ではヘルス・サービス、 とくにナーシングホームの成長が顕著である。このヘルス・サービスの発展は「世界都市」の「高齢化」の問題を明瞭に表わしており、 サンベルトへの人口移動の結果として衰退地域に取り残された老人たちに対し、 公共サービスが解体されたことにより、 民間の営利産業が群がっていることを示すものである。

このように、 ニューヨーク市のサービス業の発展の中身を見ると、 市内部において地域的不均等が生じているのである。この場合の大きな問題は、 インナーシティ部分でのヘルス・サービスの発展であろう。一方で経済が衰退していくもとで、 サービス業が発展する。しかも、 その中身は、 公共部門がその責任を放棄し、 民間部門が老人を食い物にしたサービス業の発展なのである。これらのサービス業の発展をよしと評価するのか。アメリカ的な医療制度が急速に持ち込まれようとしている日本において、 また老人問題を抱える大都市では、 数年の間で深刻な問題となってくるであろう。

(2) 労働の二極分化

「世界都市」の「情報化」「国際化」を反映して、 生産部門においては、 多国籍企業の国際的な展開のもとに、 都市型産業の労働集約的部門において国際的な再編成が起り、 サッセン・クープが指摘するように、 企画・立案・デザインなどの専門的な労働者と、 単純作業をする労

働者の二極分化が進んでいる。さきに指摘した医療部門でも、 PPS／DRG（診断群別定額支払い制度）のもと、 病院からナーシングホーム、 在宅医療へのシフトが進み、 医師のウエイトが下がって看護労働者のウエイトが高まり、 看護労働者の間には看護婦の上に看護婦を作るような労働の序列化が進行している。

(3) 上記に対応した賃金の二極分化

とくにこれは中間的な賃金層の没落に明瞭に表われてきている。この点については、 サッセン・クープ、 スタンバッカなどの指摘がある。

(4) 棲み分け

貧困層とジェントリー（中産階層）の棲み分け、 さらにはエスニックの棲み分け問題として現われている。これには、 移民問題が大きく反映している。すなわち、 多国籍企業の国際的な生産展開により発展途上国が農業の近代化、 畸形的な工業化を遂げた結果、 農村から大量の労働者が急速に排出され、 移民という形でニューヨーク市に流れ込んできた。そこで、 移民たちは先に上げた単純労働に就き、 低賃金でそれぞれの貧困地域にエスニックごとに集住するのである。例えば、 ドミニカ人はワシントンハイツに、 コロンビア人はクイーンズのサニーサイドに、 など。

(5) 教育問題

そもそも「高齢化」を迎えているニューヨーク市にとって、 若年層の人口が減少し、 小・中・高・大学生の減少が問題となっているのだが、 そこに移民家族の流入によって中・高校生が急速に膨れ上がるという問題が生じてきた。さらに、 タブ教授も指摘されたように、 そこのドロップ・アウトが非常に大きな問題になっている。そして重要なことは、 この問題がますます労働の二極分化を進めていることである。すなわち、 中流層は高い教育水準を維持して専門的知識をもった労働者へと成長するのに対し、 貧困層は低い教育水準しか享受できず単純作業労働者に釘付けされざるをえないのである。

これら5点の問題が現在のニューヨーク市に典型的な矛盾として現われている。都市生活者にとっては、「階層化」「序列化」「棲み分け」が最大の問題となっているように思われる。これらは、 端的にいって、 レーガン政権下における

る新自由主義に基づく自由競争の組織化とそこから生じた問題点であり、ニューヨーク市はまさにその方向に進んでいるわけである。そして、これらの方向に対抗する先進的運動として、ニューヨーク市の「コミュニティ・ボード」と呼ばれる住民参加制度を利用した市民運動が、日本でも紹介されている。しかし、タブ教授が大会で述べられたように、この先進的な「コミュニティ・ボード」の運動も、エスニックが集住しているような貧困地域においては現在のところ限界がある。この限界を打ち破るにはどのように考えなければならないのだろうか。

IV. 都市経済と公共部門の再生の視点

これらの問題を解決するためには、「国際的な研究視野でもって、地域的な運動を生活・労働現場から構築する必要がある」と言わなければならぬ。なぜなら、ニューヨーク市における深刻な移民問題はニューヨーク市経済の構造的な変化に重要なインパクトを与えており、いうまでもなく移民問題は国際経済学では国際労働力移動の問題である。移民がいったんニューヨーク市にすれば、それはニューヨーク市における地域問題を発生させ、財政のレベルではこれらの移民にバイリンガル、教育費、社会保障などの「国際化費用」をどのように払っていくのかという問題を提起する。要するに、国際経済を踏まえた地域経済再生の理論を構築することが必要なのである。このことをタブ教授は、“Think globally, Act locally”という言葉で表わされた。大会参加者の胸に刻み込まれたこの言葉は、この大会の貴重な財産の一つになった。

最後に、第II節で、現在発展しているニューサービスの担い手と都市における革新運動をどのように結びつけていくのかという問題提起し、第III節では、その発展の影の部面で、ニューヨーク市では公共部門を解体して民間資本による営利なヘルスサービスを成長させることで都市経済を「再生」させようとしているのを見た。このことも都市における革新運動を見ていく際には重要である。

これは、公務労働が持っている人間発達を保

障する総合性が分化（セグメント）されると、容易に営利な労働に転化してしまうことを示している。そのことを宮本憲一氏は、自治体問題研究所総会において、「これまで公共が主体だったサービス部門が資本に侵食され、社会サービス部門で公・私が競う時代。従来の公共性に安住しては、自治体は太刀打ちできないし、公務労働の意味も改めて問われている。自治体労働者・労働組合の皆さんには、是非そこを考えていただきたい」と述べられた。

国際化時代を展望する地域・自治体を再生する重要な手がかりは、「新中間層」の評価の問題、新しい業者運動の視点の確立と公務労働者が住民とともに公共部門を再生することであろう。

- 1) たとえば、上田勝彦「急展開する都市自営業者の実態と問題点——『ニュービジネス』『ニューサービス業』を中心に——」『経済』1988年6月号。上田氏はそのことを踏まえ、都市における革新運動の新しい課題を提起されている。「かつては“自由業”として『政治の場外にある』などといっていた情報関連・デザイン関係業種の勤労住民たちが国革新をめざす広範な民主的勢力の一翼を担って奮闘している民主商工会に加入はじめている」(197ページ)。氏によれば、これらの業者は今まで民主商工会のどの業種別部会にも属していないということであり、新しい業種であるからどのような形で業者運動に組み込み、前進させるが課題になってきているということである。また、これらの新規加入業者が従来の住工混合ではなくて、事業所を都心において住居が他地区にあること、「“自由業者”特有の気質をもっているため、中小業者運動の軸になる“地域ぐるみ”の運動にまで深めるには、今までとは違ったアプローチが求められることになろう」(198ページ)と指摘されている。

(いのうち なおき 所員 立命館大学大学院)

連載第4回
研究所
訪問

国民教育研究所

伊ヶ崎暁生先生へのインタビュー

このインタビューは、さる5月11日、国民教育研究所（略称「民研」）で行なわれました。お応えいただいた伊ヶ崎暁生先生はインタビューのときは民研の所員代表でしたが、このたび所長になられました。インタビューは東京支部の光岡博美氏（駒沢大学）にお願いしました。

国民の立場に立った教育研究を目指して

——はじめに、研究所の設立についてお話し下さい。

伊ヶ崎 研究所が設立されたのは1957年7月27日です。ですから昨年でちょうど、満30年ということになります。開所式には元東京大学総長の南原繁先生から「真理こそ我等の武器なり」という祝電をいただきました。

研究所が発足した1957年前後の時代といいますと、それは戦後教育のひとつの転換点であったように思います。1956年には教育委員が公選制から任命制となり教育行政の中央集権化が進行することになりますし、1957～58年には勤務評定が出されてきます。そして、教師への官製研修制度が強化され、教師が教育行政の中で管理されていくような体制が出てきたわけです。

こうした客観的な状況を背景として、国民の立場にたって、また広く学者・文化人・教育諸機関と連携し、教育研究の発展に努めるという趣旨で研究所がスタートすることになったわけです。研究所設立の発起人には上原専禄、宗像誠也、宮原誠一、梅根悟といった戦後の歴史学や教育学に大きな影響力をもった人々でした。当時の研究所の組織は運営委員会の下に私を含む5人の専任研究員という体制で出発したわけです。

研究所設立の意義をもう少し歴史的に考えて

みますと、戦前の軍国主義教育のもとで自由な教育活動が窒息させられ、非合法活動へと追いやられ弾圧されていったという反省の上にたって、研究の自由の確立が求められたことがあります。

日教組運動に支えられた組織運営

——研究所の組織運営はどのようになされているのですか。

伊ヶ崎 研究所は創立以来、日教組組合員からの拠出金で支えられています。設立当時は毎月1人1円ということですから、年間約600万円くらいの予算で出発したことになります。その後ほぼ毎年1月づつ値上げをして、現在では月26円になっています。現在の年間予算は1億7000万円です。

また、現在のスタッフは、専任所員3名、書記4名ですが、約60名の研究者の方々に非常勤研究員をお願いしております。研究会議員として、大田堯東大名誉教授ほか数名の教育学者には特にお力添えをいただいております。過去に研究所の所員・研究員として活躍された方々も、全国の大学等で第一線で仕事をされています。これも私達のたいへん誇りとするところです。

研究活動は日教組の教研活動と連携してやってきました。周知のように、教研活動は日本でも世界でも稀な自主的で大規模なものです。私たちはこの教研活動と連携し、都道府県のレベルにおいても研究所の活動に調査活動など全面的に協力してくれます。その意味で、調査研究は自由に行なうことができますし、データも他の研究所に負けない客観的かつ科学性の高いものだと考えています。

——研究所の内部運営の機構についてはお話をいただきましたが、日教組との関連はどうなっ



伊ケ崎暁生先生

ているのでしょうか。

伊ケ崎 研究所の財政はいま述べましたような形で日教組の特別会計によって賄われています。また研究所の理事会ですが、日教組役員と学者・文化人で構成され、理事長は日教組の委員長が兼ねることになっています。私が所員代表を5年務め、今回所長となりました。そして、研究者の組織として、所員会議があるわけです。大学の場合だと、これが教授会に相当しますね。

私たちの研究所の基本姿勢としては、運動との関係についていえば、研究所が自主性をもつことによって、結果的には日教組の運動に寄与することができるというように考えております。外国の場合だと、このような研究機関は労働組合の調査部のような性格が強いようで、その意味では違いがあるようです。

毎月1回、研究会議（大田堯議長）を開催し、教育改革等にかかる理論的諸問題や民研の研究活動の方向についての討議をすすめています。

全国・県・支部レベルの教研活動に参加

——外部の諸団体とのつながりはどうなっているのでしょうか。

伊ケ崎 組織的なつながりとしては、全国教育研究所連盟に加盟しております。しかし実態としては、これまでの経緯もあって、教育関係の学会とのつながりが深いわけです。また、日教組の教研集会とか教研活動には私たちも助言者ということで参加しますし、各県とか各支部のレベルでの研究活動などにも、各々の組織に呼ばれたりしまして参加しています。とくに研究

集会の盛んな夏休みの時期はそのためにたいへん忙しくなるわけです。そんなわけで、私たちは教育の現場とはかなり密着しております。

現場と密着した豊富な調査活動

——これまでの研究所の主な諸活動についてお話し下さい。

伊ケ崎 研究所の研究活動としては日常的な、つまり毎月行なう系統的な研究活動と、プロジェクトチームを組んで行なうものとに分けられます。毎月の研究会で行なうものは、①子どもの発達、②教育課程、③教育制度・行財政、④教育史、⑤国際教育、⑥平和教育などの分野のものです。

プロジェクトチームを組んで行なった調査研究として主なものは、1975年に実施した学力実態調査があります。ちょうど落ちこぼれとか非行問題が注目されるようになった時代でした。この調査は小中学生5万人を対象とし6県で実施されました。結果としては、学力の停滞とか学力格差が拡っているということになり、社会的にも注目されました。

また、1978年には学級規模に関する調査を行ないました。これによると、外国では1クラス20人台となっているにもかかわらず、日本ではいまだ40人台ということで、少人数のクラスの必要性が改めて強調されることになりました。また、そのような世論つくりにも貢献できたと思います。当時のほとんどの新聞の社説でも、その調査が取り上げられました。

1979年には子どもの生活環境の調査もやりましたし、1983年には学校規模の調査も行ないました。中学校がマンモス化すると教師が生徒の顔を知らないとか生徒が先生の名前を知らないという状況が起こってくるわけですね。非行などもそういう状況のもとで発生することが多くなるわけです。

1985年には中高校生の進路選択に関する調査を行ないました。この調査では高校生の2人に1人が高校中退を考えたことがあるという結果が出ました。中高校生の中退問題が社会問題化していたこともあって、この調査も大きく取り上げられたのです。

これらの調査はいずれも、調査技術においても、ベテランである非常勤スタッフの参加や、現場で努力している教師の協力を得て可能となったものばかりです。そしてまた、これらの調査はその時々における日本の教育改革の主要なテーマに沿う形で推進されたものであるわけです。

その他、最近では全国から生徒手帳を集めまして、校則の調査をやりました（1985年）。現行の教育体制のもとでも、もっと改善できるという提言を致しました。これも反響が大きかったと思います。それから、平和と反核意識の調査（1986年）では、これら若い人々がむしろ強いという結果も出ています。

市販本で60冊に及ぶ活発な出版活動で成果の還元

——そのような研究所の研究成果はどのように形で公表されているのでしょうか。

伊ヶ崎 『国民教育研究所年報』を毎年まとめ、年間の研究活動の経過報告を行なっており、この春には『民研30年のあゆみ』をまとめました。『民研教育時報』（1万部）を年4回発行し、さきのような調査結果の報告を行なったり、教育運動の展開に寄与すると思われる資料の掲載とその解説を行なっております。

各種出版社からの市販の単行本は60冊におよんでおりますので、年平均2冊ということになります。なお、市販で『季刊国民教育』を68号（ほか別冊6、臨時増刊号6）まで出してしまったが、1986年秋出版社の事情で休刊となっており、いま再刊を検討中です。

最近まとめたものには『教育基本法読本——制定40年と民主教育の進路——』、『高校入試制度の改革』、『教育課程読本』（以上、労働旬報社）がありますし、その少し前に『自由民権運動と教育』（草土文化）、『地域開発と教育の理論』（大明堂）をまとめました。

15年前に出版しました『近代日本教育小史』（草土文化）は20刷までいきましたので、現在、増補改訂版を準備しています。

国民的立場にたった“アカデミズム”を

——最後に、今後の研究活動、研究テーマ、これから抱負についてお話し下さい。

伊ヶ崎 やはり憲法・教育基本法、あるいは戦後教育改革の原点に立って教育問題を考えいかなければならないと思います。研究としては、現実の教育が提起しているアクチュアルな問題から入っていって、なおかつ“アカデミック”なものを追求していきたいと考えています。この場合の“アカデミック”という意味はいわゆる「象牙の塔」という意味でのアカデミックということではなく、国民の立場にたった“アカデミズム”，上原専禄先生の言葉だと“国民的アカデミズム”ということになりますが、そういう姿勢でやっていきたいと考えています。もっともこれは研究者なら誰もが求めるところですけれども。

とくにこれから問題となってくるのは、臨教審答申の具体化が進行するなかで、国民の立場に立った教育改革のあり方を提起していくような研究、改革提言をやっていく必要があるよう思います。上からの研修制度などが作られるなかで、自主的な教師の研究活動を基礎とした教育内容の分析・検討も重要となっています。また、私たちは平和・軍縮教育を特別に重視しています。

それに高校問題ですね。現代の日本の高校進学率を前提とするならば、15歳で人生を選択させるということ自体が問題ではなかろうかとも思えるわけで、少なくとも18歳選択という教育体制が必要になってきているといえるでしょうね。それから、研究所としても私個人としましても、大学問題を重視してきました。そういうわけで、教育体系からいえば、幼児から大学まで、生涯学習の問題にまで目を向けてやっていきたいと思います。

——本日は大変ありがとうございました。

●書評

鶴田廣己・藤岡純一著

『税制改革への視点』

中央経済社 2900円

昨年、全国民的な闘いで廃案にされた大型間接税導入等の税制改革案が再浮上しつつあり、政府税制調査会の中間答申や公聴会も行なわれ、税制改革論議も盛んになっているが、内容は財源確保の見地からものが多い。また民主勢力の中では増税の原因を軍事費に求めるものも多い。

そういう中で本書は独占資本の総合戦略にも目を当てながら、税制改革を情勢、税制改革論、租税論、その歴史、経費である歳出面、現行税制とその矛盾、等を全面的に考察・検討し、経済社会体制の現状という歴史的条件の中で真に国民のための税制改革はどうあるべきかを探求しようとするものである。このような見地は私たちが税務職員としての日々の仕事の中で狭い所ばかり見て、見失いがちな経済社会全体との関連を考えるという大きな視点の重要性を教えてくれるものといえよう。

本書の流れは、序章、第1章で税制改革の原則、税制改革論を概観して問題を提起し、所得税、法人税、国際租税問題、付加価値税、社会保障、地方税と主要項目ごとに考察し、最後に租税民主主義と脱税問題を検討して視点をまとめるように展開されている。

第1章では民主主義租税論の考え方として、①公平原則を基幹にすえ、②大法人の社会责任分担、③国民経済の安定的発展を提起し、序章ではこれを税制改革に適用・具体化して直接税中心主義など六つの原則にまとめている。そして全編をこの考え方で貫き、本書の内容を一貫して国民の側に立つものにしている。

各章では課税最低限、税率フラット化、キャピタルゲイン課税、狂

乱地価対策、クロヨン問題、法人税減税、タックスヘブン対策、大型間接税導入、高齢化社会対策、地方自治体の財政強化など税制に関する独占と国民との対決点を全面的にとりあげて経済企画庁・国税庁・農林省等の統計数字に依拠しながら批判を行ない説得力ある議論を開拓している。特に課税最低限引上げ、垂直的公平強化、法人の社会的責任追及、大型間接税の反国民性などは今後の税制改革論の展開や闘いの武器として大いに活用すべきものといえよう。

第3章の大蔵省と経団連の国際比較の論争は興味深いが、両者が財源確保のため野合して論争を中止し、基準が判然としないまま国際比較を論拠に企業減税を主張しているのはまったく国民を馬鹿にしたものとしかいよいがない。

第4章では、「多国籍化」の中で独占資本は各国租税制度やタックスヘブンの利用を資本蓄積戦略として展開し、法人税減税要求もここから出てくること、階級的観点ぬきには規制のための闘いはできないことを指摘している。

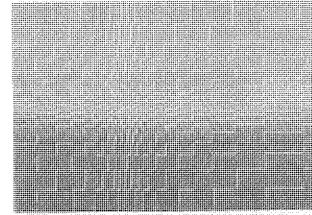
第6章では、「生活自助」の名による社会保障改悪が進み、独占資本の新たな利潤獲得の場となっているが、大企業課税強化等による社会保障改善、国民生活安定を基軸に、内需中心の資本蓄積に転換せよと主張して国民経済発展の方向を示唆している。

第8章では、アダム・スミスの租税原則が国民の側からのものであることを明らかにして民主主義租税論への展開の方向を示している。私たちは徴税強化の中で毎日重箱の隅をつつくような仕事をさせられているが、ここでもう一度アダム・スミスの4原則の主旨に

税制改革への視点

——税抜税並主義の発展において——

著者 鶴田廣己
著者 藤岡純一



中央経済社

立ち返ってみる必要があるのではなかろうか。

最後に、感じたことをいくつかまとめておきたい。①運動論の問題だが、民主主義租税論に基づく税制改革を現在の大型間接税粉砕の闘いの中へどう持ち込み、発展させるかの解明が急がれる。②税制が課税ベースを拡大しようとするときには、税務行政は新しい課税対象を大量に作り出し、ベース拡大を先取りして徴税を強化し、納税者・国民に大型間接税の導入で少しばらけになるのではないかとの期待をもたせて導入に道を開くなど、税務行政は税制の先導的役割を果たしていると思われる。③各省庁の統計数字は反論に有効ではあるが、その裏に数字に現われない種々の事実があること、修正申告書偽造事件など行政の歪みが色濃く反映していることを見ておく必要があるように思える。④三税一体など国のきびしい統制のなかで付加価値税の地方税としての再編は所得税の課税強化につながらないか。網の目のような國の統制の中で地方自治体の課税自主権確立は可能なのか。展望を示す必要があるように思う。⑤クロヨン問題では数字を上げて実効税率の比較を行ない、重要な指摘をしておられるが、クロヨン問題は、この他に税法上の取扱いの相違、脱税、妬み、調査制度など複雑なものが反映して出来たムード的なも

のと思われる。

以上、狭い実務にのみ没頭し、あまり勉強できていない私の些か

斜視的意見ですが、参考にしていただければ幸いです。

(今村元 所員 税務労働者)

●書評

J・オコンナー著、佐々木・青木 ほか訳

『経済危機とアメリカ社会』 御茶の水書房 2600円

この本は次の8章から成り立っている。

第1章 個人主義

第2章 歴史的危機、階級闘争
および現代資本主義の起源

第3章 現代危機の起源

第4章 貨幣資本・商品資本の循環と現代の経済闘争

第5章 生産資本循環

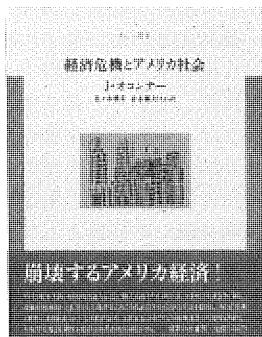
第6章 消費過程

第7章 経済的社会的再生産と資本主義国家

第8章 新個人主義、そしてそれを超えて

では本書において著者は何を主張しようとしているのかを、『訳者あとがき』は次のように要約している。「『現代国家の財政危機』の成果を前提にして経済及び社会への国家介入にそれ自体が資本主義的蓄積の条件を掘り崩し、蓄積過程に危機をもたらす過程に焦点を合わせている」。「とりわけ注目すべきは、これまでアメリカ資本主義発展の精神的土壌であった個人主義イデオロギー自身が、経済的社会的再生産条件の桎梏に転化し、アメリカ資本主義の衰退をもたらしたことを明らかにし、個人主義イデオロギーの超克こそ、現代の労働者階級に求められる課題であると分析している」(351~2ページ)。

だが、そのことを行論の中から読み取ることは容易なものではなく、読者の努力に期待する以外にない。ここではこの本のキー概念



をなす「個人主義」のイデオロギーが、著者によってあらかじめ定義され、展開されているかということについて「序文」からの要約を示すだけにしておく。

1 プライバシー・自治・自己啓発等の古典的自由主義の概念は、自己の労働に基づく生産力の所有にねぎしていた。それは小生産者の肉体や感性と不可分な「伝統的個性」を意味していた。

2 資本と賃労働の発展は、自立的小生産と結びつく農村共同体や同業組合を破壊し、個人主義イデオロギーの物質的・文化的・政治的条件をつくりだしたと同時にその担い手である小生産者の「伝統的個性」をも破壊した。

3 現代のアメリカでは、個人主義イデオロギーの担い手は抽象的労働として等質化された労働者とサラリアートである。彼らは自己の感性の上に労働力商品の所有者、職場での地位・職種の保有者、消費手段の所有者、抽象的な権利を付与された投票者、という「第二の性格」をあたえられることに

よって「個人化」されているが、それは「階級関係をおおいにくし、曖昧化するのに役立つだけでなく、一般大衆の分断と孤立化に積極的な役割をはたす」ような等質化である。

4 こうした個人主義イデオロギーとその実践の結果、「平均的消費バスケットが過大になり、その価値内容が高価になり、社会的消費バスケットも巨大になり」、「資本が直接的に生産的方法で、國家が間接的に生産的方法で使用することのできる大量の剩余価値の減価をもたらした」。「高利子率、インフレーション、財政危機傾向の増大、信用の連続的上昇そしてまた失業の増加、すなわち、資本蓄積が有効需要の条件よりは労働の直接的間接的搾取条件と資源の利用可能性によって抑制される危機が生じた」。「社会的支配・統合と経済システム的支配・統合の構造的ギャップはこのようにして資本主義的蓄積の多くの限界となつた」。

先日NHKのテレビで放映された『ゆきすぎた訴訟社会』では、ニューヨークでは街路の穴に足をつっこんだといって行政を訴える市民が年間12万人以上いると伝えている。またライフ・ネーダー氏が、過度の訴訟社会は浪費と非能率をまねくという批判にたいして、「企業の横暴を抑制するには消費者訴訟が依然として有効だ」と発言していた。「自由な社会」の中でますます大きな力をもつようになった企業や行政から「個人」の権利を守るために、「訴訟」という、個人的で、事後的で、社会的には非効率な方法で対抗せざるをえない。オコンナーの言うように、「個人主義はゆるされない贅沢」になっているのかも知れない。しかし、それは一面ではアメリカ的「個人主義文化」の健全性を示しているといえる。今、日本ではこうしたチェックシステムももたないままに「民間の活力」が暴走し続けているからである。

日本語版序文で著者はこの本を読むにあたっての日本とアメリカの距離を強調しているが、天皇イデオロギーを頂点とする集団主義をベースにしながら、「自立と自助」（個人主義）をそれに接ぎ木

するという、「水と油を結合するイデオロギー的な魔法」（328ページ）で危機管理がはかられている今日の日本で、やはり読まれるべき1冊の本である。

（横尾邦夫 国学院大学）

●書評

置塩信雄・伊藤誠著

『経済理論と現代資本主義』 岩波書店 2900円

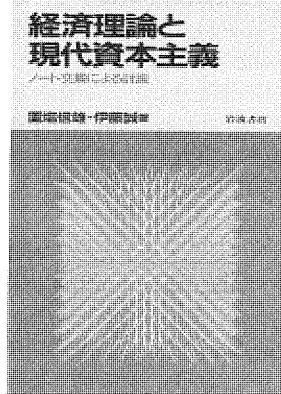
その副題が示すように、本書は置塩信雄・伊藤誠両氏の「ノート交換による討論」という体裁をとる。テーマは「経済学の課題」「賃金と物価」「投資の役割」「市場機構の作用」「恐慌・景気循環」「技術革新」「国家の性格」「国際的側面」「社会主義」の九つが設定されている。いずれも、原理的に重要で、現代の経済現象の分析、理解にも緊密な関係を持つテーマが選ばれているが、ここでは、本書のモチーフの一つといえる恐慌・景気循環論に関連した諸論点を取り上げてみる。

両氏が「恐慌の原理的必然性」をめぐって以下のように対立していることは周知である。伊藤氏は、宇野理論に依り、恐慌の原理的必然性の根拠を「労働力に対する資本蓄積の過剰」に求め、「失業率低下→賃金上昇→利潤率低下→利子率上昇→恐慌」の過程をその論証とする。対して、置塩氏はその原理的必然性を「資本蓄積過程での不均衡の累積性」におき、「その進行の逆転なしには資本制の再生産が不可能であるが故に、資本制のもとでは逆転が不可欠である」ことを必然性と考えている。そして、われわれは、本書を通じて、この対立に集約されてくる両氏の恐慌・景気循環論の展開の相違点を、両氏の討論とその総括を通じて、明解かつ体系的に把握していくことができる。

その大筋を紹介してみよう。まず、第Vテーマが「恐慌・景気循環」と設定された含意を確認しておこう。それは「従来の正統派的マルクス主義経済学の商品過剰論としての抽象的な消費制限説に対抗し、資本蓄積の動態とそのもとの剩余価値率の運動」論の展開をめざす、別言すれば「恐慌を一環とする景気循環の各局面の特質、経過、交替について」解明をすすめるようとする共通の課題把握の反映であろう（下線評者）。

この点での両氏の一致にもかかわらず、その展開は大きく異なるが、その相違を生む大きな理由の一つに、投資の「二面性」をめぐる把握の違いが挙げられている。置塩氏が「投資需要が必要増加率より大きい率で増加するときには、投資の需要側面は供給増加を上回って増加し、超過需要が加速され不均衡の累積過程が発生する」と考へるのに対し、伊藤氏は「投資が大量に行なわれるときには、ほんの一時的には超過需要状態が発生するかもしれないが、やがて供給が著しく増加して超過需要状態は解消に向かう」とされる。

そうして、この把握の違いが主要な根拠となって、以下の諸論点をめぐる相違を生む。景気の上昇局面について。置塩氏は、この局面の主要な特徴を「投資が必要増加率より大きい増加率で増加する結果、諸商品に対する超過需要が



加速される不均衡の累積過程」と考える。対して、伊藤氏は「労働力に対する需要が総労働力供給に近くなり失業率が著しく低下し賃金率の上昇が生じるまでは、諸商品の需要が全体としてはほぼ一致した均衡状態の継続過程」として、この局面をみるとこととなる。

次に、価格の調整作用をどう見るかの違いも、投資の「二面性」の「時間的構造」の把握の違いから生まれる。置塩氏が「諸商品についての需要と生産能力の不均衡には価格の調整作用は順調に働くかず、伸縮的価格のもとでも不均衡が累積する」と考へるのに対し、伊藤氏は、労働力を除く需要・生産能力の不均衡は、価格の調整作用で「通常、比較的容易に均衡化される」と把握することになる。

これに関わり、伊藤氏が労働力の生産は資本が左右できないため「景気循環による均衡化」によらねばならぬとして「失業率低下→賃金上昇→失業率上昇→賃金低下」のメカニズムを恐慌・景気循環論の中心に据えるのに対し、置塩氏は、失業率低下→貨幣賃金率の上昇は認めても「貨幣賃金率上昇→実質賃金率上昇→搾取率下落→雇用減少というプロセスは必ずしも生じない」と反論する。

最後に、景気循環を通じての価値法則の作用の仕方についても、投資をめぐる把握の相違が主要な根拠となって、置塩氏が景気の上昇・下向の「反対方向の不均衡を

通じて価値法則が貫徹する」と考えるのに対し、伊藤氏は「好況中期の局面では、諸商品の需要がたえず不一致をきたしては調整され、全体としてはほぼ均衡した状態を継続」し、したがって「この局面で価値法則が実現している」とする。

以上、見てきたように、本書は恐慌・景気循環のメカニズムを論ずる場合には欠かすことのできない諸論点を、互いの主張点を浮彫りにさせながら、体系的に展開さ

れており、これまでの議論の明解な総括ともなっている。

恐慌・景気循環論にかかる論点に限らず、その他のテーマのそれぞれについても、相互の主張とその相違点を明確に理解することができ、「現代の政治経済学をより有効なものにしてゆく」ための「学派をこえた活発な討論や共同研究」への貴重な試みとなっている。是非、一読をお薦めしたい。

(三輪憲次 日本福祉大学)

「冒頭商品=事実上の資本主義的商品説をさらに徹底的に論証する」とし、特に上の問題について方法論的検討を加えつつ、それが同時に『資本論』全体の研究ともなっている。その概略は以下のようである。第1。例えば、資本制の本質や概念を明らかにするには、次の二つの契機が必要である。一つは、そのものの発生過程を明らかにする発生史的展開である。他の一つはそのものの「即時的な内的分析」である。『資本論』にはこの二つの契機が内在している(22~39ページ参照)。

第2。『資本論』は、資本生産様式の発生・存在・発展・消滅の法則的プロセスを分析したものである。それぞれを『資本論』の構成との照応関係で見ると以下のようになる。資本主義の発生は本源的蓄積である。存在と発展は全三部である。死滅は、直接には、資本蓄積の歴史的傾向および利潤率低下法則の内的諸矛盾の展開、間接的には、物神性および全三部である。

第3。冒頭商品は、第一義的には資本制商品から論理的に抽象した資本主義的商品であり、前資本主義的商品ではありえない。したがって価値法則は資本主義の法則であり、価値の生産価格への転化は、「同一次元」(169ページ)で、同じ資本制の枠内で、競争および資本移動の媒介によって行なわれる。ゆえにまた剩余価値と平均利潤も「一定の法則的な内的関連にある」(197ページ)。

第4に、論理と歴史の関連について。『資本論』は第一義的には、資本制の法則を論理的に検出したものである。それを前提にして「場合」によっては、資本制下の範疇が資本制以前の歴史において存在したものとしてその「照応」を語りうる。

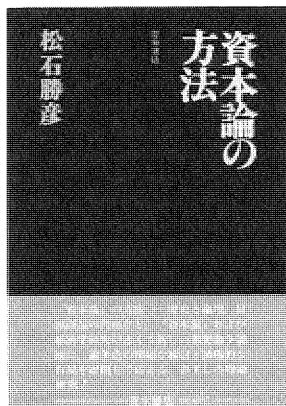
第5。宇野経済学は商品論の商品は、流通形態のみをとりあつかるべきとする。しかし、冒頭商品は「生産」および「流通」この両

●書評

松石勝彦著

『資本論の方法』

青木書店 3200円



資本制の全面开花はまだ実現せずこれから、当面の目標としてとらえるべき課題とされた、戦前日本資本主義の客観的位置、市民革命をもいまだ経ていないという日本資本主義の特質は、資本主義に向かう領域をも対象としているとする『資本論』研究、とりわけ冒頭商品論をして前資本主義的小商品生産者を対象とするとの研究視角を与えた。このようなものとしての『資本論』研究、それはすでに豊かな成果を蓄積している。

独立小商品生産者からなる一社会、それが『資本論』商品論に

擬せられた、商品論の対象とされる「社会」であり、一つのユートピアである。そこでは「一物一価」の法則により、やがて、優れた者は競争戦において他を制覇し資本家に、劣ったものは敗北し賃労働者になる。これが、商品論および転化論の対象であるとする。

たしかに、『資本論』は、資本制の生成(発生)、自立と発展、消滅を科学的法則として提示したものであり、資本制の内的法則、および資本制への移行の理論、資本制自身の移行論を内在している。しかし、そのことは、当然、例えば、『資本論』冒頭商品論それ自体が資本制以前の小商品生産を対象としているといった立論をただちに許容するものではない。むしろ素直に受け止めれば、『資本論』は資本制分析の書であるから、当然、商品論の対象は資本制下の商品であるとの判断が成立しうる。このように『資本論』冒頭商品論については、資本制商品とする説、小商品生産とする説等の間で、研究と論争がかきねられてきた。

* * *

本書は「はしがき」において、

者を内在しており、資本主義的生産関係の「一般的基礎、要素としての商品生産関係」(271ページ)を前提している。生産ぬき、生産関係ぬきで商品を論じることは出来ないであろう。

第6。冒頭商品の「生産者」は、資本家であり、小商品生産者ではない(307~308ページ参照)。

* * *

研究史に関しては、見田石介の『資本論の方法』は『資本論』の1~3篇は総合的方法、3篇以下は弁証法的方法とし、「二元化」しているとし、またヒルファディング、小泉信三、遊部久藏、河上肇など、多くの論者を検討の対象とし、同一分野についての研究史の到達点について、批判的確認の作業を行ない、そのようなオーソドックスな手法によって自説を展開している。エンゲルスの「第三部への補遺」のユニークで説得的な分析も注目される。

* * *

一般的にいえば、商品論については、例えば、冒頭商品が資本主義下のものであることが論証された後にはつづいて、資本主義の社会主義・共産主義への転化を促進する商品論レベルの諸契機についての言及も必要となる。商品の物神性そのもの、販売目的で生産されたにもかかわらず必ず販売される必然性はどこにもないという矛盾、人と人が競争関係におかれること、等々。これらについては、また著者の見解を知りたい気持はのこる。この点を別にすれば、総じて、本書は、第1に、『資本論』にたいする正確な読み、第2に、研究史の詳細な検討をおこなっており、その結果、「冒頭商品=資本主義的商品」という仮説にたいして、十分な論証となっている。さまざまな分野の人々によって検討されるべき好書である。

1) より詳しくは以下。第1は、冒頭商品が対象としたものは、単純商品とする。それは二つに分かれ、資本主義的商品から論

理的に抽象した、そのような意味での単純商品、および歴史的に資本主義以前に実在した商品、手工業者、小農民によってつくられた商品とする。第2は、資本主義の流通面にかぎっての商品とする。第3は、価格という共通性をもつ流通形態とする(中川弘「冒頭商品の性格規定をめぐる論争」種瀬編『資本論

体系』第2巻「商品・貨幣」有斐閣、1984年、参照)。

2) この点については、中川前掲論文および拙稿「資本制と価値規定」(『下関市立大学論集』第30巻第2号、1986年9月)、参照。

(梅垣邦胤 所員 下関市立大学)

●書評

西川 潤著

『世界経済入門』

岩波書店 480円

私たちは現在、大学で「現代経済研究会」というものを組織しています。まだ活動をはじめて一年ほどしかたっていません。この研究会は教養部生が中心に活動するので経済に関する細かい知識が不十分で、よく理解できない点が多いようです。しかし、昨年度を通じて食糧に関する問題や、アジア諸国の問題や、ヨーロッパの労働時間の問題、それに社会主義に関する問題など、さまざまな問題を取り上げてきたため、大きな視野で世界を見る目が養われてきたよう思います。

そこで5月の研究会では西川潤氏の『世界経済入門』(岩波新書)を取り上げました。これは新たな問題意識の高揚と今までの研究会の総まとめ、それに一般市民レベルでの世界経済参加のあり方の発見を目的としたものでした。

その場の議論では次のような意見が出されました。

「南の貧困の実態はどの程度なのか。もっと詳しいことを知る必要があるのではないか」とか、「世界経済の問題と一般市民の問題との関連性を解明する必要がある」とか、「先進国側が世界の未来に対してどういうビジョンを持つ



ているのか」など、新たな問題提起がされ、今後の研究会の進むべき方向が具体化されました。また、昨年度中に議論した問題がこの著書ではほぼ取り上げられているので、そのときの議論が再確認でき、世界経済のいかなる部分に位置づけられるのかが体系的に把握できたという点で総まとめができました。しかし、一般市民レベルでの世界経済参加はどうあるべきかという点(後に詳しく指摘する)は、今後の研究会で追求していく最大の課題として残されました。

では、以下、この研究会の意見

を参考に自分なりの意見や感想を述べてみたいと思います。

氏の指摘される通り、世界は今、大きな転機を迎えてます。アメリカの相対的地位の低下は言うまでもなく、南北問題の一層の深刻化は今後の世界経済の行く末に大きな影響を及ぼすことでしょう。全世界的な分業体制が進行し、経済格差が一層拡大することは必至です。氏はこれらの問題を是正するためには「新国際経済秩序の樹立が必要だ」と著書全体を通じて訴えます。細部についてもう少し具体的に例を挙げてみると、第2章「貿易の流れと経済摩擦」では、「南の交易不利是正のためには積極的構造調整も必要だが、増大した生産力を人間生活の充実に役立てることが必要だ」と述べ、第3章「多国籍企業と海外投資」では、「企業側はもっと地域社会と調和的であれ」と述べます。私は氏の意見に全面的に賛成でありますし、読者の多くもそう感じられると思います。

しかし、氏の意見にはいささか不十分と思われる側面があります。それは、新国際経済秩序樹立の必要性は述べているものの、その秩序樹立のための具体的な方法論をまったくと言ってよいほど展開していない点です。豊富な資料を駆使して現状を読者に紹介するに留まっています。問題解決と秩序樹立に向けての第一歩がなされていないのです。我々読者は知識を豊富に兼ね備えた専門家ではないので、現状把握の段階で足踏み状態になってしまいます。氏の意見は世界が直面している大問題が我々一般市民と直結した問題であるという認識への助けとなっていました。両者の間への橋渡しがこの著書には何もないのです。

さらに氏は第9章「南北問題と経済協力」において、途上国の資本逃避（Capital flight）を取り上げています。この点で先進国側の援助のあり方について盛んに論じています。しかし、ここで重要

なことは、南の社会構造の矛盾に目を向け、指摘することではないでしょうか。「開発途上国内部で地主制その他の制度的理由により…（中略）…飢餓が下層農民の農業労働者の間に蔓延する」（西川潤『人口』岩波ブックレット、33ページ）。氏は南の社会内部に存在する不平等な構造を知りつつ、その点を十分明らかにはしていません。『貧困』（西川潤、岩波ブックレット）でも格差の状況については十分明らかにしているのですが、その格差が改善されない社会構造、例えば政治的な面や法制的な面について触れていないのです。こうした面を明確化してから、貧困層に援助の手が届かない原因を追及しなくてはならないし、同時に貧困層にまで手の届く援助の方法を追求していくなくてはなりません。この段階を踏んだうえではじめて援助の論理を展開する必要があったと思います。そうすれば必然的に先進国側の援助のあり方が浮き彫りになったと思うのです。また、南の国々の地位向上に不可欠な援助について一步踏みこんだ論理を展開できたのではないでしょうか。

もう一点、この著書のなかで一般市民について記述されていません。先に若干触れておきましたが、これは社会科学を論じる上では絶対に不可欠な項目だと思います。社会における主人公は政府でもなければ国家でもありません。そこで暮らしを営んでいる一般市民なのです。世界的規模で重大な問題が生じています。氏の述べているような平和で公平な秩序の早期樹立が必要です。しかし、それは一般市民と直結した問題として扱われなくてはなりません。氏はこの重大な問題を一般市民の水準で展開していません。市民レベルで一体何が求められているのか。この世界的な問題に一般市民がどう対処していくべきなのか。こうした論理を展開することで、一般市民の世界に通じる脈絡を確保するこ

とができますし、そうすることが最も重要なことだと思うのです。

要するに、一般市民から政府・国家および世界のさまざまな国々へと通じるパイプラインをより明確化していくことにより、世界問題に対する意識の充実を図ることが必要だと思うのです。そのパイプラインを通してのフィードバック作用の繰り返しが秩序実現には欠かせないのでしょうか。そこではじめて、理論→運動→秩序という構図を描き出すことができますし、それが第一歩であると思うのです。しかし残念ながら氏は、この点に触れていないのです。

経済を学ぶ者として、現状分析や資料収集による現状把握は重要だと思います。しかし、そこに留まっていては駄目です。自分なりの理論を打ち立てて問題解決の方法を具体化し、それを社会運動に結びつける必要があるのです。より豊かな社会実現のために働きかける理論家であると同時に運動家であるべきだと思うのです。

細かな経済知識を徐々に身につけていくために、目下、西川潤氏の『経済発展の理論』（日本評論社）と杉本栄一氏の『近代経済学の解明』（岩波文庫）と格闘の真最中です。

（鈴木秋洋 静岡大学学生）

●特別モニター書評[2]

基礎経済科学研究所編

『講座・構造転換』

〈第3巻〉

衝撃を受けた学習権の視点

臨教審答申を中心とする教育政策の強行は日々学校を混乱させていく。その中で多くの教師が今日の教育状況を見通す力を失ってしまっているのではないだろうか。そこで今日の反動的な教育政策、例えば日の丸、君が世の強制などをたんに戦前の皇国史観の復活だとする見方がある。

しかし、表面上はそのような形態をとりながらも、本質的には現代の資本主義体制維持のための教育政策であることを見抜く力が今日教師には必要なのではないかと考えている。

そのような問題関心から第3巻「人間発達の民主主義」を読ませていただいた。したがって、全編の中で一番興味深く読んだのは第1章「現代民主主義の視点」と第2章「労働の変容と生涯学習権」であった。とりわけ生涯学習権という考えは、私にはまったくなかつたので大きな衝撃を受けた。

すでに生涯学習については、臨教審答申が提起して以来、話題になっているが、高校教育に関わる教師にとっては高校を卒業したあとの問題であって、高校教育には直接は関わりがないものと考えていたし、多くの教師はそのように考えている。

とくに、いわゆる「底辺校」といわれる高校の男子生徒はまったくといってよいほど高校卒業後の進路は閉ざされていて、就職しよ

うとしても、その就職先は販売などごく限られた職種であるし、大学への進学の道はかぎりなく狭い。卒業する前に今日のいわゆる「競争社会」の競争の戦列に参加できないのである。そのような生徒を飲み込むかのように様々な粉飾をこらして専修学校が待ち受けている。そこでは多種、多様な技能・技術教育が「用意」されている。

そのような生徒にとって、臨教審答申の「生涯を通じる学習の機会が用意されている『生涯学習社会』、個性的で多様な行き方が尊重される『働きつつ学ぶ社会』を建設することが重要である」(85年6月、答申・第1部第4節)という提起は実に耳ざわりの良い響きを持っている。しかし、多くの批判が指摘するように、その本質は財界が今後の高年齢化、高学歴化、若年層減少の中で労働力を確保し再編成するための生涯学習であろう。したがって、生涯学習権の思想を臨教審答申がいう「生涯教育」政策と、どのように対置しながらみていくかが重要であるし、そのためには教育行政が戦後一貫して行なってきた教育政策とも対置していくことが大切なではないだろうか。そのように見るとき、「人間的存在にとって根本的価値ともいえるもの、すなわち、諸個人の目的の定立と創造性をつうじて自分と他人の自己実現に必要な自主性・自立性・自己判断・共同

責任と共に奪われようとしているということである」(46頁)としているが、学校教育にあっても、このことは教育の根幹にかかわる重要な問題である。しかし、文部省は戦後まもなく生徒の自治権に歯止めをかけてきた。まさに戦後教育史は自治権を否定するための教育史といえるのではないだろうか。したがって、学校教育のなかで奪われてしまっている自主性・自立性・自己決断というものを、労働者の問題として、どのように考えていくかが大切であろう。

同じように、「資本が求めるかぎりの資格形成や専門能力の再訓練の枠を超えて、自らの発達要求の実現を権利として獲得すること（生涯学習権の確立）が、資本のヘゲモニーを超えて統治能力を形成していくうえでいっそ必要になってきているからである」(48頁)し、資本の求める労働能力を確保するために、「訓練機能と職業紹介機能をあわせもつ営利的教育産業・人材派遣業が、急速に成長してきている。公的・社会的な雇用情報ネットワークと能力開発システムが欠けているもとで、資本は資本自身が生みだした矛盾を営利活動の場として位置づけ直し、矛盾を営利的に解決し、必要な費用と時間の負担を労働者に転嫁しようとしている」(51頁)という指摘は今日の高校教育にあっても重要である。

高校卒業時の生徒の進路指導が資本に上手に生徒を売り込むテクニック化しているとき、改めてこのことを深く検討する責任が高校教育にあるであろう。

このように生涯教育権を学校教育とも総合して見ていくことによって、臨教審のいう生涯教育との違いも明らかになるし、同時に問題のより本質に迫れるのではないかと考えている。そのように考える契機として本書は重要な意味を持ってくれた。

(柿沼昌芳 高校教師)

近経の人間観の分析(大西論文)に共感
——「ポスト・モダン」に危険を感じる

『講座・構造転換』第4巻は「経済学の新展開と」題して、「第1～3巻における現代日本経済の構造転換分析によって提起されてくる理論的諸問題をそれ自体として取り扱う」ことを目的にしていると、「はしがき」において述べられている。

第4巻は、第1章・構造転換分析と経済理論（森岡孝二）、第2章・近代経済学の動向と「ポストモダーン」（大西広）、第3章・現代技術と人間労働の理論（小林正人）、第4章・生活様式の経済理論（角田修一）、第5章・現代資本主義と株式会社（佐々木秀太）、第6章・“環境危機”とエコロジー問題の経済理論（寺西俊一）、第7章・現代社会主義と経済システムの制御（中西一正）、という構成になっている。

私はこの中で特に第2章「近代経済学と『ポストモダン』」に強く関心を持った。それは、マルクス経済学の側から従来批判されてきた近代経済学の人間観が、近代経済学の内部でも批判され、それに代わる人間観を持った経済学が拡がりつつあるという現代の情況に呼応した分析が行なわれていると感じたからである。この第2章では、近代経済学が従来仮定してきた「合理的経済人の仮定」について、この仮定では「人間のさまざまな行動原理」について説明しえないこと、「技術主義的近代経済学」の「合理的経済人」の仮定は非常に幅の狭い人間観であることが、まず分析される。

次にこのような狭い人間観を越えた二つの潮流として、「ポストモダン」と「新自由主義」について取り上げて分析が加えられる。特に「ポストモダン」については、

「非合理主義」が政治の場における保守主義の理論的基礎になる危険性について言及されている。

私はこの章を読んでから経済学の教科書を取り出し、経済主体の行動についてどのような記述がされているのかを見た。そこには、家計の消費行動について「消費単位である家計は、消費から得られる満足ないし効用を期待して消費決意を行う。そこで家計の購入決意の問題は、支出可能な一定額の家計が、どのように貨幣を割り振るならば、最大の満足を達成できるであろうかという単純な設問からスタートする。これは消費から得られる満足が最大になるように家計は消費選択を行なうという消費行動を前提する」とされているのである（新聞・新飯用・根岸『近代経済学』有斐閣、1987年、74ページ）。

また、このような経済主体の行動は、「社会の成員の基本的な経済単位である消費者『家計』と生産者『企業』についてそれぞれに共通している基本的な動機」として仮定されているのである（宮沢『通論経済学』岩波書店、1982年、61ページ）。さらにこのような前提により、「家計は、消費者余剩が最大になるように各人の個別需要曲線を定め、それが社会的に……合計され……『市場需要曲線』が導かれる、『市場供給曲線』についても同様」とされている（同、62～63ページ）。

つまり近代経済学において、「合理的経済人」仮定はミクロ経済学の中でなくてはならない存在なのであり、この仮定がなければ、消費者均衡も起らないし、ひいては、市場の均衡も成立しえないのである。

このような仮定に基づく経済学がドラスティックな構造転換にさらされている現代の経済社会の分析にどれほど有効なのであろうか。近代経済学の内部においても、「それらがずっと前から用いられてきたものにもかかわらず、今なお経済学者によって経験的に立証されていない」理論構成概念であるとして批判されているのである（アイクナー編『なぜ経済学は科学ではないのか』日本経済評論社、1986年、308～309ページ）。

私は第2章の筆者が言われるよう、経済学の保守化の流れの中で、「合理的経済人」の仮定が否定され「技術主義的」経済学より幅広い人間観を持ってきてていること、また、「ポストモダン」が現代資本主義の擁護論として役立ち、「新国家主義」の推進にも役立っていることはまったく危険な経済学の動向であると感た。

「経済学第2の危機」とジョーン・ロビンソンが呼んでから10数年がたつが、その間に近代経済学は保守化し、政治の保守化と結びついて影響力をもってきた（それがレーガノミックスのように実践的に破綻しつつあるのだが）。そのような資本主義の発展とともに展開しつつある近代経済学へのマルクス経済学の側からの批判は、「安易な同調」ではなく「部分的な正しさは正当に評価しながら不斷に自己革新する」真摯な態度が必要であるとする筆者の言葉にまったく同感した。

(井沢嘉之 病院事務職員)

〈第4卷〉

通説的理解に対する積極的批判

このたび基礎経済科学研究所からモニターとして『講座・構造転換』第4巻「経済学の新展開」が送られてきた。

本巻は「現実の諸変化を説明する経済理論の創造」という意図のもとに、第1章・構造転換分析と経済理論（森岡孝二）、第2章・近代経済学の動向と「ポスト・モダン」（大西広）、第3章・現代技術と人間労働の理論（小林正人）、第4章・生活様式の経済理論（角田修一）、第5章・現代資本主義論と株式会社（佐々木秀太）、第6章・“環境危機”とエコロジー問題の経済理論（寺西俊一）、第7章・現代社会主義と経済システムの制御（中西一正）と、今日の諸問題を多方面にわたって検討されていく。

全体を読んで感じたことは、従来からの通説的理解に対する積極的批判と、いかなる現象に対してもその解決策は、その現象内部に存在する否定面の批判と共に、その肯定面の積極的止揚なしには、その方向づけを与えることはできないということである。

通説的理解に対する積極的批判では、従来から言われてきていた、経済学が研究するのは生産関係であって生産力は除くという見解に対し、「社会の経済的構造を生産諸力と生産諸関係との対立と統一として把握」しなければならないという見解（第1章）に、大きな関心を持つと共にその通りだと思った。

現実世界には、生産力なしの生産関係も、生産関係なしの生産力も存在しない。生産関係が変革されても生産力は保持されるのだから、経済的構造（土台）から生産力をはずすという見解もあるが、

それは現実世界の存在の問題と認識上の問題とを混同しているのだと思う。

このことはさらに、客観的世界の弁証法、認識過程の弁証法、論理、叙述の弁証法のそれぞれの異同について、あるいは現実的矛盾と論理的矛盾についての問題を考えた場合には、実践過程の弁証法との関係をも考えなければならぬことを意味していると思う。

マルクス経済学の研究対象に生産力を含むのは、科学的社会主义の学問体系が開かれた発展する学問体系である以上、その学問体系に発展する「項」を含まなければならぬのは当然だからだと思う。

「経済民主主義の担い手は生産者と生活者で」あるという指摘（第4章）からは、経済学が生産様式だけでなく生活様式をも視野に收め、さまざまな現実の諸問題に対し、国民の生活の立場から把握していくなければならないのではないかと痛感させられた。

国民の生活が10年前、20年前の生活状態であって良い訳がない。現在の日本が米日独占資本に支配されている社会であろうと、いろいろな商品は結局人民の労働によって作りだされた物であり、それらの商品を利用することはありえるし、またありえなければならない。マルクスは「諸商品の諸使用価値は、一つの独自な学科である商品学の材料を提供する」（『資本論』）と述べているが、マルクス経済学の立場から積極的に「商品学」の研究を進めていかなければならぬのではないかと思う。

「コンピュータ・ネットワークは、大規模なシステムの複雑な情報処理を可能にしたり、人々が互いに意識的に情報を交換したり、

膨大な情報の蓄積から必要な共同利用したり、しかもそれを世界的な規模でおこなうこと、要するに情報処理活動の自発性、共同性を高める条件を拡大した」という指摘（第3章）は、すべての人が「情報処理能力」を持つことが必要になっただけでなく、組織化の問題を新しい観点から見る必要性を教えてくれたように思う。

組織をたんに集団と見るのでなく人とのつながりと見るならば、社会を変革していくためには、「自分の領域の拡大」（第4章）が同時に人とのつながりを多方面に拡げていく条件を作りだすことになり、その条件が人々の「学習能力」の拡大、「民主主義的諸権利」の拡大とともに広範な社会システムの完成へと向かって行き、それらの変革の主体的条件なしには、高度に発達した資本主義社会日本では、社会変革が無理なのかも知れない。

その他、「近代の超克」を説く「ポスト・モダン」が悲観主義や非自律的人間觀を根源的な基礎に持っているという指摘（第2章）や、「株式会社（結合資本）も擬制資本も段階的範疇ではなく、資本一般の体系のなかに所定の位置づけをあたえられるべき資本範疇である」との見解（第5章）は、いろいろ考えさせられるところである。

(木宮正則 会社員)

読んで学んだこと2題

① 構造転換と民活論

古典派のアダム・スミスは『国富論』（1776年）で、個人が自由に行動することが、「神のみえざる手」によって経済全体の調和がはかられるとした。ケインズは、自由主義的経済がもともと不安定なものであり、政府の積極的な介入が必要であるとした（『雇用・利子及び貨幣の一般理論』1936年）。古典派の経済学は、供給それ自体が需要をつくり出すという「セーの法則」を理論の柱としている。これに対しケインズ経済学は、需要側によって総生産が決定されるという「有効需要の原理」を柱としている。

だが70年代の二度にわたる石油ショックはケインズ理論の有効性を失わせ、1944年以来世界の資本主義体制を築いてきたブレトン・ウッズ体制を破壊させた。60年代に進行した「資本の自由化」は80年代に入って「金融の自由化・国際化」となり、ケインズ理論にかわってマネタリズム（フリードマン等）、サプライサイド経済学（フェルドシュタイン等）が浮上してきた。「小さな政府」「民活論」もこの理論に支えられている。

JR東日本は1988年度から新昇格制度を導入した。この新制度は年1回の昇進試験により決めるもので、旧国鉄時代に行なわれてきた勤続年数などの昇進基準を一切考慮しないという。日本の経営の「三種の神器」（年功序列、終身雇用制、企業別組合）は、いま崩壊の時期を迎えている。

70年代のオイルショックは日本経済を低成長においやり、「減量経営」「財務体質の強化」のため企業の経営戦略の転換がはかられ、「終身雇用制」の見直しが行なわ

れ、パートが増加した。そればかりでなく、パートの増加＝婦人の有職化は「家事労働」の外部化を拡大し、公的サービスは「小さな政府論」で削減され、私の産業資本による「ソフト・サービス化」が強化された（本講座第2巻27ページ）。

本来「商品」でなかった「家事労働」が社会保障制度・公的サービスから、あらためて「商品」として資本の利潤対象の支配化に入ることは今日の構造転換の一つの特徴である。

② 人間の全面発達とコンピュータ社会

第4巻冒頭で「生産諸力と生産諸関係」が論じられ、経済学は生産諸力の運動を研究する」と明示された。これは「経済学の新展開」にあたって特徴的である。

今日のコンピュータ社会は人間の共同社会を管理する上で非常に有効な手段になっている。ところが、「最適なソフトウェアをつくるために人間がより高度な情報処理能力をもつことを必要としながら、それにふさわしい合理的な規制や諸条件の整備をコストとして最小にする」という経済原理のなかで進行しているため、人間諸個人の全面的発達ができず、神經の過度な一面的集中だけが行なわれている。

もし「自然と人間にかんする全般的な情報処理能力をひとりひとりが発展させることができるよう、時間や施設などの諸条件を自発的かつ共同で保障しあう」社会関係があれば、人間社会にとって高度で迅速な医療・教育がつくられる。そこでは高度な自治能力をもった共同社会がつくられる。

池上氏は『人間発達史観』（青

木書店、1986年）の最後で、「科学的な経済学」が「分業と私的所有のもとでの人間の疎外」の事実を、物質的富の生産と不可分一体である「知的生産物の領域」や「コミュニケーションの領域」にまで広範囲にわたって解明するとき「現代の経済学」は確実にその地平を切り拓くであろう、と述べている（208ページ）。

かつてアダム・スミスが解明した「見えざる手」は「ホモ・エコノミクス（経済人）」という人間観に立って、各人の思想や人間観などに違いはあっても、欲望の充足という意味ではどんな人の行動も同質で合理的であると考えられていた。だが大事なのは、この人生観や思想の違いではないのか。「欲望の充足」とは「物質的富」にとどまらず、いやそれ以上に質的に高度な「各人の自由な発達」こそが「現代経済学」の課題なのではなかろうか。

各人の自由な発達とは万人の自由な発達の条件とならなければならぬ。そしてそれは任意に処分できる時間＝実在的富にある。実在的富は重要な「現代的基本権」である。

自動制御装置をもつコンピュータ社会は、資本が剩余労働を剩余価値の形態で搾取する体制そのものの廃棄をせまる社会もある。

（山岸明 団体職員）

●投稿

石沢「法則」を支えるもの

中村 静治

はじめに

本誌55号に掲載された石沢篤郎「コンピュータの内的発展法則」は、『コンピュータ科学と社会科学』(1987年3月、大月書店)に対して、わたしがおこなった批判(『情報と技術の経済学』1987年11月、有斐閣、第1章——以下、本書からの引用ならびに参考を乞う場合は書名をあげず、③——〇〇ページとする)に対する全般的な反論である。しかし、石沢は技術の内的発達法則が提唱、検討されてきた経過について無知ないし著しい不勉強なまま異議を申立てているうえ、弁証法と歴史の基本の理解に欠けていたため、反論といっても全く見当ちがいのものになっている。それは、『コンピュータ科学と社会科学』にみられる混乱と誤謬のむしかえし、拡大生産物でしかない。わたしは、③で批判というにも値しない彼のいいがかりに対して十分に応答したうえ、石沢は技術の内的発達法則とともに語るに足る基礎的素養を欠落していると書いたくらいで、率直なところ、石沢がなんといおうと、もうかかわりたくないと思っていた。

ところへ、4月はじめ頃、拙著『生産様式の理論』(1985年11月、青木書店)をめぐる座談会をやりたい——昨秋末頃、内意が伝えられていたもの——が、日取りの都合はどうか、との電話連絡があった。

石沢論文掲載の前と後では、事情が変わっているのに、これはいったいどういうつもりなのだろうか。石沢論文は、右拙著の骨格の全面否定に通ずるものである。石沢説を拙論の有力(?)な対立物、あるいは内的法則については無視できない新説として掲載している以上、座談会ではこれに触れないわけにはゆかないだろう。となれば、この全く異質——わたしからみて贋物でしかない石沢説の組み立て、法則の抽出方法

に立入らないでますわけにはゆかない。連絡者(編集委員)は、なんてことないようなくちぶりであったが、それは唯物弁証法と唯物史観をいかに理解するかにかかるから、肝心の「生産様式」に話題がゆくまえに時間も紙幅も尽きてしまうのではないか。ならば、むしろ石沢論文への反批判(粉碎)が先に立った方がよいのではないか。こういうことで、もう石沢にはかかわりたくないと思っていたにもかかわらず、話のはずみで反論執筆を申入れる羽目になっていた。編集委員は、相談して連絡するということで、電話は切れた。受話器をおろした途端に後悔し、われと我が身が嫌になり、座談会を含めて一切お断りしようかとも思ったことである。しかしながら、気を取り直し、大事なやりかけの仕事を中断して、いつでも応答できるようにと準備に入った。その際、心掛けたのは、つぎのことである。

- (1) 石沢の術中——石沢説にも一理あると思いませる、悪くいっても水掛け論で引分けにする——には、決して陥らないよう、すべての論点に亘って徹底的に論破すること。
- (2) 技術の内的発達法則は、すでに歴史と生産実績のなかで証明され、検証されており、それだから『生産様式の理論』の骨格ともなっているので、石沢のそれとは出発点からして異っていることを読者に理解して貰うように全力を尽すこと。
- (3) この論文をもって、わたしたち(ここでは、石谷清幹と中村)の技術の内的発達法則についての決定版兼普及版とするために、可能な限り平易に書くこと。

このようにして、3章から成る「再説・技術の内的発達法則」と名付けた論文が出来上った。しかし、編集局からは何の音沙汰もない。でも、せっかくまとめたのだからと、右要旨を書き添えて送達したところ、折り返し、この分量は取

容量を越える、3回続行で分載した例はなく、今後もそのような方針をとるつもりはない。おまけしても約半分に縮小するよう、との添書とともに原稿は返送されてきた。

よって、残念だが、「再説・技術の内的発達法則」は別途発表の場を求めるにし、ここでは、かの石沢論文は「技術の内的発達法則と共に語るに足る基礎的素養を欠いている」ところにしか生じえない、いいがかりであることを3つ4つの材料から立証してみることにした。石沢は、またしても、彼の提起した問題には何も答えていないうそぶくかもしれない。しかし、世間知らずの講壇学者はいざ知らず、「働きつつ学ぶ」読者諸君ならば、これでもう石沢の口説に嵌められるようなことはないだろうと思っている。

I. 石沢説とのかかわり初め

読者の便宜のために、石沢とかかわることになった経緯からはじめよう。

石沢の観念的なコンピュータ、ソフトウェア論に、わたしがはじめて接したのは、渡辺竣「オフィス労働過程と情報」（『立命館経営学』21巻6号、1983年3月、『現代銀行企業労働と管理』1984年、千倉書房、収録）が、坂本賢三、沖浦和光らの情報論と芝田進午の科学労働論に対するわたしの批判（『技術論入門』1977年、有斐閣、以下①—〇〇ページとする）に反対するための補強材料として、石沢の見解（唯物論研究協会第5回研究大会における発表要旨、1982年10月）を引いてみせたときである。石沢は、そこでつぎのように書いていた。

「コンピュータの技術的特質——汎用性、多様性、抽象性、組織性、論理性、強力さ——の本質と、生産および社会におけるその意義をどのように理解するかという問題がある。たとえばソフトウェアの位置づけと関連して労働手段概念の再検討も必要である。これと関連して、知識やメッセージやデータやプログラムなど、社会的性格が質的に異なるものを情報という名のもとに等質化させ概括することにかかわる問題がある。情報の概念分析は、コンピュータ化を中心とする現代社会の分析に不可欠である」

（6ページ、下線は中村）

渡辺竣は、上を「人間は他の動物界から離れたときから、つまり労働をおこなうようになったときからエネルギーや情報を労働対象としてもっていたとか、筋骨系、脈管系というマルクスの区分は原始時代の未分化なモデルで、現代に通用しないというような説は誤りである」とした拙論（①36～40、87～89ページ。③69～104ページ参照）に反対する恰好の材料として頂いて、つぎのように論じていた。

「人間の精神・神経機能を延長し、情報の記録・記憶・計算を瞬間的に行うコンピュータという労働手段を、筋骨系統や脈管系統の労働手段からの派生的なものとして、新しい労働手段の1つとして、固有の特徴づけをすることは、今日の社会における新しい現象の具体的・全面的な解明の武器を提供しようとする知的営みであろう。今、必要なことは、古典の諸規定のみでは把握しえないような新しい諸現象が登場したら、現実の諸現象に対して目を閉じることではなくて、それを説明しうるように、古典の諸規定を創造的に発展させることである。新しい諸現象を解明しようとする知的営みに対して、『修正』のラベルを『安直』にはりつけることは、マルクスの理論を『安直』にゆがめてはいけないのと同様であろう。」（渡辺、43ページ、下線は中村）

渡辺の頭はすでに坂本賢三、沖浦和光、芝田進午らの謬説に攪乱させられていたところへ、新たに石沢説が加わったことによって混迷の度を深めており、上は甚だ論理のとおらないものになっている。よってこれを解きほぐせば、

- (1) コンピュータは技術＝労働手段体系の発達——分化・結合・体系化——系譜では、直接的労働手段の（作業機構における）質的に新しい制御方式の実現として位置づけられる性格のものである。
- (2) そうすることによって、既存機械との質的差異が明らかになる、
というわたしの主張が理解できなかったため、
 - (a) コンピュータは筋骨系統や脈管系統から分化した（渡辺では、 “派生的なもの”）新しい労働手段として位置づけるべきである。

(b) コンピュータは古典（『資本論』）の労働手段、または道具と区別された機械の規定では把握できない——はみ出すものだから、古典の諸規定（労働手段、労働対象、機械等）を「創造的に発展させる」、つまり規定し直すべきである、

と主張しているのである。渡辺は、これでもって、

(1) 筋骨系、脈管系という生産用具の基本的形態、二大種別はそのまま現代に生きている、全く正しい。それあるがゆえに現代の高度複雑化した労働手段体系の分析もできるという拙論

(c) 資本主義的生産様式のもとではじまった「情報」を労働対象とする技術（学）的労働、科学労働、さらには商業、銀行労働などと太古いらいの物質的生産労働との混同を戒めた拙論（①87～89ページ、③93～104ページ、参照）、

が批判できた、葬り去れると考えたのである。

その見当ちがいの甚だしいこと——『資本論』の論理、分析方法、内容ともども皆目理解されていない——は論を俟たないものである。（③第2章参照）。このように基礎的素養を欠いていて、マルクス主義の名においてコンピュータを論じてもらったのではたまたまではないし、それでもオオンライン・システム下の銀行労働を分析できようはずもないにもかかわらず、経営学界の指導的地位にある有名学者から将来を嘱望されている中堅研究者に至るまで渡辺の著作をほめそやし、なかには拙論を批判超克しているところがよいといった評価も現われる有様であった。

そこで、わたしは渡辺への反論、というよりは評者たちへの糾問論文「情報化とオフィス労働」（③の第2章として収録）において、石沢説のあやまりのゆえんを注記（③128ページ、注(11)）したのである。これが、わたしの石沢説とのかかわりはじめである。

石沢はその後も、「情報論に関するスケッチ」（『唯物論研究』第9号、1983年9月）、情報ネットワークと現代資本主義」（『経済科学通信』44号、1984年12月）、「ソフトウェアをどう考える」（『日本の科学者』1985年5月）等

において、ソフトウェアは「まさに機械そのもの」、「労働手段」であり、「固定資本」とかいって、その謬論をくりかえしているにもかかわらず、これに有効な歯止めをかける論者が出てこない。で、私は『生産様式の理論』（以下②とする）で、コンピュータ制御のオートメーション体系の歴史的位置づけをおこなったところで石沢説の誤りのゆえんをもう一度かいつまんで述べたのである。（②200ページ、注(2))。

しかし、このときすでに石沢は『コンピューター革命と現代社会』（全3巻、1985年～86年、大月書店）の編者として立ち現れ、「コンピュータ革命」とは「社会化されたコンピュータ・パワーをてこに、たんなる技術革命を越えた総合的内容をもって展開する歴史的変化である」とか「コンピュータ・パワーを国民的に制御することが社会進歩をうながす」、「コンピュータ・システムはより直接的に資本の意思を、ソフトウェアのなかに反映している」などと美麗空疎、非科学的言辞を弄して「論議を混迷に導いて」いた（同上3巻の“はしがき”，54ページ）。えらいことになってきたものだと寒心している間もなく、コンピュータないしソフトウェアの矛盾は「メカニズムと表現」であるとかいって拙論批判に及ぶ『コンピュータ科学と社会科学』が書店の棚に並んでいた。

そこで、わたしは新著の第1章（技術の内的発展法則）では、注記ではなく本文に取り上げ、1節を割いて「石沢篤郎の『コンピュータ科学と社会科学』は、マルクスの労働手段規定を修正しなければならないという、彼の途方もないソフトウェア論に待ったをかけた拙論に対する反発をバネに書かれたのではないかとさえ思われるものである」（③52ページ）として、改めてその混乱・混迷ぶりを解明したのである。石沢は、こんどの反論で右のくだりを引用したうえ、中村「氏一流の脚色をのぞけば、そのとおりである」（77ページ右）と認め、つぎのように書いている。

「中村氏の論評は、筆者がまさしく予期していたとおりのものであった。それは首尾一貫したものであり、筆者がこれまで中村理論として理解していた内容と少しもちがわず、本質的には従来の議論に何も付け加えていない。いいか

えれば筆者の提起に本質的には何も答えていないわけである……」（77ページ右）。

わたしの論評が首尾一貫したものであれば、石沢説の誤りは明か、ということでなければならないだろう。ところが、首尾一貫したわたしの論評は彼の提起（した問題）には何も答えていないというのである。これはいったいどういうことか。石沢の書いたものは、このように普通の人には通じ難い文章、文句に満ちているので戸惑ってしまう。かかる曖昧な情報をコンピュータに送るなら、オシャカの山が出来ること必定である。

II. 二重、三重の錯誤

さて、石沢とわたしの対立は、『資本論』の労働手段規定を、ソフトウェアのために修正しなければならぬのか否かというところから出発しているのだが、石沢はこんどの論文の最終脚注（実質的には結語）では

「（中村）氏によれば筆者のソフトウェア論は『マルクスの労働手段概念は修正しなければならない』というものだそうであるが、筆者がそんなことを書くはずはない。思い当るのは筆者が別名で書いたある研究会のレジュメの中で『ソフトウェアの位置づけと関連して労働手段概念の再検討も必要である』としたことである。労働手段の内的発展にともない、その概念を発展するのは当然である。氏は自説をマルクス説と同一視しているので、そうした脚色を不自然に思わないであろう。」（78ページの注19、下線は中村）

と書いている。本文の初めでは、そのとおりのように追認しながら、結論的注記ではまるでわたしが彼の書きもしなかったことを脚色し、勝手に意味（趣旨）を変えているかのように書いている。しかし、わたしが傍線を引いた部分をみて頂ければ、「書くはずはない」ことが書かれているのは誰の眼にも明かであろう。これは、ソフトがハードと別々に製作され、流通している事態を根拠として『資本論』の労働手段規定を修正すべきとしていると受けとらないわけにはゆかないものである。渡辺竣も、石沢説をそのように理解して拙論攻撃の材料に使ったので

ある。渡辺に限らず、わたしの友人たちも石沢の『要再検討』論は、マルクスの労働手段規定ではソフトウェアは把えられないから修正すべしと主張したものと受けとって、渡辺とは反対にとんでもないことだといっている。だから、もし本当にそのようなことを考えていないのであれば、せめてこんどの論文で、誰にもわかるようにソフト機械そのもの論、ソフト労働手段説をはっきり取消し、撤回しておけばよいのである。ところが、大方読者の知られるとおり、そうはしていない。それどころか、ここでも、「労働手段の内的発展にともない、その概念を発展するのは当然である」と力説しており、本文の結論はつぎのようになっている。

「ソフトウェアはモーターや旋盤などさまざまな機械と同様に労働手段を構成する。」（85ページ右、下線は中村）

機械は一定の発展段階にある独特の機構をもった労働手段である。したがって、機械が労働手段を構成するというようなことはないだろう。モーター、旋盤は、それぞれが労働手段である。旋盤は複合道具である足踏み旋盤、その巨大再生としてのモーゼレのスライド・レスト付旋盤すなわち機械旋盤、そして現在はNC旋盤に発展している。NC旋盤はもちろん機械旋盤も電気の時代になってからはモーター駆動、そしていまでは小型モーターが各部に取りつけられるようになっているが、だからといって「モーターや旋盤が労働手段を構成する」などという表現をする工場労働者、技術者はいないだろう。NC旋盤の場合、いうところのソフトウェアは磁気テープ、集積回路等に移し植えられて制御機構=NC装置となっているからNC旋盤と呼ばれているのである。この場合、NC装置は、当のNC旋盤を動かすモーターが結合されているのとは本質を異にしている。NC装置付旋盤の出現は、往復滑台付旋盤のそれに対比されるべきものである。ソフトウェアがさまざまな機械と同じように労働手段を構成するというのは、ソフト労働手段説の現場知識のほどを示す以外のものではない。石沢の「新説」がどんなにあやしげな基礎のうえに出来上っているかの、これは見本である。

まったくもって、いい加減にして貰いたいの

だが、石沢は本当のところ、わたしたちが展開してきた「技術の内的法則論」にあやかるべく追隨しながら、内容が理解できないため、「おのずから独自の法則的な側面が生ずる」などと根拠にならない「法則性の根拠を述べ」、「技術諸分野固有の内的矛盾、内的発展法則」はあるが、「技術発展全体を貫く内的法則性を認めることができない」（81ページ左）という。これは、技術（史）の発展段階区分の基準はない、認められないということにつながるのだが、彼にはこと柄の重大性はわからない。ここから「書くはずのない」ことがくりかえし書かれることになる。すなわち、石沢のいう「コンピュータ革命」、わたしたちの技術＝労働手段体系の質的飛躍をもって「労働手段の内的発展」とかい、「内的発展」がみられる、「コンピュータ革命」がみられるから「労働手段の概念は発展する」のは当たり前だとつづくのである。人は、当然、マルクスの労働手段規定も“創造的に”発達させる、修正しなければならぬという意味に受けとる。ところが、石沢では、機械とオートメは質的に区別すべきである、両者は発展段階を異にする技術であるとわたしたちがいっていることと同じことをいっているつもりなのだ。

わからない人がわかったような顔をしてものを書くと、こういうややこしいことになるので、要するに彼は階層構造をもつ事物の部分と全体の関係が伝えられないのである。そこで、全技術史を貫く労働手段体系＝技術の飛躍に際会すると「労働手段の内的発展」など、知ったかぶりのラチもない表現で、「書くはずのない」ことをもう一度書き、技術の飛躍的発展——単一道具から複合道具へのまた道具から機械への発展——と技術の内的発展法則（といっても石沢には部分系のそれしか「見え」ないのだが）とをとりちがえるか、同一視するという二重、三重の錯誤を犯しているのである。こうして人はまどわされるが、当然のことながら石沢にはその自覚がない。こうして、「書くはずがない」、「当然」となってくる。

石沢は、このような基礎的素養の欠落、錯誤のうえに立って、すでに歴史と生産実践のなかで証明され、検証されているわたしたちの「動力と制御の理論」を否定、否認しつつ、つぎか

らつぎへと「新説」を、ラチもない表現で打ち出し、「論議を混迷に導いている」のである。

III. 労働手段規定は「歴史貫通的」であること

技術はすぐれて社会的な現象で、その発達は労働の生産性増大という社会の要求に因っているのはもちろんであるが、しかしそれは技術の内的要因を経由しておこなわれる。いいかえれば、技術の発達は社会によって推進されながら、技術そのものの内容の本性に因っている。その本性すなわち労働における動力と制御の矛盾を源泉とする量的、質的発展、分化、結合、体系化、集積・累積の法則性のことを、わたしたちは技術の内的発展法則と呼んでいるのである。

ところが石沢にはそれが全然といってよいほど理解できないために、プログラム言語の開発にともなって、さまざまなソフトウェアが製作、販売されていることが労働手段の「内的発展」でこれにともなって労働手段の概念も発展する、概念規定が変わるとか変えてゆく必要があると主張されてゆくのである。

いま、石沢が本当にいいたいのは「コンピュータ革命」にともなう機械体系、装置体系の制御方式の質的变化、飛躍のことであるとしても、それにともなって労働手段の概念が発展するようなことはあってはならないものである。石沢の文章では、労働手段は「内的発展」にともないひとりでに変ってゆくように読まれるが、それでは発展自体が伝えられなくなってしまふ。

石沢は、「コンピュータ科学の基礎理論は高度に抽象的なものである」（84ページ右）とかなんとかいいながら、抽象、概念構成とはどういうことなのか、社会科学における分析はどうやっておこなうのかもわかっていないようだ。これでは、「コンピュータ技術や通信技術の社会的歴史的分析」（77ページ左）などできるものではない。

マルクスは、「簡単な道具、これら道具の集積、複合された道具、これらの複合道具のただ一個の手動原動力による、つまり人間による運動、これら諸道具の自然力による運動、機械、

ただ一個の原動力をもつ機械体系、原動力として自動装置をもつ機械体系——以上が機械の進歩してきた道行である」（『哲学の貧困』全集4巻158ページ）と述べている。これらすべてが、マルクスのいう労働手段なので、彼の規定——労働者によって彼と労働対象とのあいだに入れられて、この対象への彼の働きかけの導体としての彼のために役立つ物またはいろいろな物、または物の複合体——からはみ出るものはなにもないのである。道具から機械への飛躍（質的変化）も、コンピュータ制御のオートメーション体系への飛躍の場合にも、この概念を「発展する」、加筆訂正する必要はさらさらない。石沢がその重要性を強調するソフトウェアも、それが本体とは別々につくられ流用しても、生産の現場、工場や発電所では磁気テープ、集積回路に組みこまれ、作業機、動力機の制御機構となっている。このようにしてコンピュータ制御のオートメーション体系やロボット等は（「物の複合体」として）『資本論』の労働手段規定にきちんと収まるのである。

IV. 「コンピュータの内的発展法則」生成の素地

石沢は、マルクスの労働手段概念規定は修正（彼の言葉では「発展する」）しなければならないというようなことを書くはずはないという。その舌先で二重、三重の誤りを露出したうえ、ソフトを機械そのものとは認めないところに「中村理論の限界」がある、それではコンピュータ技術史は書けないと“逆襲”している。すなわち、こうである。

「筆者の課題は生産と社会における技術の発展を正しく見通すことが軸になっている。そこで筆者は適用説から出発したのであるが、それは体系説が技術開発の内在的理論を欠いているように思われたからである。だが事態の推移の中で筆者の予測は大局的にはマトはずれだという反省を迫られることになった。……そこで筆者は自己の分析の欠陥を検討し、あらためて体系説とりわけ中村理論に注目した。コンピュータや技術の自動制御技術を副次的にしか見ない適用説に対して、中村氏は早くからオートメー

ションの歴史的意義を強調していたからである。それから筆者は中村理論から多くを学ぶと共に、社会科学の原典もあらためて学習した。その中から筆者は適用説の歴史観の一面性を認識するに至ったが、一方中村理論にも依然として首肯できないものが残されていた。その中村理論の限界を端的に示す結節点がまさにソフトウェア論なのである。」（77ページ）

これはいってみれば、わたしが彼の売り出し商品・ソフト機械そのもの論に歯止めをかけなかったなら、「中村理論の限界」に気付かなかつた、あるいはかようなところで限界を露呈するとは思ってもいなかつた、ということであろう。しかしそれは裏を返せば、売名商品の本性、偽物性を見抜けるところに「中村理論」の確かさが実証されているということでもある。ともあれ、石沢は中村のソフト把握では、ソフトウェア発達史は書けないとつづける。

「中村氏はしばしば動力技術史をとりあげるが、ソフトウェアについては、“制御手順を記号化したもの”という一面的なとらえ方に終始する中村説では、ソフトウェア発達史は書けないであろうと筆者は考える。ソフトウェアをぬきにコンピュータは語れないから、コンピュータ技術史も書けないことになる。」（77ページ右）

それにしても、話はさかさまではなかろうか。電算機はこんにちいわれているハード、ソフトの区別のない一体のものとして創り出されたのである。それが、エレクトロニクス技術の発達によって微細加工による高集積化がすすみDRAMの開発に対応してマイクロプロセッサー、ロジック設計にも新境地が拓かれ、ミニコン、パソコンが量産され、生活手段からゲーム機にまでコンピュータが組みこまれるようになって、蓄音器とレコード（音盤）、映写機と映画フィルムなどと同じようにソフトが別個に生産、販売されるに至ったのである。このように、マイクロエレクトロニクスの発達による電算機の小型化、用途別特化がおこなわれるようになってソフトウェアの製作部門が分化したのであるから、ソフトの歴史はコンピュータ史の一環として位置づけられて然るべきものである。これまでわが国で著わされたコンピュータ史のなかで、

もっとも信頼に値するすぐれた著作の1つ小田徹著、小林功武監修『コンピュータ史』（1983年、オーム社）は、そのように構成されている。わたしのみたところ、石沢の逆立ちは、わたしたちが太古いらいの物的財貨の生産技術の発達を論じているところへ、コンピュータ一般、すなわちデパート・銀行・保険などの流通・交換部門、また大学の計算センター、図書館、さらにはパソコンやゲーム機に使われているコンピュータを、しかもハードとソフトを切り離してもちこんでいるところに起因している。長久理嗣が、石沢のソフト独歩論に対して、それはコンピュータと一体として生産技術のなかに位置づけて論すべきだとしたきわめて正当なアドバイスを、まことに奇妙奇天烈な論理——世間でいう屁理屈——ではねつけているが（③57～60ページ参照），技術史では電算機は直接的労働手段の作業機構の発展、質的飛躍の一環として位置づけられるべきもので、元来作業機構を内包している作業機、動力機——あとでみると、これも作業機の一種である——と同じレベルで論じられてよいものではない。階層がちがうのである。そのことは、高射砲の弾道計算、兵器体系の部分として開発・実用化の第一歩を印した電算機の歴史にも示されている。電算機それ自体は生産用具——作業機や動力機ではないのである。しかし作業機、動力機（の機構）はコンピュータに制御されることによってマルクスの規定した機械の段階を越え、新しい質を獲得する。機械は道具（工具）が人間の手を離れ、機械の一部となって再生したものである。その機械の操作が人間の頭脳から部分的に解放され、機構の一部に組みこまれた電子装置によってなされるようになったのである。コンピュータを内臓したオートメーション体系は、人間の頭脳活動の一部、すなわち手順の決定、記憶、計算、判断そして監視等の制御労働——注意力として現われる合目的な意思——を代行する。ひとたびセットされたオートメーション体系の傍らに、もはや人間はつきそう必要はなくなる。そこで、わたしたちは機械はオートメへと飛躍した、コンピュータ制御機構を内臓したオートメーション体系は、それ以前の機械体系とは質を異にする技術の飛躍的発展であると把え、つ

ぎの新しいより高度な生産諸関係＝社会主義・共産主義の物質的存在条件の形成、物質的生産労働と精神的労働の分裂の揚棄、その可能性を内に秘めた技術の誕生であると、その歴史的位置づけをおこなっているのである。

このような把握は、基本的にはマルクスの労働論——労働の矛盾した部分＝動力と制御への分裂、腕と脚の活動、手と頭の活動の分離——および機械論——道具と機械の区別法——に学んだものである。その後、動力用具について「単位出力と方式」、ボイラーについては「単位蒸発量と水循環方式」の矛盾を根本矛盾と把え、その発達史がそれぞれ一個同一の矛盾の激化と新方式による解決として説明できることを示し、これら技術の各部分が集合して構成される技術全体は「動力と制御」を根本矛盾としていること、労働における動力と制御にその源泉があることを明らかにした石谷清幹の業績は、彼が当初目的としたものは何であれ、マルクスがおこなうべくして果さなかったいわばマルクスの仕残した仕事を仕上げ、定式化したものであることを了解するに至って、わたしはその骨格を自分のものとして消化、洗練すべく努めてきたのである。

これに対して石沢は、途方もないソフト機械そのもの論をくりかえすだけでなく、わたしがその不当を述べたということから、「中村理論」の問題点、「限界」は動力と制御論にある。ここを突けば助かるだけでなく、内的発展法則説に新紀元を画そう、一方の旗頭になれるかもと考えて、中村は技術の発展の「動因を歴史を拾象した労働過程一般のなかに求めている」「独自の自律性をもつものとしての技術発達法則としてもこのようなことが一般的にいえるのか」「動力機関の発達ならば、動力と制御といった要因によって分析できるかもしれないが、制御技術としてのコンピュータの相対的に独自な発展法則がそれによってとらえられるだろうか」

（『コンピュータ科学と社会科学』、225、226ページ）、「コンピュータ・システムの（相対的な自立的な）発展を支配する要因をあえて探せば、それは動力と制御ではなくて、メカニズムと表現ということになろう」（同上、227ページ）などと主張、こんどはそれを「コンピュ

タの内的発達法則」として蒸し返しているのである。

石沢にかかる奇妙な想念をもたらしている原因、素地はさまざま考えられるが、思い浮ぶままにあげてみれば、およそつぎのようになる。

(1) 技術論の戦後の発展、とくに内的発達法則が提唱、検討されてきた経過に対する無知あるいは勉強不足。

(2) 技術の内的発達法則は技術を労働手段の体系と把えたことによって抽出されたもので、自然の法則性の意識的適用と規定し、技術の発達を技術学上の原理の転換に求める武谷—星野説からは導き出すことはできないことを知らず、考えてみようともせず、両説の無定見なドッキングを企てたこと。すなわち技術概念についての研究不足。

(3) 労働の内的矛盾と個々の労働手段の機能分化が区別できること。いいかえれば技術の総体と部分、幹根と枝葉の区別ができず、したがって幹根の変化のなかにつらぬかれている根本矛盾と部分系の変化に現われる諸矛盾とが混同されていること。すなわち弁証法についての無学。

(4) 動力機関は動力生産の用具、装置や作業機であって、それは容器・装置（脈管系）と道具・機械（筋骨系）の結合体であることを知らないこと。すなわち労働手段分析の欠如。

(5) 「制御技術」は作業用具の作業機構そのものであることを知らないこと。すなわち機械学、機構学についての無知。

(6) わたしが「早くからオートメーションの歴史的意義を強調」してきたのは、『技術革新と現代』（1959年、三一書房）にもみられるように、社会構成体の移行、それを決定づける生産様式を変える技術をいかに把えるかに腐心していたことに因る。もっと端的には日本を含む先進資本主義国の革命の問題、また10月革命後のロシア社会、過渡期社会である労働者国家の世界的位置づけ、要するに現代世界をトータルに変えたいがためなので、ソウトウェア発達史やコンピュータ発達史を書こうがためのものではないことが理解されていないこと。

すなわち見当はずれの「中村理論」学習。これでは「技術の社会的歴史的分析」（77ページ左）などできようはずはない——但し、マルクス主義に反対し、それへの批判をこめてやるというなら話は別だ——ので、つぎにみるわたしへのいいがかり、反問も、以上の諸要素のまじり合い、相互増幅、共鳴に因るものである。

V. 虚構の上にうそぶく石沢

拙著（③）第1章2節の見出しへ、石沢のいふように、「石谷の業績に言及もしないで否定する石沢は科学的手続を無視している」（78ページ左）がゆえに「科学を否定する石沢……」としたのではない。科学的手続を無視して批判するのは、たんなる誹謗であって学問以前なのはいうまでもないが、なお石沢の文章は、わたしの言っていることを正確に伝えるものではない。拙著の36ページのはじめに書いてあるとおり、動力と制御の理論は、石谷の新型ボイラーの開発、動力史研究によって、30年前に証明、検証されている、「このように、すでに歴史と生産実践のなかで証明され、検証された理論的な概念が科学である」から、いま頃、石谷の業績に直接就きもしないで、「動力機関・固有のもの」といったお粗末な誤解に基いてこれを否認するのは、科学を否定するものである、としたのである。石沢は、わたしが書いたとおりには伝えず、「脚色」をほどこしているのである。

それはそれとして、このさい問題なのは、石沢が石谷の業績に対してではなく、わたしが書いたものを批判対象にしたのは、「たとえ石谷氏から学んだものであるにせよ、それを普遍化し唯物史観の基本カテゴリに持ち上げ、中村理論の支柱のひとつとしたのは氏自身である」（79ページ左）からだと書いている点である。石沢がそのように了解しているのであれば、「中村理論の限界」を端的に示しているのはソフトウェア論であるよりは、「動力と制御理論」あるいは「内的発達法則」の把え方ということでなければならない。また、石谷理論にたいするわたしの理解、唯物弁証法の根本法則、基礎的諸概念の用法すべてを「パラドックス」、認められない、無理があるとほぼ全面的に否定、

否認してみせているのだから、そのような「中村理論」から多くを学んだというのも、おかしなものではあるまいか。

付け加えれば、内的矛盾、根本矛盾、質量、否定の否定などは唯物弁証法の基礎概念である。唯物史觀と弁証法的唯物論は密接不離の関係にあるが、弁証法——ヘーゲルのそれのあるべき姿におきなおして——を駆使して歴史と現実の腑別けをおこなってなったのが唯物史觀である。

石谷はボイラーの研究過程で矛盾の両項（単位蒸発量と水循環方式）の存在をつきとめ、ボイラー発達史から動力一般の技術史、さらに技術一般から道具の起源にさかのぼって研究を深め、技術は歴史を通じて動力と制御の矛盾をとおして発達していると、それを技術の内的発達法則として定式化したのである。それは、たまたま、「これまでの歴史記述は物質的生産、すなわちすべての社会的生活の基礎、したがってまたすべての現実の歴史の基礎をほとんど知らないのであるが、少くとも先史時代は自然科学的な、いわゆる歴史でない研究に基いて、道具や武器の材料にもとづいて、石器時代と青銅時代、鉄器時代とに区分されている」（『資本論』大月普及版第1分冊、237ページ）とのマルクスの慨嘆に答えたものとなっているため、わたしたちはこれによって太古から現代に至るまで、材料による区分をまじえることなく労働手段の制御方式の質的变化（転換）を基準として、技術史したがってまた社会史を区分することが可能になったのである。これによって、わたしたちは、生産様式を本質的に変える技術革命とそうではない技術の発達との区別が可能となり、土台、したがって経済的社会構成を変革する技術革命を歴史貫通的に抜き出すすべを教えられたのである。（②86～99ページ参照）。

であるから、「動力と制御の矛盾を唯物史觀の基本的カテゴリーに持ち上げた」——この表現はおかしくて頂けない、技術の歴史において唯物史觀、弁証法の正しさを検証したというべきだ²⁾——のは、石谷であって、わたしではない。わたしとしては、石沢がそのように「持ち上げ」てくれるるのは嬉しくないことではないが、それはプライオリティの無視、石谷の業績にたいする冒瀆というものである。石沢が、わ

たしの仕事をどれだけ持ち上げ、持ち下げようとも、それで科学的研究手続きを怠った言い訳にはなりはしない。

わたしは、石谷のこの分野の研究は、階層構造をもつ事物の部分と全体の関係を内在する根本要因まで掘り下げて具体的に解明した珍しい例であると思っている。それは、物理学の法則に支配されながら独自の生理学的法則が出現し、生理学の法則に支配されつつ独自の生態学的法則が出現するのと、階層性の点では全く同じである。石谷は専門のボイラーから出発しただけに、コンピュータの専門家がコンピュータの、通信機器の専門家が通信機の内的発達法則について論文を書いてくれることを、誰よりも歓迎するだろう、とわたしは思っている。けれども、それには、まずもって石谷の原典に就いて彼のいう技術の内的発達法則とはどういう内容のものであるかを十分に理解したうえで、その部分系であるコンピュータについての根本矛盾を抽出してみせるというのでなければならない。

ところが、石沢は「動力機関における動力と制御の矛盾」という石谷理論（79ページ左）などといっている。石谷は人力、畜力を含めた動力技術についての内的発達法則を示したが、水力タービン、電動機、内燃機関、油圧モータ、最近の発明に属する超電波モーターなどから成る動力機関一般については、未だ何も発表していないのである。それをすっかりとりちがえているのは、技術の内的発達法則に関する石谷論文を読んでいないか、読んでも全く理解できなかつたことを雄弁に物語っている。

こういう次第で、『コンピュータ科学と社会科学』、「コンピュータの内的発展法則」ともども、学問的研究、討論の名に値しない虚構でしかないのである。

VI. 動力用具は生産用具であること

石沢が字面のうえから思いこんでいるのとは反対に、「動力と制御の矛盾」は動力史のみに貫かれているのではない。石沢の「常識的」な否定、否認にもかかわらず、「動力と制御の矛盾」は現に作業用具、本来の生産用具の発達、それらの分化と結合を主軸に全技術史に貫徹さ

れている。石沢は、弁証法における矛盾とはどういうものかを知らないうえ、石谷論文を読んでいないため、当て推量で、動力と制御の矛盾は「全動力史」にのみ通用するとしているのである。動力技術史の研究のなかで石谷が把えた根本矛盾は単位出力と方式との矛盾であって、動力と制御の矛盾ではない。石谷が「動力と制御の矛盾が根本矛盾である」と立証したのは技術史全体についてである。だから、石谷は動力と制御の矛盾を技術における内的発達法則と呼んだのである。しかしながら、部分系は全体系とともににあるから、とくに労働手段のなかで重要な部分である動力技術において、動力と制御の矛盾が貫徹しているのは当たり前、いわばもがなのことである。

動力用具は生産用具から分化した生産の用具であり、動力用具（手段）という呼称は用途別による分類からきたもので、生産用具あるいは作業用具であることには、なんのかわりもない。動力用具の分化の契機、根本要因が単位出力と方式との矛盾で、これが動力と制御の矛盾の動力用具における特化であれば、動力用具分化後の生産用具、作業機の分化、それら分化した作業機と蒸気機関との再結合——体系化に動力と制御の2要因が貫かれていて当たり前ではないか。生産用具、作業用具の発達とは、動力を対象の変形に適合するように、すなわち制御して加える（伝える）機構の発達といってよいだろう。それは、要するに人間の腕と脚に代表される筋力（動力）活動と手と頭に代表される制御活動をどれほど容易にし、節約するかに帰着する。このようにして、労働の根本矛盾は全技術史に貫徹されているのである。

こうしたことが理解できず、「動力と制御の理論」を「動力機関論」だとおもいこんだところに妄言に妄言が重ねられることになっているのだが、それはたんに石谷論文に就いて研究しなかったことのみに由るのでない。わたしの『技術論論争史』、『技術論入門』、『生産様式の理論』を、以前に読んでいたとしてのことだが、改めて通読してみると程度の「科学的手続きを無視した」報い、罪と罰である。

こんどの「コンピュータの内的発達法則」には、それが拡大して現われている。すなわち、

石沢は「石谷氏の動力技術論に異論をもつてゐるわけではない。」一定方式のもとでの単位出力の上昇には限界があり、それを越えるためには新たな制御方式が必要だと説く石谷理論は、「技術者にとってきわめて常識的に理解できることである。」「けれども、根本思想がこのように常識的であるから誰にも理解されうるので」、「上記の事情を『動力と制御の矛盾』と表現することもごく自然である。」「だから動力機関は『動力と制御の矛盾』によって発達するとし、それを動力機関の内的発達法則とするのもきわめて自然に理解できる」（87ページ左）と書いている。

だが、石沢が復唱したつもりになって「上記の事情」自体は、質量の変化（機能、構造）であって、内的矛盾、根本矛盾の指摘ではない。石谷はだから「上記の事情」を動力と制御の矛盾とは表現していない、それを動力機関の内的発達法則とするようなことはしていない。技術における量的、質的変化を根本において規定しているのは労働の内的矛盾であると見えるのが、石谷の技術の内的発達法則である。読者は、技術者だという石沢の常識とは技術についての非常識のことであることを確認されたことであろう。石沢はさきには情報工学の専攻者として「動力機関の発達ならば動力と制御という要因で分析できるかもしれない」とい、こんどは技術者として振舞い、「石谷氏の動力技術論」は「常識的に理解できる」、「自然に理解できる」といって恥の上塗りをしているのである。

石沢がもし20年ものキャリアをもつ本当の技術者ならば、たとえ石谷論文を読んでいなくても、動力用具は基本的に脈管系統の容器部分と筋骨系統の作業用具との結合体として形成されていること、蒸気機関もボイラーとエンジン部分の結合体であること、電力生産の立場からみれば、ボイラーは蒸気の生産装置、発電機は蒸気エネルギーを電気形態に変換する生産用具——作業機でもあること、そのうえ本来の作業機を離れて動力機の発達は考えられないから、動力史を通じて貫徹されているといわれる内的矛盾、内的発達法則は全技術史を貫く法則に密接につながることぐらいの考えが浮んでよいはずである。

VIII. 作業機構の発達史

「石沢『コンピュータ科学』の正体」は、石谷学説の「常識的理解」から拙論へと向き直ったところで、もっとはっきり露出している。すなわち、こうである。

「生産用具が労働の諸側面の分化結合によって形成されること、その際たんなる原動力としての労働が分化することはわかる。けれども原動力としての労働が分化したあとさらに起る労働の分化結合を、すべて『動力と制御の矛盾』で説明するのはどう見ても無理ではなかろうか。制御のうちにもいくらでも矛盾が生ずるが、それは別に動力との矛盾に限られない。」（79ページ右）

右が、わたしに対する反問であるならば、

「生産用具が作業用具と動力用具とに分化したあとさらにおこる作業用具の分化をすべて『動力と制御の矛盾』で説明するのはどうしても無理ではないか」

とするのでなければ意味は通じ難い。労働の分割、分業は用具の分化、発達に規定されており、原則として後者の分化、発達が前者に先行しているのである。石沢のような「表現」は技術者の労働を技術だとする武谷適用説からきたものであろうが、ともあれそれは改めて考えてみると少なく、少しも無理ではないのである。けだし、動力用具自体は容器と機械的道具との結合体である（①72～80ページ参照）。それは、簡単な道具→それらの道具の集積→複合道具→それらの集積、多様化という道行きのあと、複合道具の運転を人力に代えるためにつくり出されたのである。動力用具分化以前の生産用具の発達が動力と制御の矛盾を源泉としており、動力用具が同じく動力と制御の矛盾を源泉として発達すること、していることが「常識的に」「きわめて自然に理解できる」のであれば、動力用具が分化したあとの作業用具の分化、発達もすべて動力と制御の矛盾を源泉としていることが、きわめて自然に理解できるはずである。石沢は道具から機械へ、機械体系からコンピュータ制御のオートメ体系への発達は動力と制御の矛盾では説明できないというのであろうか。

このような「技術者・石沢」に対しては、どう説明したらよいのか、あきれる方が先立ってすぐにはよい方法が浮んでこないが、差し当たり道具発達の歴史についてみるのが一番よいのではないか。動力用具分離後の作業用具の分化、発達を二つに分けてみよう。第1は分離された動力用具と結合されて労働過程に入る部類、第2は相変わらず人力によって運転、操作される生産用具である。

第1のものは牛につけられた犁、水車と結合される挽臼である。犁、挽臼の発達、機能の増大は、さし当り大型化であるが、それは牛と水車の単位出力とのかね合いである。犁の大型化は牛を単位出力のより大きな馬に代え、馬の品種改良、栄養と装具の改善が犁のさらなる大型化と有輪犁を出現させている。水車と挽臼についても略々同じであるから、動力と制御の矛盾は、ここでは十分に貫徹されている。第2のケースは、基本的に動力用具分離前と変わらないのである。すなわち、用途別へのさらなる分化、機能のいっそうの増大をめざして大小重軽さまざまな形態をもつものがつくられ、支出される労働者のエネルギーを節約しながら操作、制御を容易にし、より正確、精密な結果をもたらすようにさまざまな機構が工夫され、一定の発展段階で水車そして蒸気動力によって運転されることになる。門脇重雄が「技術史の時代区分についての石谷説の再検討」（『科学史研究』150号、1986年秋）と称してあげている作業機構=制御機構の発達順序を摘記すれば、つぎのとおりである。

- (1) 一種の作業機構をもつ段階——作業機構の一端に工具や加工対象物を装着することで回転運動や直線運動を与える構造をもつもの。弓ドリル、ひも旋盤、紡錘車。
- (2) 2種以上の作業機構をもつもの。糸の燃りかけ、巻き取りの機構化されている飛び子紡車。
- (3) ジェニー機のように、紡錘車で作業機構化されていた燃りかけ、巻き取りに加えて滑動子が糸を引き伸ばし、フォーラーが糸と紡錘との角度の変更と巻き取り時の糸の横送りが機構化され、労働者が直接に糸に触れる必要がなくなると機械の段階に入る。

おりばた

織機では労働者の手に残されていたが作業機構化されると機械になる。

(4) 飛び紡車で労働者の手に残されていた引き伸ばしと巻き取り時の糸の送りが作業機構化され、すべての機構が相互調整機構で結ばれ、水車で駆動されたのが水力紡績機である。飛び杼のある織機が相互調整機構、作業進行機構で結ばれて水車、蒸気機関で駆動されれば作業は次々に進行し、労働者は動力支出からも手の作業からも解放される。動力ミュール力織機がこれである。

門脇は、このように作業用具の機能と構造の発達のなかに動力と制御の矛盾が貫徹されていることと記述、確認しながら、石谷説の骨格を否認しようという矛盾同着を演じて、レフリーともどもそのことの自覚がないのである（③62～85ページ、参照）。

(5) 蒸気動力を電気形態に変え、電動機による作業機の駆動以後については改めて述べるまでもあるまい。必要な向きは②223～234ページを参照されたい。

以上のような門脇からの摘要は、大ていの技術史、経済史書にのべられていることで、専門家の間では常識に属する。石沢は、そうした概説書1冊を読む程度の勞を節約して、いいがかりをいっていることが知られたであろう。それにしても、石沢のいう「制御のうちにいくらでも生ずる矛盾」とは何だろうか。石沢は具体的には何も示さない。技術者・石沢は、こうしたことを見経験したことがないからではあるまい。思うに、これは「内的矛盾」とは作業・制御機構に生ずるトラブルとでも把えているせいではなかろうか。そこに、ソフトウェア発展の根本矛盾——但し、石沢は根本矛盾という用語は知らないのだが——は「メカニズムと表現」といった想念が生じたとしてよいようにも思われるのである。但し、ここまでくれば石沢が自己批判しないがきり、藪の中であるのはもちろんである。

むすび

以上かなり手厳しく石沢「法則」を支える基礎的素養のほどをあげつらってきた。牛刀鶏割

の思いもあるが、あえてそうしたのは、経済学の研究者たちが、これ以上ソフト労働手段説、機械そのもの論に振りまわされることのないことを念じたからである。石沢にしても、己の専門領域における研究業績では知る人も少いありますなのに（③49ページ参照）、あたかもコンピュータ開発の専門家であるように振舞うのは、もうやめにした方がよいのではないか。

けれども、もし、石沢が研究技術者としての己の限界を感じ、あるいはそのようなほのめかしに逢い、肩を叩かれ、切羽詰ってマルクス風味付けで思いつき高品を売り歩くようになったのであれば、情状酌量の余地がないものでもない。わたしの制止に反発したことではあっても、技術の内的発展法則の研究をやる気があるならば、何はともあれ、提唱者の論文に就いて、はじめからやり直したらよい。

石谷の、この分野の業績は日本が世界に誇りうる数少ないものの1つであるから、早晚、諸外国でも高い評価を獲得し、日本よりも外国で後続研究者がつぎつぎ現われてくるだろう。だから、わたしは石沢が技術の内的発展法則に関心をもつようになったこと自体は、大へん結構なことだと思っているのである。石沢が創始者の原典に就いて真面目に取り組むならば、学歴、経歴からも、わたしなどよりはるかに石谷学説を効率よく吸収消化し、すぐれた業績をあげ学界に貢献できるだろう。これを機会に自己批判し、立ち直ることを祈ってやまない。

- 1) ここに、マルクスの筋骨系、脈管系という直接的労働手段の種別、したがってそれらの分化、結合による体系化という把握が、いかに重要なものであるかが知られる。坂本賢三→渡辺俊らの発想の惨めさがわかるというものである。
- 2) 『資本論』では「根本矛盾」という表現こそしていないが、「個々の人間は、彼自身の筋力を彼自身の脳の制御のもとに活動させることなしには自然に働きかけることはできない」と、労働は本源的に動力と制御の2要因から成っていると把えられている。動力と制御は労働の多数の内的矛盾のひとつにすぎないのではなく、労働過程の根本矛盾である。

労働手段は客体化された労働である。したがって、労働過程の根本矛盾は労働手段の体系=技術の根本矛盾である資格を十分にもつてゐる。労働の生産性増大を追求する人間（社会）の努力が、労働手段の機能向上によって人間自身のエネルギー支出とその制御を自然力の

利用に代えることに向けられてきたのである。当初論文「再説・技術の内的発展法則」では、この側面からの展開に重点をおいたが、ここでは割愛した。

（なかむら せいじ）

（基礎研公開市民セミナー）

どうなる!?日本経済 現代経済の8大問題

情報化と国際化の中で、職場と暮らしが大きく変わりつつあります。また、女性の社会進出で家族や地域生活も変化し、財テク社会の下で、マネーが世界をかけめぐり、「金余り大国」日本とアジアやアメリカとの関係も大変動の中にあります。

マルクスが「その本質は不断の変化にある」としたところの資本主義はどこへ行くのか、日本経済はどこへ行くのかを、探る公開セミナーです。話題の新型間接税やコメの輸入自由化で政府・財界がねらうものも同時に解明します。

① 世界をかけめぐるマネーとドル危機の構図 財テク・フィーバーで本当に栄えるか	向 壽一 柳ヶ瀬孝三	京都教室 1988年 10月26日	大阪教室 10月27日
② 「情報革命」で飛躍する日本の産業技術 情報化のなかの中小企業	小林 正人 安満 弁吉	11月 9 日	11月 10 日
③ 急成長アジアNIESの強さと弱さ 長時間労働が支える日本の国際競争力	西口 清勝 十名直喜	11月30日	12月 1 日
④ 働く女性のゲンキ・パワーと「男」の対応 家族の中の仕事と暮らし	上掛利博 石川雅博	12月14日	12月 15 日
⑤ 高齢化社会の福祉・年金財源は何か 「消費税」は「公平」か	浅田和史 梅原英治	1989年 1月11日	1月 12 日
⑥ コメ輸入自由化でどうなる日本農業 生協・農協の新しい産直運動	江尻 彰 樺原正澄 長廻正	1月 25 日	1月 26 日
⑦ 資本主義はなぜ軍拡をやめられないのか アブナイ原発の政治経済学	藤岡 勝 林 堅太郎	2月 8 日	2月 9 日
⑧ ペレストロイカによる新しい社会主義への道 経済民主主義から社会主義へ	林田博史	2月22日	2月23日

時間 午後6時30分～9時。

会場 京都教室(京都府立文化芸術会館)、大阪教室(なにわ会館)。

会費 10,000円(全8回)。学生5,000円、無職者8,000円。

詳しくは基礎研事務所まで(☎075-245-2550、パンフレットあり)。

●基礎研だより●

1988年春季合宿研究交流集会の報告

1988年春季合宿研究交流集会が、3月19日（土）午後1時～20日（日）午後3時30分、のべ約50名が参加して、東大阪市のひらおか山荘で開催された。以下、その内容を当日のスケジュールにそって紹介してみよう。

第1日目の3月19日の午後1時30分から午後5時まで開かれた全体研究集会（シンポジウム）では、「現代の労働過程をどうとらえるか」を統一テーマとして、柳ヶ瀬孝三氏（京都支部）の司会で3名の基調講演が行なわれた。まず、「現代の労働過程をどう捉えるか——三大矛盾・帝国主義・労働過程——」と題して、藤岡惇氏（京都支部）が、アメリカの労働組織の再編を危機管理との関連で展開され、「主体形成」を促進する道として、職場で雇用確保と人間らしい労働のために、1) 総合的労働能力獲得のための闘争、2) 雇用確保・創出のための闘争、3) 核廃絶・民需転換のために自らで労働を組織する必要性、4) 多国籍企業による資本逃避・マネージャーの規制の必要性を述べられた。第2の基調講演は、「日本の経営の現代的構図——米国式経営との比較視点——」をテーマとして、十名直喜氏（大阪支部）が報告された。十名氏は、日本の経営はすぐれて対米依存型、高度成長対応型システムとして形成され、日本の経営の「強み」は米国式経営の「弱み」となって現われていると指摘された。そして、そのことが日米摩擦を激しいものにしていること。続いて、日本の経営の枠組と米国式経営の構造を論じられ、日本の経営の危機とその打開の方策を民主主義的なヘゲモニーと客観的条件との結びつきの中で見い出していくことが大事であるとさ

れた。第3番目の基調講演は、山西万三氏（滋賀支部）が、「OAと労働組織」について報告された。山西氏は、労働の指揮・命令過程における「コミュニケーション過程」の役割を強調され、事務労働過程とOA化を検討される中で、論をすすめられた。そして現在の特徴的な技術変化は、コンピュータリゼーションであり、コンピューター化のもとでオフィス労働が特徴的に受ける変化をコミュニケーションの質の変化としてとらえ、労働の疎外も含めて労働過程を再把握するための課題を整理された。以上の3氏の報告を受けて、討論は民主主義的危機管理戦略の問題、アメリカ式経営の内容、OA時代における新たな熟練概念の明確化、等について議論が深められた。総括的には、労働過程における労働者の主体性の問題、大きくは労働過程の研究は労働の解放のあり方にかかわる重要な課題であることが確認できたのではないだろうか。

夕食懇談会後に、研究科交流のつどいが大西広氏（研究教育委員長）の司会で、櫻原正澄（研究科委員長）の「研究科の現状と課題」の報告がなされ参加者による討論が行なわれた。紙数の関係で当日の討論の特徴だけを次の4点に要約させてもらいたい。まず第1は、各個人の発達のための課題を把握し、その経験を法則化することが現在求められていること。第2には、研究の成果の場としてのメディア確保の問題。そして第3には、地方研究生の修了論文作成を組織的に保証する体制づくりの課題。最後に第4として、若手問題・研究科の事務局問題を組織的・系統的に討論して行くことの必要性などが特徴的であった。

20日の午前中は、3分科会で7本の自由論題の個別報告がなされ

た。報告者とテーマは以下の通りであった。①鈴木裕史氏（第5学科・京都）「米・食管問題と我々の選択」、②村田純一氏（第1学科・合同）「管理主義教育をどうとらえるか」、③間崎元子氏（高知支部）「労働現場からみる医療保険制度改革の現状と問題」、④岡崎祐司氏（第2学科・京都）「岐路に立つ医療福祉と福祉労働」、⑤沼田延夫氏（第2学科・京都）「公企業民営化と郵政事業——職場の再編と労働組合のあり方——」、⑥成瀬龍夫氏（滋賀支部）「『生活様式の経済理論』を書いて」、⑦大西広氏（京都支部）・増田和夫氏（京都支部）「現代資本主義国家のとらえかたについて」の7本であった。

20日の午後は、大阪経済法科大学教授の林直道先生を講師に、「1988年日本経済の展望」と題した記念講演をお願い致した。紙数の関係で大変興味深かった点だけを紹介させていただく。まず第1に、1929年型世界恐慌の再来の可能性を検討されたこと。そして第2として、高齢化危機論を数字をあげて批判されたことなどが印象的であった。

最後に閉会集会が催され、藤岡惇氏（第11回研究大会実行委員長）から、第11回研究大会の成功のための取り組みが報告された。続いて、重森暁氏（『経済科学通信』編集局長）から「『通信』の普及について」の訴えがなされ、普及期間を5月1日から7月15日とし、3000部体制早期実現の必要性を強調された。そして最後に、森岡孝二氏（研究所理事長）から閉会のあいさつがなされ、春季合宿も成功的のうちに幕を閉じることになった。

（櫻原正澄 研究科委員長）

編集後記

▼「カネあまり」「財テクブーム」などと浮かれているなかに、先行きの不安と格差拡大などへの疑問が深まるこの頃です。その不安と疑問の根源を衝こうと企画したのが「ギャンブル・キャビタリズムの凋落」です。この“ギャンブル・キャビタリズム”という用語は、わが理事長森岡孝二氏の発案によるものです。

▼またまた新連載登場！「文学と経済学」。第1回は、ディケンズの「リトル・ドリット」について森岡氏に書いていただきました。文学に造詣の深い方、そして、経済学にも詳しい方、投稿を歓迎します。

▼投稿といえば、前号の石沢論文に対する中村静治氏の反論が掲載されています。本誌は、経済科学

の創造的発展とその担い手の交流を目指しています。そのためには論争的なものを積極的に掲載していきたいと考えています。もちろん、批判的論文を掲載したからといって、その見解を支持しているわけでもないことはいうまでもありません。あくまでも、それぞれの分野における理論的発展を期待し、できうるかぎり自由で広範な討論の場を提供したいと願うだけです。

▼ただ、いうまでもないことですが、論争は建設的なものでなければならず、とりわけ互いに経済科学の創造的発展を願って努力している者のあいだでは、相手の人格を傷つけることがあります。率直かつ建設的な論争を期待するところです。

▼今号にも、4人の特別モニター

の方の書評を載せることができました。前号とあわせて7人のモニターに登場を願ったことになります。ありがとうございました。今後とも、読者との交流を深めるような企画を組んでいきたいと思います。

▼前号の「研究所訪問」で、「大阪保育問題研究所」は「大阪保育研究所」の誤りです。謹んでお詫び申し上げ、ここに訂正させていただきます。

▼『経済科学通信』の特別普及運動を展開しています。身近に読者になっていただけそうな方をご存知でしたら、はがきや電話などで、ぜひご連絡下さいますようお願い致します。

(S)

経済科学通信 (季刊) 第57号 1988年10月1日発行

編集・発行

基礎経済科学研究所『経済科学通信』編集局
(〒602京都市上京区河原町通今出川下ル芝山ビル)
振替京都 8-1972 TEL(075)255-2450

編集局

芦田 直 梅原 英治 江尻 彰
角田 修一 小倉 信次 重森 曜
高橋 信一 高山 新 竹味 能成
中谷 武雄 西田 達昭 松野 周治
横山 寿一

印刷所

新日本プロセス株式会社
(〒601京都市南区吉祥院石原上川原町21)
TEL(075)661-5688

価格 1部 1,000円

定期購読費(年間4冊分) 3,600円(郵送料を含む)

好評！基礎経済科学研究所の出版物

経済学基礎理論研究所編

現代日本経済入門

汐文社・1972年・絶版

池上惇編著

現代世界恐慌と資本輸出

青木書店・1973年

池上惇・坂井昭夫・林堅太郎編著

現代日本資本主義の政治経済機構

労働経済社・1975年

基礎経済科学研究所・坂井昭夫編

日本の経済危機

労働経済社・1976年

基礎経済科学研究所編

資本論・帝国主義論年表

基礎経済科学研究所・1977年・絶版

向井喜典・池上惇・成瀬龍夫編

現代福祉経済論

青木書店・1977年

重森暁編

地域のなかの公務労働

大月書店・1981年

島恭彦監修

講座・現代経済学 全6巻

青木書店・1978年～1982年

基礎経済科学研究所編

人間発達の経済学

青木書店・1982年

森岡孝二・林堅太郎・佐々木雅幸編

入門・現代の経済社会

昭和堂・1985年

成瀬龍夫・小沢修司編

家族の経済学

青木書店・1985年

森岡孝二編

勤労者の日本経済論

法律文化社・1986年

基礎経済科学研究所編

労働時間の経済学

青木書店・1987年

基礎経済科学研究所編

講座・構造転換 全4巻

青木書店・1987年

基礎経済科学研究所編

『資本論』からみた現代 生活者の経済学

昭和堂・1988年刊行予定

基礎経済科学研究所編

資本論・帝国主義論対照「経済学総合年表」

青木書店・刊行予定

青木書店の新刊書案内

シミュレーション

税制改革

A5判並製
●1500円

静岡大学経済学・税法研究者会

安藤実・土居英二・浅利一郎
三木義一・金澤史男・瀬川久志

いまや、これ抜きに「税制改革」は語れない！

ペレストロイカは進む

稻子恒夫著

●スターリン時代の遺産とのたたかい

モダニズムと
ポストモダニズム

石井伸男・清真人著
後藤道夫・古茂田宏著

戦後マルクス主義
思想の軌跡

モダニズム対ポストモダニズムの構図はどこまで有効か、マルクス主義は戦後思想のなかでどのような位置にあつたか——現代のテーマとして、スターリン主義、実存主義、市民主義、「ポスト・モダン」を取りあげて徹底的に解明。

定価1600円
定価2500円

子どもたちの今へ向けて

——児童文学者からのメッセージ

定価1700円

いじめ、非行、自殺、家庭崩壊——今日の子どもたちをとりまく状況を、児童文学者たちはどう捉え、作品化してきたか。第一線の書き手33氏が子どもたちや自作にかけた想いを語る。

日本児童文学者協会編

今回の税制改革が産業・家計・財政にあたえる影響をコンピューターを駆使してシミュレーションする。

【主要目次】

〔第1章〕税制改革の全体像〔第2章〕国民世論の構造と動向〔第3章〕シミュレーションの全体構造〔第4章〕消費税が産業にあたえる影響予測〔第5章〕消費税が家計にあたえる影響予測〔第6章〕消費税が財政にあたえる影響予測〔第7章〕税制改革の方向〔第8章〕財政構造からみた税制改革〔資料〕静岡市内事業者の意見、税制改革6法案要綱・全文ほか

東京都千代田区神田神保町1-60/電話・03(292)0481/振替・東京8-36582